

# 福岡県災害時医療救護マニュアル

平成19年3月

福岡県保健福祉部

## 第1 総論

1 本マニュアルの活用にあたって	
①マニュアルの目的	1
②マニュアルの位置づけ	1
③医療救護体制	1
④マニュアルの構成と使い方	2
⑤情報収集・連絡体制	2
⑥その他	2
2 災害時の組織の役割	
(1) 医療機関	3
①災害拠点病院	3
②救急病院・救急診療所	4
③医療救護所	4
④医師会（県医師会、都市医師会）	4
⑤県歯科医師会	5
⑥日本赤十字社福岡県支部	5
(2) 行政機関	5
①市町村	5
②県（総務部・保健福祉部、保健福祉環境事務所）	5
③消防機関	5
④警察	5
3 トリアージ	
(1) トリアージ	6
(2) トリアージの実施要領	6
①実施場所	6
②実施者	7
③実施基準	7
④留意事項	7
⑤トリアージ・タッグ	8

## 第2 災害に対する平時からの備え

### 1 医療機関

(1) 災害拠点病院	9
①災害に対する心構え	9
②病院防災マニュアル（災害対策マニュアル）の作成及び見直し	9
③防災訓練	9
④災害に対する施設、設備、ライフライン等の備え	9

⑤医療従事者への教育	11
⑥地域における関係機関との連携体制の充実	11
(2) 救急病院・救急診療所	11
(3) 医師会	11

## 2 行政機関

(1) 市町村	11
(2) 県	11

## 第3 災害時の医療情報の収集・提供

1 福岡県広域災害・救急医療情報システム	12
2 災害時の業務	
①入力業務	13
②照会業務	13
3 操作要領	14

## 第4 災害時の医療救護活動

1 災害時の医療救護体制	
①被災地内の医療機関	15
②被災地外の医療機関	15
③行政機関	15
2 被災地内の医療機関	
(1) 灾害拠点病院	17
①災害発生直後の対応	17
②医療救護活動の実施	18
③対応が困難な負傷者が発生した時の対応	20
④医薬品、医療スタッフ等が不足した時の対応	20
⑤遺体への対応	20
⑥報道機関や負傷者の親族への対応	20
(2) 救急病院・救急診療所	20
(3) 医療救護所	20
①設置基準	21
②開設場所の検討	21
③医療救護班の派遣要請	22
④医療救護所での医療救護活動の流れ	23
(4) 医師会	
①県医師会	24
②都市医師会	24

<b>3 被災地外の医療機関</b>	
(1) 災害拠点病院	25
①災害発生直後の対応	25
②被災地からの負傷者の受入	25
③医療救護班の派遣	25
(2) 救急病院・救急診療所	26
(3) 郡市医師会	26

<b>4 災害時の行政機関</b>	
(1) 福岡県災害対策本部	
①県災害対策本部等の設置・配置要員基準	27
②県災害対策本部の設置場所	27
③県災害対策本部医療救護対策窓口	27
④県災害医療情報センター	27
⑤災害発生直後の情報収集及び整理・伝達	28
⑥市町村から支援要請を受けた場合の対応	28
(2) 福岡県保健福祉環境事務所	
①災害発生直後の情報収集及び整理・伝達	29
②県災害対策本部から支援指示を受けた場合の対応	29
(3) 市町村災害対策本部	
①災害発生直後の情報収集及び整理・伝達	31
②医療機関から支援要請を受けた場合の対応	31

## 第5 災害時の医療救護活動の補完体制

<b>1 ドクターへリ</b>	
①ドクターへリ	3.5
②ドクターへリの概要	3.5
③出動基準	3.5
④高速道路上での救命・救急活動	3.5
⑤災害時の対応	3.5
<b>2 災害時緊急医薬品等の備蓄体制</b>	
①災害時緊急医薬品等の備蓄体制	3.7
②災害時緊急医薬品等の備蓄内容	3.7
③災害時緊急医薬品等の備蓄先	3.7
④災害時緊急医薬品等の供給	3.8
<b>3 災害時における透析患者への情報提供</b>	
①災害時における透析医療機関の情報提供	3.9

## 参考資料

# 第1 総論

## 1 本マニュアルの活用にあたって

### ①マニュアルの目的

本マニュアルは、概ね震度5強以上の地震など大規模災害が発生した場合に、医療従事者及び行政職員（市町村、県）が、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるように作成したものです。

### ②マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、福岡県地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、事故対策編）に記載した医療救護に関して、これを運用するために作成した標準的な活動マニュアルです。

【福岡県地域防災計画（医療救護関連）は、参考資料14 p61～67に掲載】

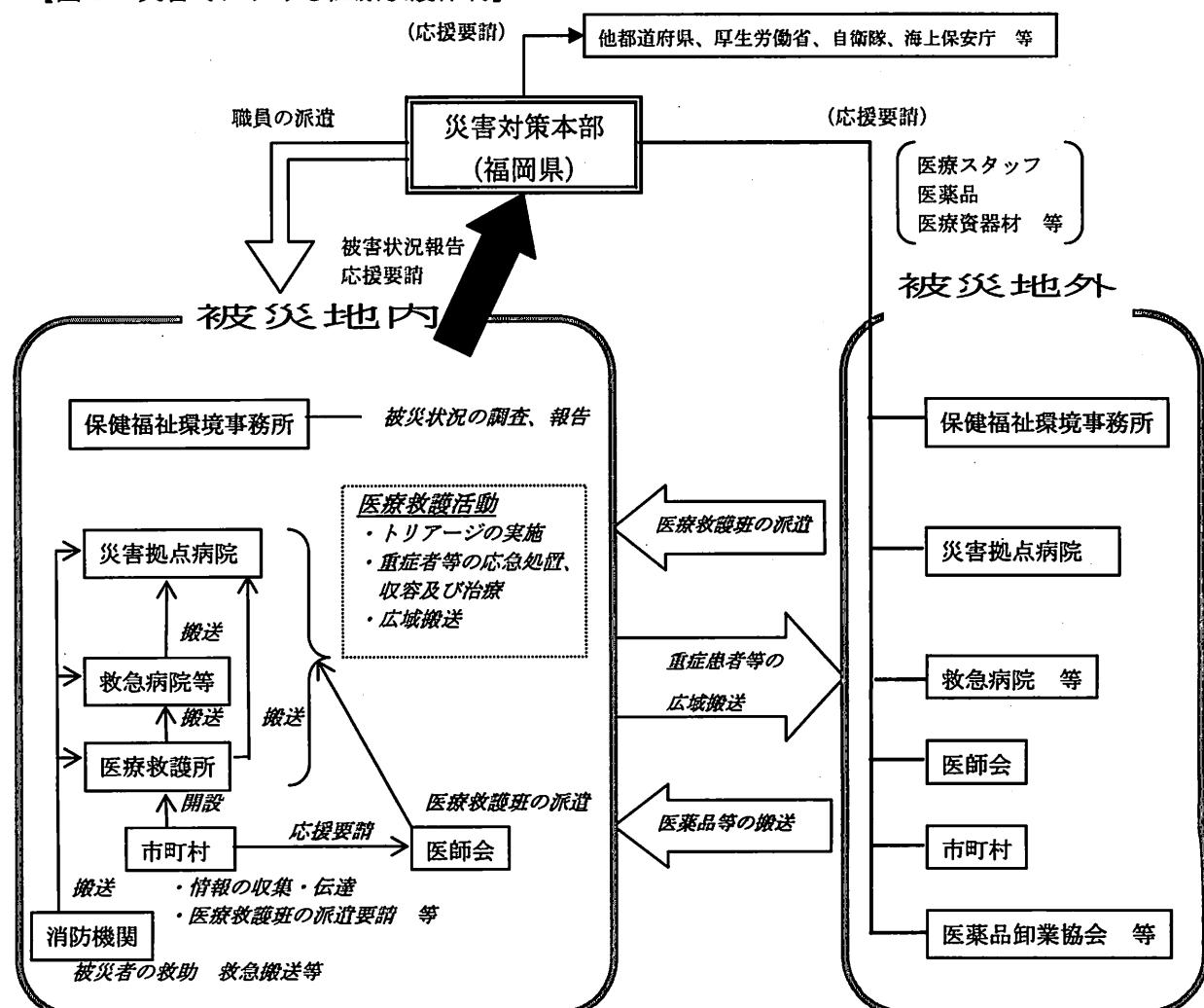
### ③医療救護体制

災害時における医療救護体制の基本的なイメージは図1に示すとおりです。

被災地内においては、トリアージ等により負傷者を緊急度、重症度等によって分類し、これに応じて応急処置、救急搬送、医療機関での治療等を行います。また、一部の重症患者については、被災地外の災害拠点病院等へ広域搬送を行います。

一方、被災地外（ある程度の物的被害等はあっても、負傷者等が多数発生していない被災地内の地域も含む。）においては、医療救護班を編成し現地に派遣するなど、被災地内の医療救護活動を支援します。

【図1 災害時における医療救護体制】



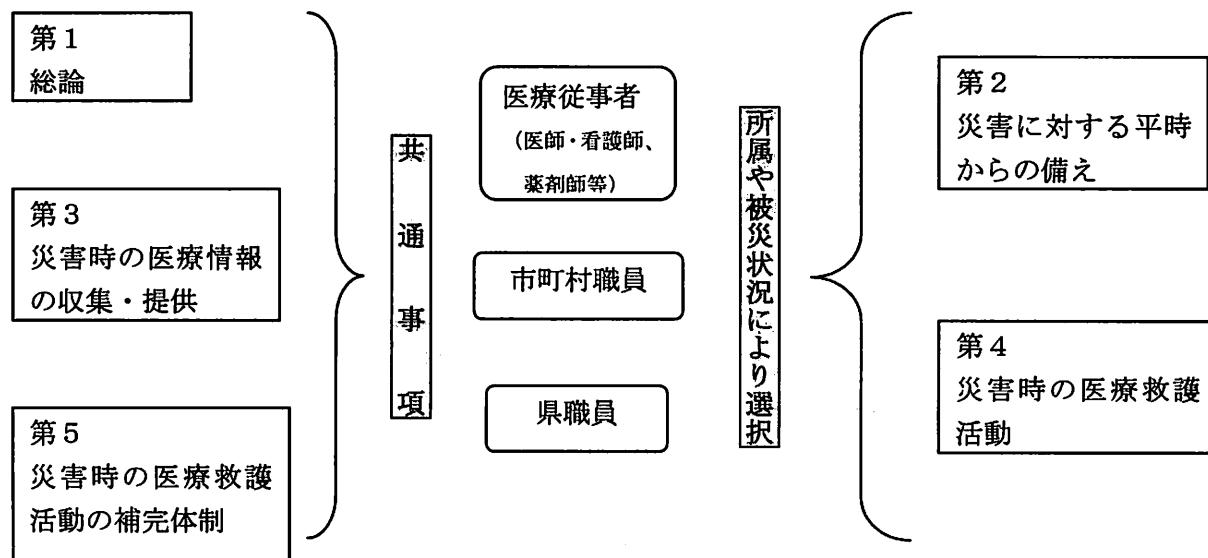
#### ④マニュアルの構成と使い方

本マニュアルは、医療従事者及び行政職員を対象としたものです。

「第1 総論」、「第3 災害時の医療情報の収集・提供」及び「第5 災害時の医療救護活動の補完体制」には、上記関係者が共通認識を図るべき事項を記載しています。

「第2 災害に対する平時からの備え」及び「第4 災害時の医療救護活動」には、上記関係者が所属や被災状況により該当部分を選択して参照できるように記載しています。

【図2 マニュアルの構成と使い方】



#### ⑤情報収集・連絡体制

災害拠点病院等の医療機関及び行政機関が、円滑な医療救護を行うために不可欠な医療情報の収集・連絡は、福岡県広域災害・救急医療情報システムを基本とし、電話（固定、携帯）、FAX、メール（パソコン、携帯）など複数の手段を用いて確実に相手に伝わるようにしてください。

また、関係機関の間で、医療救護班の派遣要請、不足医薬品の供給要請などの公的な支援要請を行う場合には、文書として整理する必要性から、基本的にFAXで行うこととします。ただし、やむを得ず口頭で伝達・要請した場合は、事後速やかに相手先にFAX又は文書を提出します。

#### ⑥その他

このマニュアルは、災害時における医療救護活動の基本的な手順を示していますが、各機関の体制及び被災状況等に応じ、臨機応変に活動するよう心がけてください。

## 2 災害時の組織の役割

大規模災害時には、短時間に多数の負傷者の発生が予想されます。これらの多くの負傷者の医療を確保するためには、災害拠点病院等の医療機関及び行政機関が役割分担を図り、相互に連携することが不可欠です。このため、福岡県地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、事故対策編）においては、関係機関の役割として概ね次のように定めています。

### （1）医療機関

災害時に対応する主な医療機関は、災害拠点病院、救急病院・救急診療所、医療救護所であり、医療救護活動として、負傷者の受入れを始め、関係機関の要請に応じて、医療救護班を医療救護所等へ派遣します。なお、医療機関ごとの役割分担については次のとおりです。

#### ①災害拠点病院

災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）は、医療救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や高度救命医療を必要とする負傷者の収容、治療を行う地域の中核的な医療機関で、次の機能及び施設・設備を有するものです。

##### （ア）機能

- 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行う。
- 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応を行う。
- 自己完結型の医療救護チームの派遣を行う。
- 地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

##### （イ）施設及び設備

###### ○施設

- ・医療施設
  - \* 病棟（病室、ICU 等）
  - \* 救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）
  - \* 災害時における負傷者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること
- ・救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること
- ・電気等のライフラインの維持機能があること
- ・原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること

###### ○設備

- ・広域災害・救急医療情報システム
- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に必要な診療設備
- ・負傷者の多数発生時用の簡易ベッド
- ・医療救護チーム派遣に必要な緊急車両、被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等

##### （ウ）指定

本県では、二次医療圏に 1 カ所以上（適合する医療機関がない医療圏においては、近隣の医療圏との相互補完により整備する）を指定しています。さらに、それらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を有するなど地域災害医療センターの中核となる「基幹災害医療センター」を指定しています。

【災害拠点病院連絡先一覧は、参考資料 11 p 52～53 に掲載】

【表1 県内の災害拠点病院一覧】

地 域	災 害 拠 点 病 院 名	指 定 数
福岡 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立病院機構九州医療センター*</li> <li>・済生会福岡総合病院(救命救急センター併設)</li> <li>・福岡大学病院(救命救急センター併設)</li> <li>・九州大学病院(救命救急センター併設)</li> <li>・福岡赤十字病院</li> <li>・福岡和白病院</li> </ul>	6
北九州 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市立八幡病院(救命救急センター併設)</li> <li>・北九州総合病院(救命救急センター併設)</li> <li>・北九州市立医療センター</li> <li>・産業医科大学病院</li> <li>・健和会大手町病院</li> <li>・九州厚生年金病院</li> </ul>	6
筑 豊 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯塚病院(救命救急センター併設)</li> <li>・田川市立病院</li> </ul>	2
筑 後 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米大学病院(高度救命救急センター併設)</li> <li>・聖マリア病院(救命救急センター併設)</li> <li>・大牟田市立総合病院</li> </ul>	3
合 計		17

\* 国立病院機構九州医療センターは、基幹災害医療センターです。

## ②救急病院・救急診療所

救急病院・救急診療所は、平時から地域の救急医療機関として、救急患者を受け入れています。

災害時においても、入院患者の安全を確保しつつ、自力又は近隣住民により搬送される負傷者や、医療救護所等から搬送される重症患者等の治療などを行います。

【救急病院・救急診療所連絡先一覧は、参考資料12 p54～57に掲載】

## ③医療救護所

市町村は、大規模災害等により多数の負傷者が一度に発生した場合や、医療機関が多数被災し十分機能しないと判断した場合等に、医療救護所を設置します。

## ④医師会

### (ア)県医師会

県と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、医療救護活動を行います。

また、指定地方公共機関としての責務に基づき、県からの要請がない場合でも、自らの判断で積極的に医療救護活動に協力します。なお、この場合には、県に対し事後報告するものとします。

【災害時の医療救護活動に関する協定は、参考資料16 p74～76に掲載】

### (イ)都市医師会

市町村と「災害時の医療救護活動に関する協定」等を締結するなど、積極的に医療救護活動に協力します。

【医師会連絡先一覧は、参考資料7 p49に掲載】

## ⑤県歯科医師会

県と締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、医療救護活動を行います。

また、指定地方公共機関としての責務に基づき、県からの要請がない場合でも、自らの判断で積極的に医療救護活動に協力します。なお、この場合には、県に対し事後報告するものとします。

【災害時の歯科医療救護活動に関する協定は、参考資料17 p77~79に掲載】

【歯科医師会連絡先一覧は、参考資料9 p50に掲載】

## ⑥日本赤十字社福岡県支部

県と締結した「災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約」に基づき、医療救護活動を行います。また、指定公共機関としての責務に基づき、県からの要請がない場合でも、自らの判断で積極的に医療救護活動に協力します。なお、この場合には、県に対し事後報告するものとします。

【災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約は、参考資料18 p80に掲載】

## (2) 行政機関

地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県及び市町村は、必要に応じて災害対策本部等を設置し、被害情報の収集伝達、救出救助、交通・輸送対策、ライフライン復旧などの応急対策とともに、医療救護活動を行います。

なお、市町村及び県の役割分担や消防機関及び警察が行う応急対策のうち、医療救護活動と関連が深いものについては、次のとおりです。

### ①市町村

市町村は、被災情報を収集し、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、都市医師会等の協力を得て、医療救護班を医療救護所へ派遣するなど、第一義的に医療救護活動を実施します。

【市町村（防災担当課）連絡先一覧は、参考資料5 p43~47に掲載】

### ②県

#### (ア) 総務部・保健福祉部

広域的に市町村を応援・補完する観点から、県医師会、災害拠点病院等の関係機関の協力を得て、医療情報を収集し、医療救護班の派遣などの広域支援活動を行います。

また、状況に応じて国や他都道府県へ各種支援を要請します。

【九州・山口9県災害時相互応援協定関係は、参考資料15 p68~73に掲載】

#### (イ) 保健福祉環境事務所

市町村や都市医師会等の協力を得て、負傷者や患者の搬入状況等の情報を収集し、保健福祉部に報告します。また、必要に応じて医療救護班を派遣します。

【保健所連絡先一覧は、参考資料4 p42に掲載】

### ③消防機関

災害現場での被災者の救出・救助、負傷者のトリアージ、医療機関への救急搬送等を行います。

【消防機関連絡先一覧は、参考資料6 p48に掲載】

### ④警察

災害現場付近等の危険箇所の警戒、当該地域の交通秩序の確保、死体の見分・検視等を行います。

### 3 トリアージ

地震などの大規模災害時において、限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品、医療資器材等）を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の治療を行い、一人でも多くの命を救うためには、負傷者の傷病の緊急度や重症度に応じて、治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って救助、応急処置、搬送、治療を行うことが大切となります。

#### （1）トリアージ

トリアージとは、災害医療の3T、選別(Triage)、応急処置(Treatment)、搬送(Transportation)のうちのひとつで、負傷者を緊急度、重症度等によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることです。なお、負傷者の状態や医療資源、搬送条件は変化しますので、トリアージは繰り返し行います。

#### （2）トリアージの実施要領

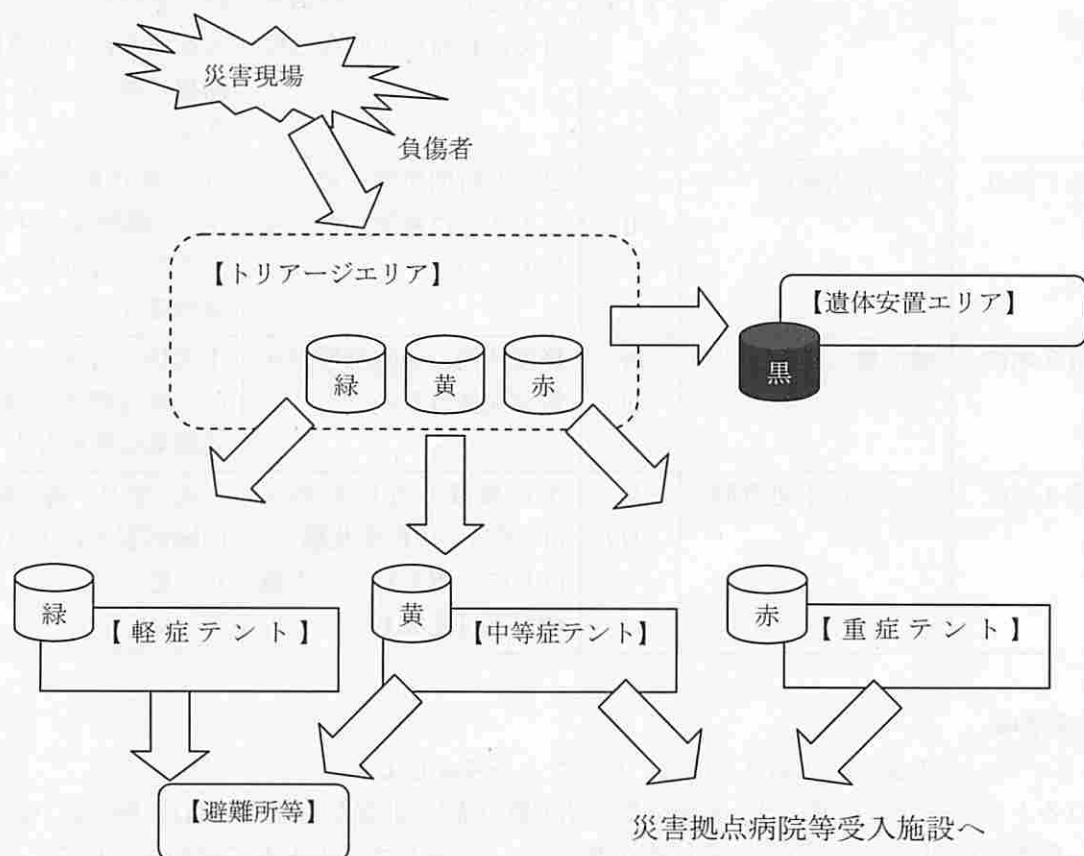
##### ①実施場所

トリアージは、災害現場、医療救護所、医療機関等で行われます。

(ア) 災害現場では、ある程度の広さを確保できる安全な場所で行います。

(イ) 医療救護所や医療機関等では、負傷者の殺到による混乱を避けるために、病院等の入口付近にトリアジエリアを設けます。

【図3 標準的な作業フロー】



## ②実施者

医師、看護師、救急救命士等がトリアージを行います。

トリアージには、負傷者の緊急度や重症度を短時間で判断することが求められるため、平時に十分なトレーニングが必要となります。

(ア)災害現場では、主に搬送順位の決定を目的として、最初に到着した救急隊の救急救命士などがトリアージを行い、必要な応急処置を行います。

また、医療救護班などの医師が災害現場に到着した後は、看護師や救急救命士と協力してトリアージ及び応急処置等を行います。

※死亡確認については必ず医師の判断を受ける必要があります。

(イ)災害拠点病院等の医療機関では、医師が、主に治療順位や後方搬送が必要な場合の搬送先医療機関の決定を目的としてトリアージを行います。このため、トリアージ実施責任者及び責任者不在時の代理者についてあらかじめ指定しておくことが必要です。

※トリアージを実施する医師は、外科的経験が十分あり、災害医療に関する十分なトレーニングを受けておくことが必要です。

## ③実施基準

負傷の緊急度、重症度に応じて次の4区分に分類し、トリアージ・タッグを付けます。

【表2 トリアージの実施基準】

優先度	分類	色別	傷病状況	具体的な事例
第1順位	最優先緊急治療群	赤 (I)	生命、四肢の危機的状態であるが、直ちに処置を行えば救命が可能なもの	気道閉塞または呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血または止血困難、開放性胸部外傷、ショックなど
第2順位	非緊急治療群	黄 (II)	2~3時間処置を遅らせても生命に危険がない程度のもの	(全身状態が比較的安定)脊髄損傷、中等熱傷、大骨折、合併症のない頭部損傷など
第3順位	軽症群	緑 (III)	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折、打撲、捻挫、脱臼、軽度熱傷、擦過傷、過換気症候群など
第4順位	死亡及び不処置群	黒 (O)	生命微候のないもの又は、明らかに即死状態で、直ちに処置を行っても救命が不可能なもの	圧迫、窒息、高度脳障害、内臓破裂等により心肺停止状態

## ④留意事項

トリアージを実施するにあたっては、次のことを考慮します。

(ア)各トリアージエリアには、最優先緊急治療群(赤)、非緊急治療群(黄)、軽症群(緑)の負傷者が区別できるように、それぞれのスペースを確保するとともに識別表示します。

(イ)負傷者及び救急搬送の動線が一方向となるように、進入路や搬出路を確保します。

(ウ)トリアージエリアから少し離れた場所に、死亡及び不処置群(黒)と確認された者を安置する場所を確保します。

- (イ) 家族等からの問い合わせに対応するため、情報の収集、処理、伝達等を担当する者を定め、搬送、収容された負傷者の氏名等をトリアージエリアに掲示するなどの周知に努めます。
- (オ) トリアージは1回だけで終わらせるのではなく、災害現場への医療救護班などの医師到着後や病院収容後などに繰り返し行います。
- (カ) トリアージ・タグは、原則として右手首関節部へ付けます。しかし、その部位が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で付ける部位を変えます。(衣服や靴等には付けない。)

##### ⑤ トリアージ・タグ

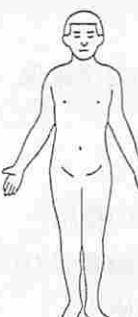
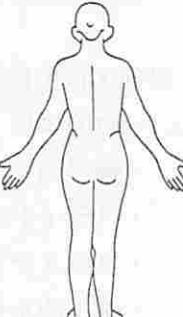
大規模災害時には、多数の医療従事者や応援班が被災地に参集し共同作業を行うため、誰が見てもトリアージの結果を容易に理解でき、直ちに次の行動に活かせるよう表示するために用いられるのがトリアージ・タグです。

このトリアージ・タグは23.2cm(縦)×11cm(横)の台紙に複写の用紙が2枚からなっており、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」とし、本体の台紙は「収容医療機関用」となっています。

【図4 トリアージ・タグ】

(表)

(裏)

トリアージ・タグ (災害現場用)				福岡県
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex)	
			男 (M)	
			女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名		
搬送機関名		収容医療機関名		
トリアージ実施場所				
バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない	
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸		
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず		
	血圧	/	mmHg	
トリアージ区分		0	I	II III
0				
I				
II				
III				
トリアージ・タグ 特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)				
----- ----- ----- -----				
 				
0				
I				
II				
III				

## 第2 災害に対する平時からの備え

医療機関を始め関係機関は、平時から施設、設備、ライフライン等のハード面を整備するとともに、マニュアルの作成・見直し、防災訓練の実施等のソフト面の充実・強化を図ります。

### 1 医療機関

#### (1) 災害拠点病院

##### ①災害に対する心構え

(ア)災害時に迅速な防災・医療救護体制がとれるよう、平時から、「災害対策委員会」等の組織体制の構築を図ります。

(イ)病院管理者は、定期的に防災訓練や研修会を開催し、災害時の医療救護活動に関する職員の教育と意識の向上を図ります。

##### ②病院防災マニュアル（災害対策マニュアル）の作成及び見直し

施設の地域特性（地理、地形、気候、人口密度、交通、周辺施設）を考慮した病院防災マニュアルの作成及び見直しを行います。

##### ③防災訓練

定期的に防災訓練を開催し、病院防災マニュアルに従った医療救護訓練を行います。

また、関係機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図ります。

##### ④災害に対する施設、設備、ライフライン等の備え

災害に対応できる施設、設備、ライフライン等を確保します。

###### (ア)施設の防災対策

- 施設の耐震、耐火、耐水構造強化・維持
- 配管構造（水道、ガス、電気、電話線）の強化・維持
- エレベーターの耐震性強化・維持

###### (イ)設備・医療機器の安全確保

###### ○一般的事項

- ・棚の固定
- ・スライド式扉の採用
- ・プラスチック製容器の採用
- ・落下防止板の使用
- ・重量物（テレビ等）の落下防止
- ・キャスター付器具におけるストップバー使用の励行

###### ○医療用機器

- ・医療機器の固定
- ・火災予防（厨房、消毒室、滅菌室等）
- ・放射線事故防止

###### ○事務用機器

- ・重要書類（カルテ等）の類焼、被水防止
- ・コンピューターデータの消失防止（バックアップ）

## (ウ)ライフラインの確保

### ○事前対策

- ・水、電気、燃料（ガス、石油）、電話などの災害時優先使用と優先復旧契約
- ・保守管理会社との災害時優先復旧工事契約

### ○医療用水、飲料水の確保

- ・埋没型貯水槽と用水ポンプの整備
- ・貯水タンクの耐震性強化
- ・地下水源（井戸水）の確保
- ・高速浄水装置の設置
- ・ポリバケツ、ポリタンクの備蓄

### ○電気の確保

- ・非常用自家発電装置の整備（耐震性、空冷式が望ましい）
- ・大容量バッテリーの常備
- ・移動式発電器の常備
- ・各種乾電池の備蓄、太陽電池の利用

### ○燃料の確保

- ・地下式油槽の設置
- ・LPガス器具の備蓄

### ○食料の確保

- ・職員用も含めて2、3日分の保存食の分散備蓄

### ○汚物、医療廃棄物処理機能の確保

## (イ)医療品、医療資器材の確保

### ○備蓄量

- ・通常使用量の48時間分を目標に医薬品、医療資器材の備蓄に努める。

### ○備蓄品目（災害時に、使用頻度が高いと考えられる医薬品、医療資器材）

- ・輸液製剤：細胞外液補充液（ラクテック等）、代用血漿（ヘスパンダー等）
- ・蛋白製剤：プラズマ、ハプトグロビン、テタノブリーン等
- ・ショック治療薬：ドーパミン、重炭酸水素ナトリウム（メイロン等）
- ・消毒：洗浄剤、消毒液（イソジン等）、洗浄用等張食塩水
- ・衛生資材：ガーゼ、消毒用綿球、包帯
- ・骨折固定具：ギブス、副子、バストバンド
- ・カテーテル類：バルンカテーテル、中心静脈カテーテル

## (オ)その他の医療資器材（以下の医療資器材についても、備蓄に努める。）

- ・簡易ベッド
- ・簡易担架
- ・ビニールシート
- ・トリアージ・タック
- ・応急処置用光源
- ・屎尿固化剤
- ・衛生用品
- ・救助用器具：斧、バール、鋸、ロープ、照明、ヘルメット、ハンドマイク等

#### ⑤医療従事者への教育

研修会や講演会を随時開催し、災害時の医療救護活動に関する教育を行います。

#### ⑥地域における関係機関との連携体制の充実

災害時には、多数の負傷者が一度に来院したり、搬送されたりすることが想定されるため、円滑な医療救護活動が行えるよう、各地域の救急病院・救急診療所、都市医師会、消防機関、警察等と平時から機会を捉え、連絡体制の確認や合同訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。

### (2) 救急病院・救急診療所

「(1) 災害拠点病院」に準じて、ハード面及びソフト面の充実・強化に努めます。

### (3) 医師会

災害時における医療救護班の派遣要請に備え、平時から県及び市町村と十分に協議を行うとともに、地域の災害拠点病院や救急病院・救急診療所等との連絡体制の確認や合同訓練の実施など連携体制の充実を図ります。

## 2 行政機関

### (1) 市町村

市町村は、市町村地域防災計画に災害時の医療救護活動を位置づけるとともに、都市医師会を始め地域の医療機関と十分に協議を行い、医療救護所の設置や医療救護班の派遣等についても必要に応じて協定を締結するなど、所要の措置を講じます。

(ア)医療救護所の設置予定場所

(イ)医療救護所の設置基準

(ウ)医療救護班の編成

(エ)医療救護班の出動要請手順（どこに、どのような手続きで）

(オ)負傷者の搬送体制

○現場から医療救護所への搬送

○医療救護所から後方医療施設（災害拠点病院、救急病院・救急診療所等）への搬送

○医療機関の入院患者等の転院搬送

(カ)後方医療施設（災害拠点病院、救急病院・救急診療所等）の確保

### (2) 県

県は、県医師会、災害拠点病院等と定期的に災害時の医療救護体制について協議するとともに、福岡県広域災害・救急医療情報システムを活用した災害医療情報の収集・伝達訓練や災害時を想定した医療救護訓練を実施します。

県保健福祉環境事務所においては、管轄市町村が策定した地域防災計画の医療救護計画や、市町村や医療機関との連絡体制等を十分把握するとともに、保健福祉環境事務所医療救護班を編成します。

### 第3 災害時の医療情報の収集・提供

災害時に、迅速かつ適切な医療救護活動を実施するためには、医療情報の的確な把握と関係機関による共有が重要です。

本県では、福岡県広域災害・救急医療情報システムを基本に、医療情報の収集・連絡体制を構築しています。医療機関においては、システム担当者を複数定め、情報が錯綜する災害時でも迅速に対応できるようにしてください。

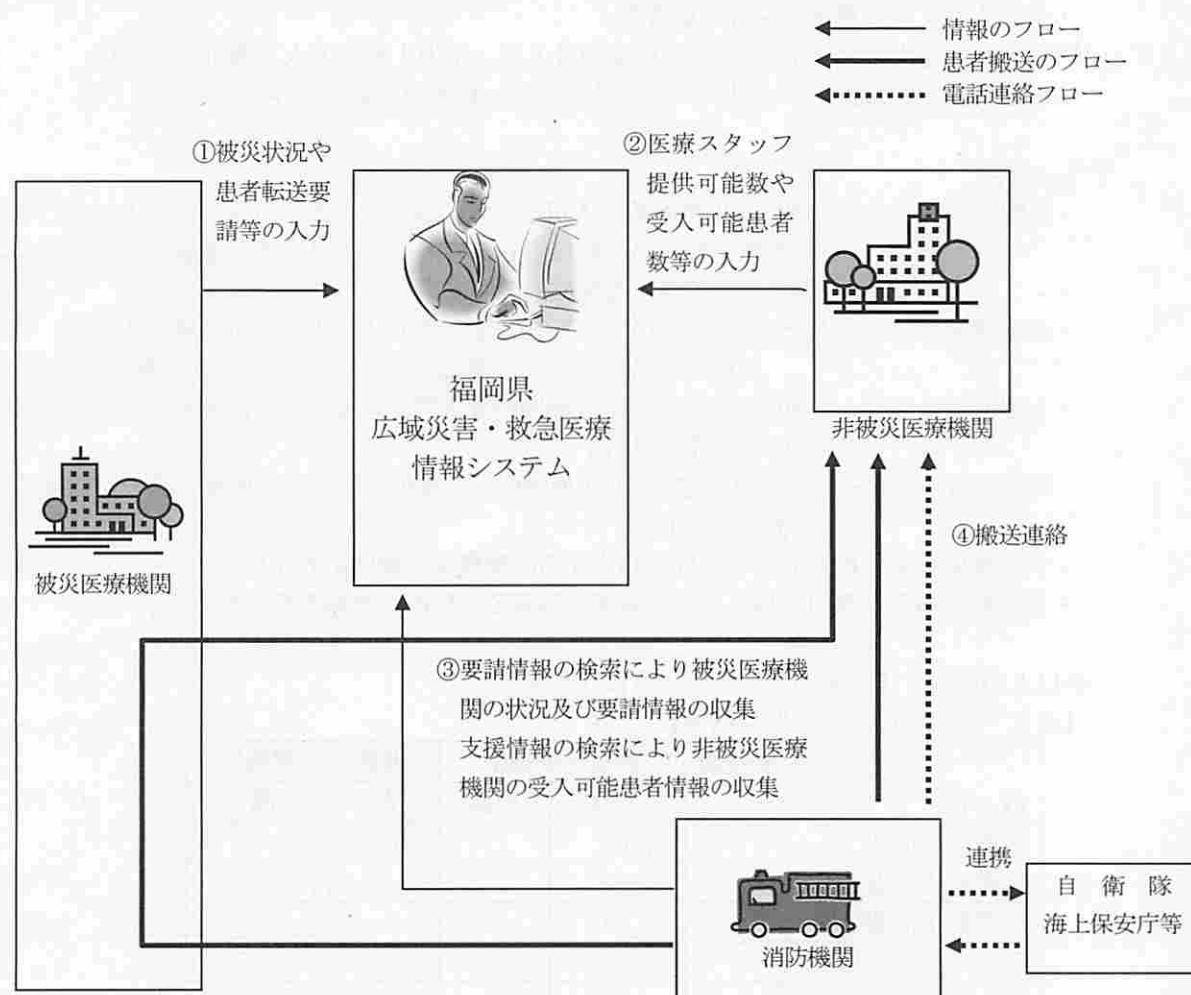
#### 1 福岡県広域災害・救急医療情報システム (<http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp>)

福岡県広域災害・救急医療情報システム（以下「災害医療情報システム」という。）は、厚生労働省広域災害・救急医療情報システム（<http://www.wds.emis.or.jp>）に連動したシステムであり、災害医療情報に関し、全国共通の入力項目が設定されています。これにより、全国の医療機関、医療関係団体、消防機関や保健所を含む行政機関等が、被災地の医療機関の状況、全国の医療機関からの支援申出状況等を把握することができます。

このため、災害時には、県及び医療機関等は、本システムを活用して、県内はもとより県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、被災状況、患者転送要請、災害患者受入状況等の情報収集、提供を行うことができます。

このシステムは、福岡県救急医療情報センター（財団法人福岡県メディカルセンター）が24時間365日体制で運用しています。

【図5 福岡県広域災害・救急医療情報システム活用イメージ】



## 2 災害時の業務

災害発生時には、県（救急医療情報センター）は、災害医療情報システム一斉通報機能（FAX及びパソコンメール）等を利用して、災害拠点病院及び救急病院・救急診療所等（以下「災害拠点病院等」という。）へ災害発生を緊急通報します。併せて、各災害拠点病院の災害対応責任者の携帯電話にもメールで緊急通報を行います。これを受け、災害拠点病院等は、院内の状況等を確認の上、診療可否情報等を入力します。

一方、消防機関、保健福祉環境事務所、医師会等は、災害拠点病院等からの入力情報を照会します。

なお、災害拠点病院等は、入力した情報の更新に努めるとともに、非被災医療機関のうち、その時点で支援可能な医療機関においては、他の医療機関からの患者転送要請や医療スタッフ派遣要請の有無を隨時照会します。

### ①入力業務

#### (ア)被災医療機関の場合

- ・医療機関情報（診療の可否、被災状況）
- ・受け入れている重症・中等症患者人数
- ・患者転送情報（転送が必要な重症・中等症患者人数）
- ・ライフライン等状況（電気、水、医療ガス等ライフライン設備の状況）
- ・受入可能患者数（重症・中等症・軽症患者人数、手術・熱傷・人工透析患者数）
- ・医療スタッフ要請人数（外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等）

#### (イ)非被災医療機関の場合

- ・医療機関情報（診療の可否）
- ・受け入れている重症・中等症患者数
- ・受入可能患者数（重症・中等症・軽症患者人数、手術・熱傷・人工透析患者数）
- ・医療スタッフ提供人数（外科系・内科系医師、看護師、薬剤師等）

### ②照会業務

- ・医療機関状況検索（地区、手術患者受入可否、人工透析患者受入可否、受け入れている患者の有無、転送が必要な患者の有無、ライフライン使用可否の検索条件を指定し、該当する医療機関を検索）
- ・医療機関状況モニター（地区を指定し、手術患者受入可否、人工透析患者受入可否、受け入れている患者数、患者転送情報、ライフライン状況の一覧を表示）
- ・支援情報モニター（地区を指定し、医療機関の受入可能患者数、提供可能医療スタッフ数等の状況一覧を表示）
- ・要請情報モニター（地区を指定し、他医療機関から提供を受けたい医療スタッフ数等の状況一覧を表示）
- ・災害地図検索（指定した各条件に該当する医療機関を地図に表示）
- ・災害拠点病院一覧（地域ごとの災害拠点病院名、住所、連絡先を一覧表示）

※以上の内容をまとめると以下のようになります。

【表3 災害時の入力・照会内容】

内 容	対象機関		被災医療機関		非被災医療機関	
	入力	照会	入力	照会	入力	照会
医療機関情報	○	○	○	○	○	○
患者受入状況	○	○	○	○	○	○
患者転送情報	○	○	—	○	○	○
ライフライン等状況	○	○	—	○	○	○
受入可能患者数	○	○	○	○	○	○
医療スタッフ要請人数	○	○	—	○	○	○
医療スタッフ提供人数	—	○	○	○	○	○

※ 前述の業務以外にも、大規模交通事故等の地域限定災害発生時に、消防機関が災害発生日時、場所、災害の状況等について入力可能な「緊急搬送協力要請登録」業務があります。

この登録がなされると、直ちに県（救急医療情報センター）が登録内容を確認の上、災害拠点病院等へ災害発生を緊急通報します。

### 3 操作要領

災害医療情報システムの操作要領については、当該システムの関係者メニューの「マニュアル」からダウンロードすることができます。

※パスワード等については、福岡県救急医療情報センターにお問い合わせください。

#### 福岡県救急医療情報センター（財団法人福岡県メディカルセンター）

所 在 地 : 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-9-30

T E L : 092-471-0099

F A X : 092-415-3115

・メールアドレス : qqcenter@fmc.fukuoka.med.or.jp

#### <災害時の医療情報の収集・連絡体制について>

大規模災害時には、多数の負傷者が一度に発生し、特定の医療機関に殺到することが想定されます。また、そのような状況の中で、通信回線の輻輳等により情報収集や連絡業務に支障が生じることも考えられます。

本県は、インターネット環境を利用した福岡県広域災害・救急医療情報システムによる情報収集・提供を基本としますが、関係機関においては、災害時優先電話（固定、携帯）の指定、衛星携帯電話や携帯電話メールの活用など、可能な限り複数の通信手段の検討・確保に努めるとともに、当該機関内外の連絡網の充実を図り、災害時に円滑な運用ができるよう定期的に確認・訓練を行うようにしてください。

## 第4 災害時の医療救護活動

### 1 災害時の医療救護体制

大規模災害時には、医療資源（医療スタッフ、医薬品、医療資器材等）に比べて、相対的に治療対象が過大となる可能性が高いため、個々の患者への治療が制約を受けるなど、平時の医療とは異なる対応が求められます。限られた医療資源を最大限に活用し、迅速かつ適切に医療救護活動を行うためには、被災地内及び被災地外の関係機関がそれぞれ担うべき役割を踏まえ、連携して対応することが必要となります。

#### ①被災地内の医療機関

大規模な被害が発生した被災地内の医療機関は、施設等に相当な被害を受けながらも、殺到する負傷者のトリアージ、応急処置、重症患者の処置及び収容、被災地外への広域搬送を行います。

#### ②被災地外の医療機関

被災を免れた被災地外の医療機関は、被災地内から重症患者を受け入れるとともに、医療救護班を被災地内の災害拠点病院や医療救護所等に派遣します。

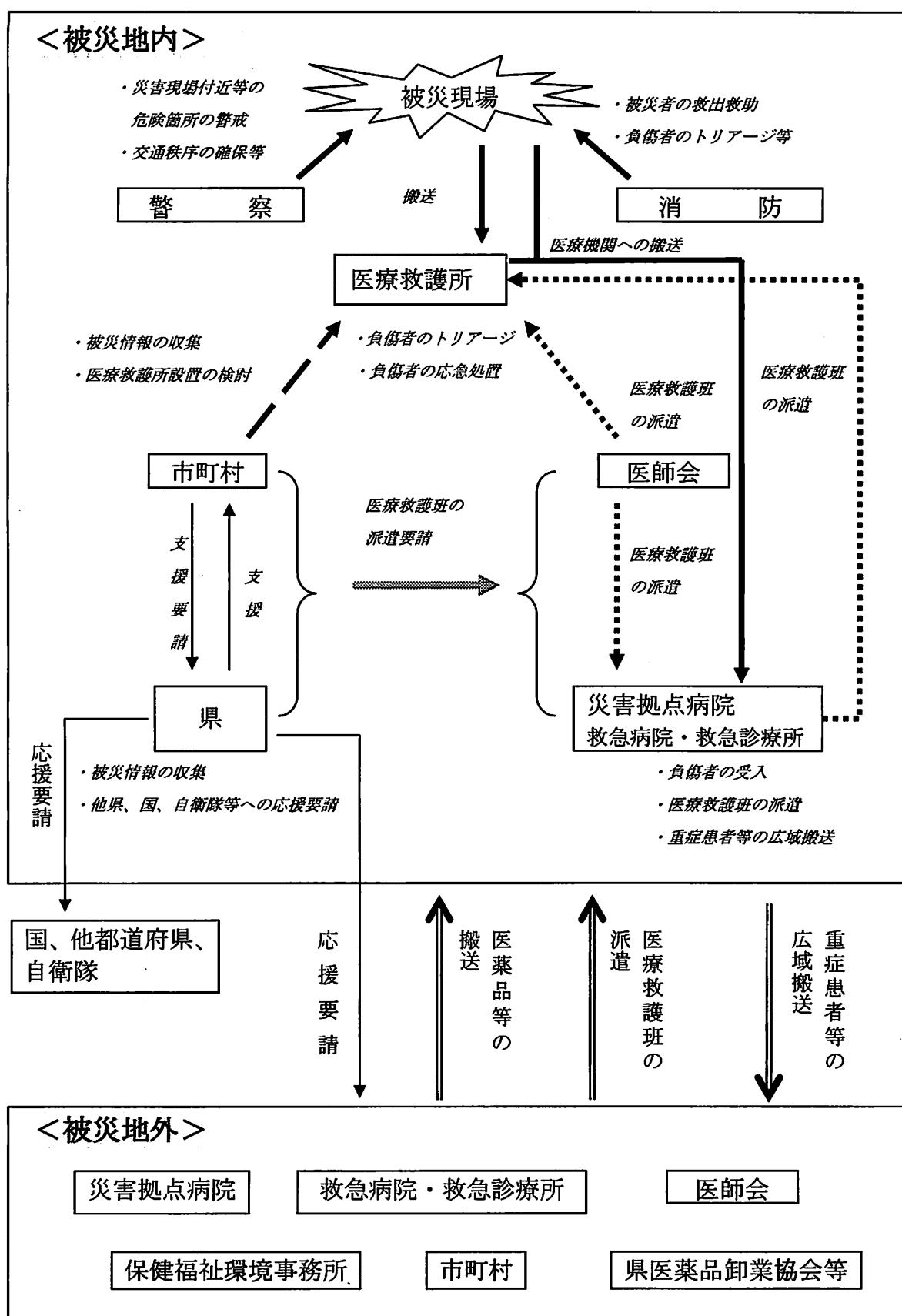
#### ③行政機関

県、市町村は、災害対策本部を設置するとともに、被災状況等の情報収集を行い、医療救護所を設置するなど、被災地内の医療救護体制を確保します。

【表4 災害時の医療機関及び行政機関の役割】

機 関 名	被 灾 地 内 の 場 合	被 灾 地 外 の 場 合	
災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"><li>・重症患者の処置及び収容</li><li>・より重篤な患者は被災地外の災害拠点病院（他県含む）へ広域搬送</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・重症患者の広域搬送受入れ</li><li>・医療救護班の派遣</li></ul>	
救急病院・ 救急診療所	<ul style="list-style-type: none"><li>・中等症患者への処置、重症患者への処置及び収容。</li><li>・対応不可能な重症患者は、災害拠点病院へ搬送手続き</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師会等を通じ可能な限り医療救護班として参加</li></ul>	
医療救護所 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"><li>・中等症患者への処置、重症患者への応急処置、搬送手続き。（軽症患者はできるだけ自主防災組織等の医療救護で対応）</li></ul>	—	
県・都市医師会	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療救護班の派遣</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療救護班の派遣</li></ul>	
市 町 村	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災状況等の情報収集</li><li>・医療救護所の設置</li><li>・医療救護班を医療救護所等へ派遣</li><li>・近隣市町村、県への支援要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内の被害状況の確認</li><li>・被災地内市町村等からの支援要請に備え、医療救護班の派遣可否等に関する情報を収集</li></ul>
県	災害対策本部 (総務部) (保健福祉部)	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災状況等の情報収集</li><li>・市町村からの支援要請への対応 (医療救護班の派遣、重症患者等の搬送等)</li><li>・国、他都道府県、自衛隊等への応援要請</li></ul>	
	保健福祉環境 事務所	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災状況等の情報収集</li><li>・医療救護班を医療救護所等へ派遣</li></ul>	

【図6 災害時の医療機関及び行政機関の対応】



## 2 被災地内の医療機関

### (1) 災害拠点病院

#### ① 災害発生直後の対応

災害発生直後において、病院管理者は、最初に、病院内の安全確認や周辺被害状況を調査するとともに、負傷者の処置、収容の可否を判断します。

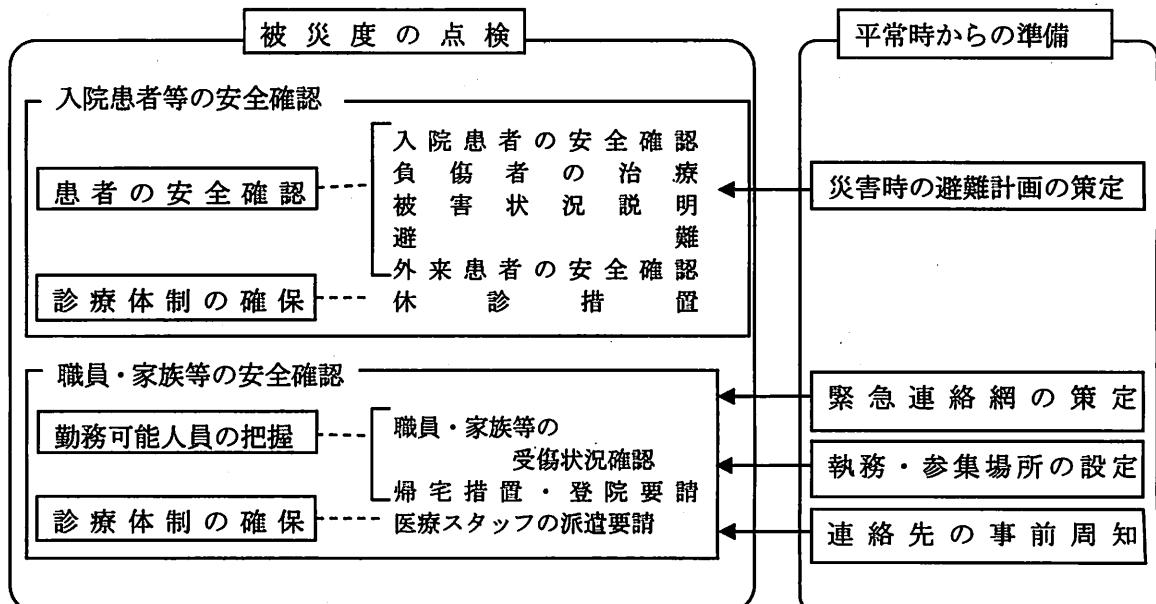
#### (7) 入院患者等の安全確認

- 災害が発生した場合、病院は、在院している職員で分担し、入院患者の安全確認を行います。その際、負傷者等が発生している場合は、必要な治療等を行うとともに、被害状況等を適切に説明するなど、入院患者に安心感を与え、落ち着かせるようにします。
- 万一、建物の倒壊や火災の発生等により、入院患者等を避難させる場合は、あらかじめ定めている避難計画に基づき、安全な場所に避難させます。
- 診療時間内に災害等が発生した場合は、外来患者の安全も確認します。その際、被害状況を勘案し、原則として、緊急を要する患者や負傷者等を除き、休診措置をとるなど、緊急に来院する負傷者に対する診療体制を確保します。

#### (4) 職員・家族等の安全確認

- 勤務時間内に災害等が発生した場合は、在院している職員（医師、看護師、事務職員等）の受傷等を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握します。また、職員の家族の受傷等の被災状況を確認し、帰宅を要する者については、直ちに帰宅させるとともに、被災を免れた非番職員等を緊急招集します。
- 勤務時間外に災害等が発生した場合は、緊急連絡網などにより連絡し、家族の安全確認後、速やかに参集し、勤務するよう指示します。
- 参集場所については、病院各職員が執務するのに適当な、院内の所定位置をあらかじめ定めておきます。
- 多数の負傷者が来院し、院内職員だけでは対応不可能な場合は、市町村に医療スタッフの派遣を要請します。

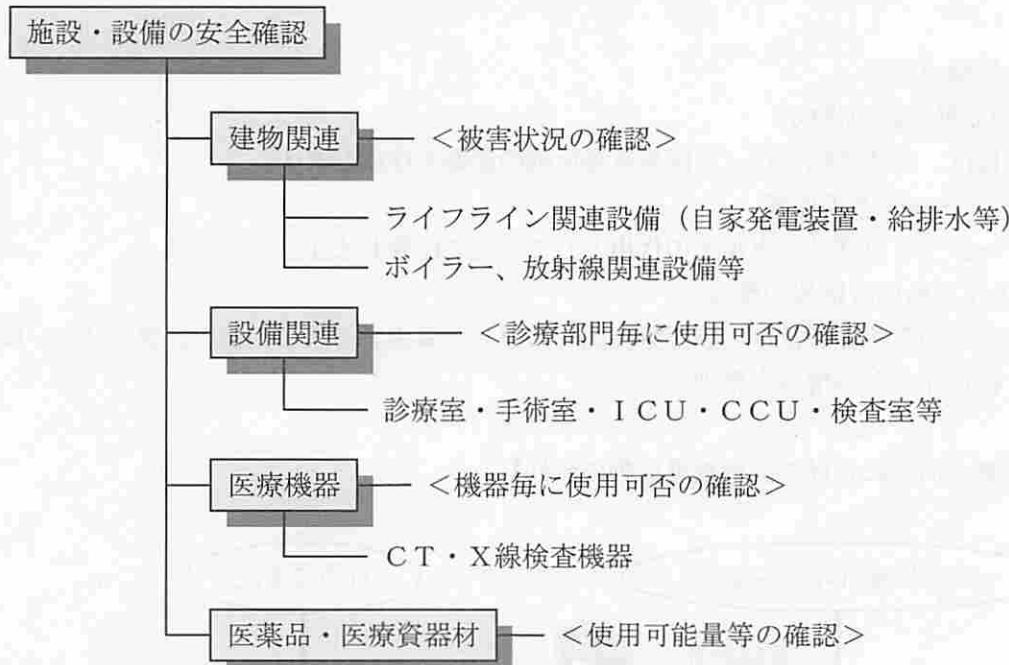
【図7 入院患者等、職員・家族等の安全確認】



#### (ウ) 建物・設備等の点検

- 建物及び自家発電装置、スプリンクラー、水道等などのライフライン関連設備やボイラー、放射線関連設備などの被害状況を把握するとともに、安全確認を行います。また、故障が発生している場合は、直ちに保守管理会社などに連絡をとり、速やかに復旧を図ります。
- 診察室、手術室、ICU、CCU、検査室など、診療部門ごとに被害状況を把握するとともに、使用の可否を確認します。
- OCT、X線検査機器などの医療機器、医薬品及び医療資器材などの使用の可否を確認します。

【図8 施設・設備等の安全確認】



#### (イ) 災害医療情報システムへの入力（診療可否等の報告）

院内状況（被災の有無）及び医療救護活動の可否等を災害医療情報システムへ入力します。また、状況に変化があった場合は、随時、入力情報を更新します。

【可の場合】受入可能患者数、医療スタッフ派遣可能数 等

【否の場合】患者転送要請数、医療スタッフ要請数 等

### ② 医療救護活動の実施

医療救護活動の流れは、次のとおりです。

#### (ア) 負傷者の受入準備

○職員の人的配置

非番職員の招集、役割分担の決定、配置

○負傷者の収容スペースの確保

既入院患者の病室の移動、軽症入院患者の一時帰宅等により収容スペースを確保します。

○負傷者の診療スペースの確保

受付・トリアージ、診療、入院、遺体安置の各スペースを確保します。可能であれば、受付・トリアージエリアは、医療救護所等から搬送されてくる重症患者用と自力で来院する負傷者用の2箇所に設置します。

#### (イ) 負傷者のトリアージ

- 医療救護所等で既にトリアージされた負傷者についても、改めてトリアージを行います。  
その際、必ず記載内容について確認してください
- 受付では、受付番号、トリアージ実施日時、負傷者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、搬送元、負傷場所等を確認し、カルテ又はトリアージ・タグに記入します。

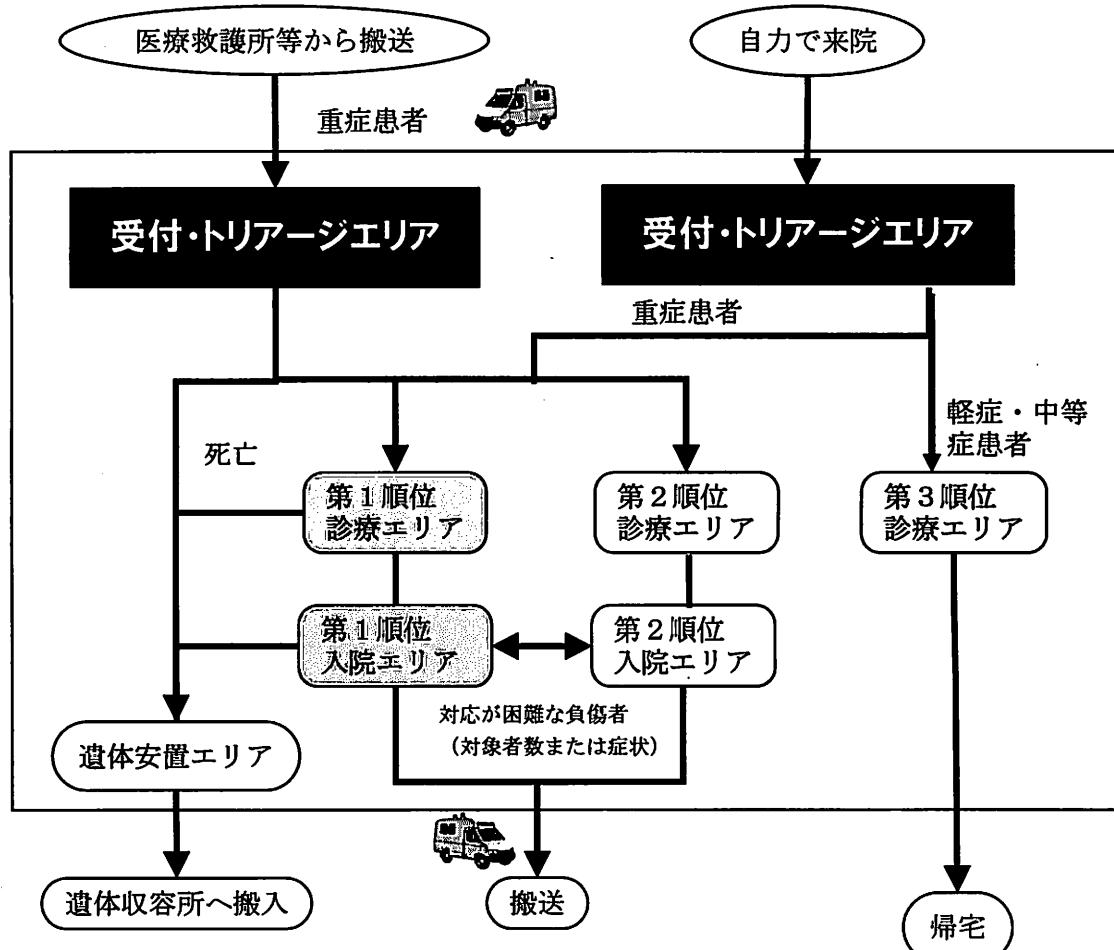
#### (ウ) 負傷者の診療

- 診療は、トリアージの区分ごとに実施し収容します。トリアージ・タグはカルテの代用として使用し、診療にあたる医師は処置の内容をトリアージ・タグに記載します。
- 自力で来院した負傷者の中、軽症者等に対しては受付近辺で処置し、帰宅させます。

#### (エ) 医療救護活動の記録

- 医療救護活動記録の作成  
事務職員は、当該病院が行った医療救護活動の記録を作成します。
- トリアージ・タグの保管  
トリアージ・タグは、カルテの代用として病院で保管します。
- 入院患者及び負傷者情報の整理  
災害発生前の入院患者及び当該医療機関で診療した負傷者の氏名、住所、傷病状況、収容場所、転送先などの情報を整理します。

【図9 災害拠点病院における医療救護活動の流れ】



### ③対応が困難な負傷者が発生した時の対応

- (ア)ベッド数が不足する場合、可能であれば簡易ベッドを設置し、臨時に収容数を確保します。
- (イ)対応困難な負傷者が発生した場合、災害医療情報システム等により受入可能な医療機関の情報を収集し、自ら当該受入可能な医療機関へ連絡し、転送の可否について確認します。
- (ウ)病院管理者は、負傷者の搬送手段（車両等）を手配します。手配できない場合は、市町村災害対策本部へ要請し、その指示に従います。

### ④医薬品、医療スタッフ等が不足した時の対応

医療救護活動を行う中で不足する医薬品、医療救護班等の支援については、市町村災害対策本部又は市町村災害対策本部を経由して県災害対策本部へ要請します。ただし、一連の調整に時間を要することが見込まれますので、まずは、平時から関係のある医療機関や医薬品会社等に協力を依頼して下さい。

### ⑤遺体への対応

- (ア)遺体は、いったん病院内の遺体安置エリアに安置してから、市町村災害対策本部に搬送要請します。
- (イ)死体の検査は、警察の検視班の指示に従って行います。

### ⑥報道機関や負傷者の親族への対応

- (ア)広報窓口の設置  
病院管理者は、診療活動に支障がないよう、負傷者の親族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置します。

#### (イ)負傷者親族への対応

広報担当者は、上記②の(イ)で整理した入院患者及び負傷者情報等を基に、親族からの問い合わせ等に対応するため、リスト（名簿等）を作成、提示します。

#### (ウ)報道機関への対応

報道機関の取材に際しては、広報担当者が必ず立会い、患者のプライバシーの保護、診療活動の阻害防止に努めます。また、病院に関し誤報があった場合は、報道機関に訂正を申し入れます。

## （2）救急病院・救急診療所

「(1) 災害拠点病院」に準じて、入院患者や施設・設備など病院内の安全確認を行い、医療救護活動の可否等を災害医療情報システムへ入力するとともに、負傷者の受入など可能な限り医療救護活動を行います。

## （3）医療救護所

市町村は、大規模災害時に多数の負傷者が一度に発生した場合等に、これらの負傷者に対応するため、医療救護所を開設します。また、速やかに広報車や無線等を使用して、住民に医療救護所の開設状況を広報するとともに、県に報告します。

## ①設置基準

- 市町村は、次の基準を目安として医療救護所の設置を検討します。
- (ア) 医療施設の収容能力を超える多数の負傷者が一度に発生した場合
  - (イ) 医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断した場合
  - (ウ) 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれる場合
  - (エ) 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生した場合

## ②開設場所の検討

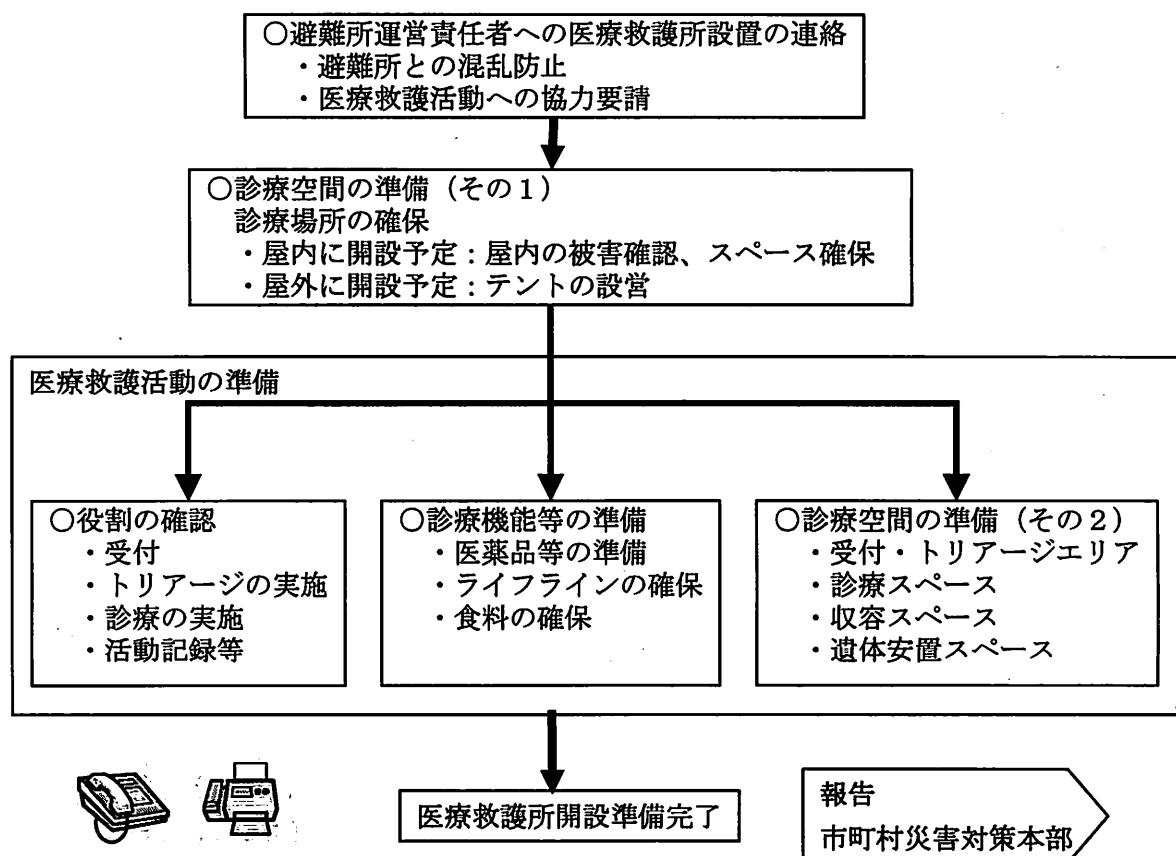
市町村は、医療救護所開設予定地の状況と周辺被害状況、医療救護所での活動要員の参集状況を表5の項目を考慮して調査し、医療救護所開設の可否を判断します。

なお、避難所に医療救護所を開設する場合の手順例を参考として示します。

【表5 開設可否の判断項目】

開設場所の状況の調査	参集状況の調査
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物の倒壊（柱や梁のひび）</li><li>・ 延焼火災の危険</li><li>・ 津波や山崩れの危険</li><li>・ ライフラインの停止</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参集した人数で活動可能か</li><li>・ 今後の参集の見込み</li></ul>

【参考 避難所に医療救護所を開設する場合の手順（例）】



### ③医療救護班の派遣要請

市町村災害対策本部は、必要に応じて都市医師会や市町村内の医療機関等に、医療救護所での活動要員として医療救護班の派遣要請を行います。その際、次のことに留意してください。

- (ア)医療救護班員自身の被害状況や自宅等の状況
- (イ)班員自身が負傷して今後とも参集できない場合は、その旨の連絡を受けること
- (ウ)参集にあたっては、道路に大きな被害が生じていることもあるので、できるだけ徒步で、状況に応じて自転車、オートバイ等を利用すること
- (エ)服装はできるだけ活動しやすいもので、数日分の着替えや食料、飲料水等を持参すること
- (オ)医師は、普段利用している診療器具（聴診器等）を持参すること

【表6 標準的な班編制】

職種	構成員数	役割
医師	1～2名	班の総括、トリアージ、問診・診察、応急処置
保健師（看護師）	2～3名	医師の処置等に対する補助
事務担当	1名	処置内容・結果等の記録、関係機関との連絡調整
計	5名	

【表7 携帯すべき備品・服装等】

区分	服装	必ず持参するもの	できれば持参するもの
医薬品、 医療資器材	白衣（又は作業衣）、ヘルメット (又は帽子)、手袋、厚底の靴	救急医療セット	トリアージ・タグ 救急用医薬品
その他		懐中電灯、筆記用具、衣服（着替え）、食料（自班の半～1日分）	飲料水、テント（エアーテント等）、発電機、その他の日常生活用具

※「自然災害発生時における医療支援活動マニュアル（平成16年度厚生労働科学研究補助金特別事業」より抜粋

【表8 救急医療セット及び救急用医薬品】

区分	具体例
診断用具	聴診器、血圧計、打診器、体温計、ペンライト、バイトスティック
連絡用具	ボールペン、サインペン、メモ紙
蘇生吸引用具	手動式蘇生器、レスキューマスク、吸引器、気管挿管セット（喉頭鏡、ハンドル・ブレード、経口エアウェイ、舌鉗子、止血鉗子、救急剪刀、バイトブロック、サージカルテープ等）、気管内チューブ
外科用具	持針器マチュー、止血鉗子、ピンセット、外科剪刀、メス柄、メス替え刃、外科ゾンデ、糸付縫合針、総合針、止血帶
注射用具	注射器、注射針
輸液用具	輸液セット（輸液、ペニューラ、三方活栓、静脈留置針等）
衛生材料	救急セット、絆創膏、滅菌ガーゼ、綿棒、洗净綿、三角巾、巻軸帯、止血棒、手術用手袋

※「自然災害発生時における医療支援活動マニュアル（平成16年度厚生労働科学研究補助金特別事業」より抜粋

#### ④医療救護所での医療救護活動の流れ

医療救護所での医療救護活動の流れは次のとおりです。

(ア)受け入れた負傷者のトリアージを行います。

※トリアージに関する詳細は、「第1-3 トリアージ」に記載しています。

(イ)中等症患者の治療及び重症患者の応急処置を行います。

・診療はトリアージの区分ごとに行います。

・応急処置が済み、災害拠点病院等へ搬送する必要のある重症患者は、搬送するまで一時収容します。この場合、定期的に負傷者の容体を観察し、容体の安定に努めます。

(ウ)応急処置を行った重症者の後方搬送については、地域の消防本部又は市町村災害対策本部に要請します。

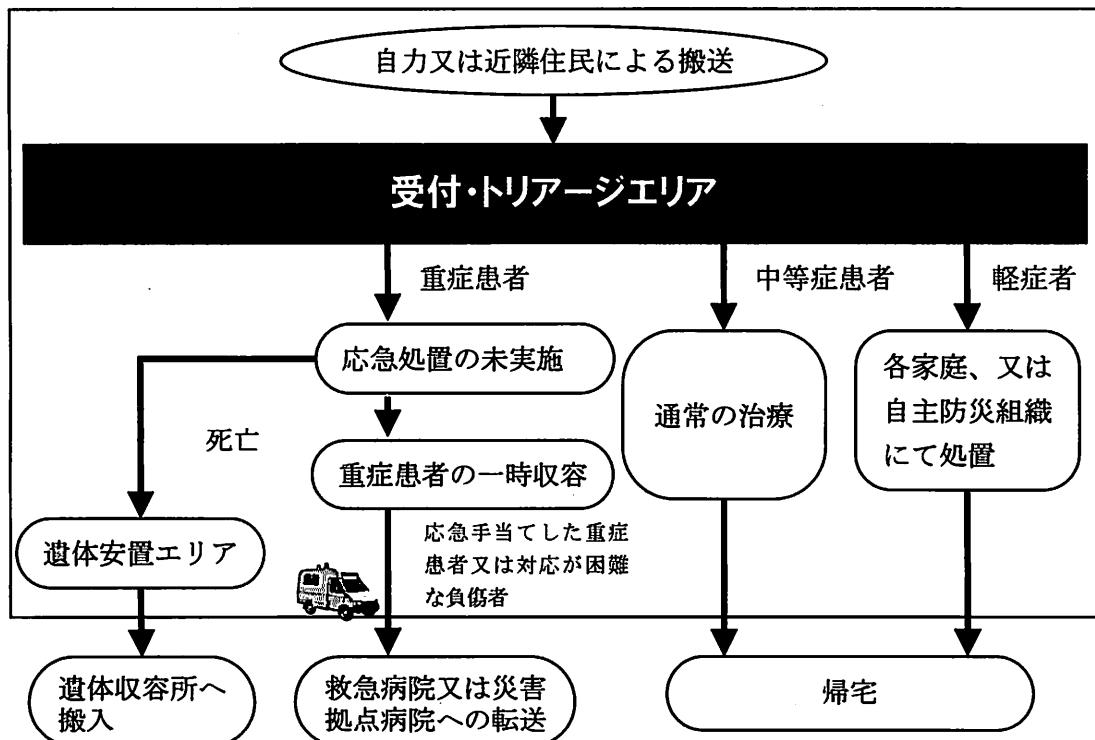
(エ)医療救護活動の記録を作成します。

(オ)医療救護活動を行う中で不足する医薬品、医療救護班等の支援については、市町村災害対策本部に要請します。

(カ)遺体は、安置スペースを確保し安置します。市町村災害対策本部に連絡し、遺体への対応に関する指示を受けます。また、警察の検視班等の活動に可能な限り協力します。

→ 遺体の検案は、警察の検視班による検視の準備が整い次第、検視班員の立ち会いを得て、身元判明遺体から行います。

【図10 医療救護所での医療救護活動の流れ】



#### (4) 医師会

県医師会は、郡市医師会を通じて、被災地内の医療機関等の被害状況及び診療可否状況等を把握するとともに、県災害対策本部に報告します。また、事前に定めた医療救護班を編成するなど、被災地内の医療救護所や災害拠点病院等への派遣体制を構築します。

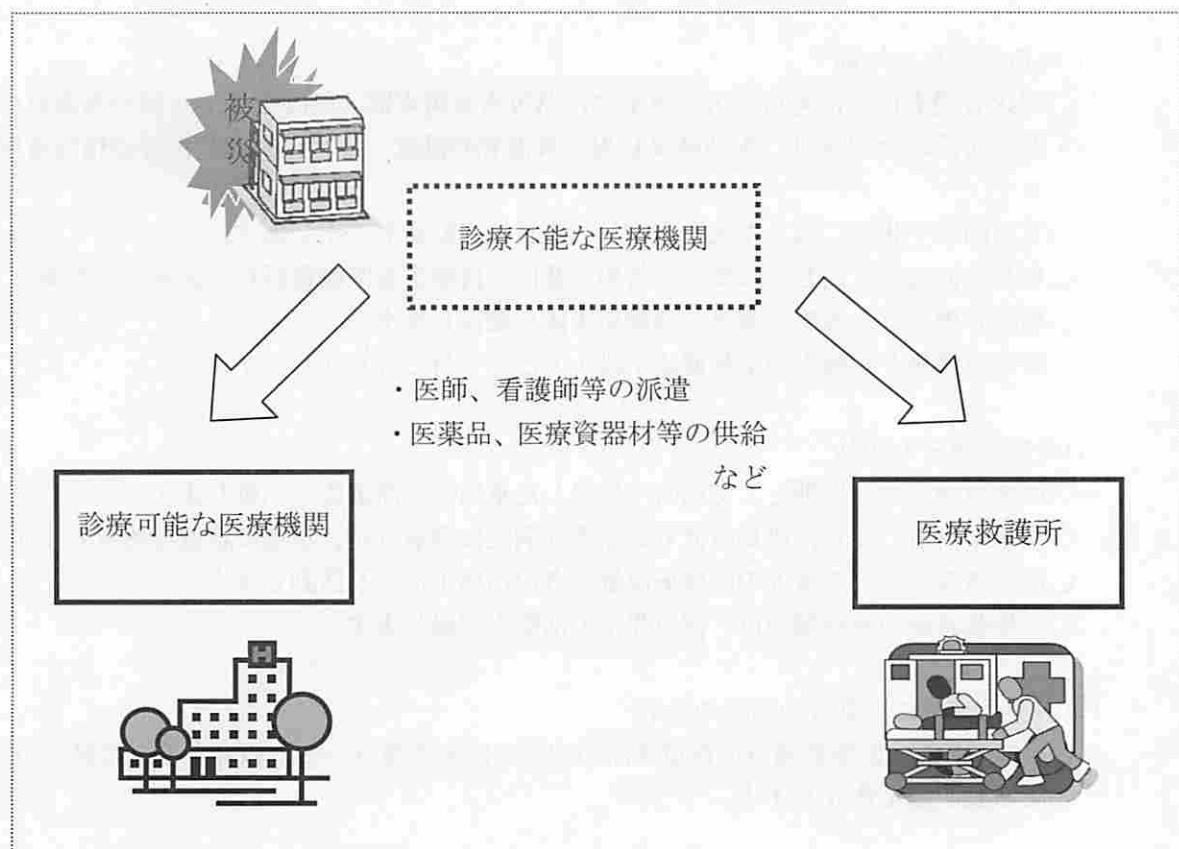
##### ①県医師会

- (ア) 県医師会は、大規模災害が発生した場合、県医師会災害医療対策本部を設置し、状況把握、情報収集・連絡、医療救護班の派遣等の対応を行えるよう速やかに体制を構築します。
- (イ) 被災地域の郡市医師会を通じて、会員及び会員が所属する医療機関等の被害状況、診療可否状況等を把握するとともに、事前に定めた医療救護班の班員の安否を確認します。
- (ウ) (イ)の情報を踏まえ、県災害対策本部に派遣可能な医療救護班の編成状況等を連絡し、医療救護班の派遣要請に備えます。

##### ②郡市医師会

- (ア) 郡市医師会は、速やかに管轄内の会員及び会員が所属する医療機関等の被害状況、診療可否状況等を把握するとともに、県医師会及び市町村災害対策本部等に報告します。
- (イ) 被災地内においては、多数の負傷者が一度に発生することから、診療不能になった医療機関や応援が可能な医療機関は、できる限り医療救護所や診療可能な医療機関を支援します。

【図1.1 被災地内の医療救護所や診療可能な医療機関への支援】



### 3 被災地外の医療機関

#### (1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、第一義的には被災地内からの負傷者（特に重症患者）の受入を行います。また、県からの要請等により、被災地内の災害拠点病院等に医療救護班を派遣します。

##### ①災害発生直後の対応

病院管理者は、病院内の状況と周辺被害状況を調査し、災害医療情報システムへ重症患者、要手術者、熱傷患者等の受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数等を入力します。その後、負傷者を受入れた場合など状況に変化があった場合は、隨時、入力情報を更新します。

##### ②被災地からの負傷者の受入

- (ア) 重症患者等の受入に備え、トリアージエリアや医療資器材等を確保します。
- (イ) 重症患者等の受入要請があった場合、可能な限り速やかに受入可否を回答します。
- (ウ) 重症患者等が搬入された際には、改めてトリアージを行い、速やかに治療を開始します。

##### ③医療救護班の派遣

###### (ア) 医療救護班の編成

- 病院管理者は、事前に定めた医療救護班を編成できるかどうか検討します。
- 事前に定めた職員を医療救護班に編成することができない場合は、同等の能力のある職員を代理に指名します。
- 院内状況に照らして派遣可能な医療救護班を編成します。
- 災害医療情報システムに医療救護班の派遣可能数等を入力します。
- 医師の中から班長を指名します。

###### (イ) 医療救護班の始動

- 病院管理者は、市町村災害対策本部、県災害対策本部、医師会等から医療救護班の派遣要請を受けた場合は、現地被災状況、負傷者の概数・症状、交通状況等の情報を収集します。
- 要請内容や状況に適した班を選定し、班長に出動命令を出します。
- 班長は派遣先に関して収集した情報を基に、持参する医療資器材、医薬品を準備します。
- 病院管理者は、医療救護班の移動用車両を確保します。
- 医療救護班と病院との情報連絡手段・方法等を打ち合わせします。

###### (ウ) 医療救護班の活動

- 医療救護班は、原則として病院で確保した車両等で派遣先へ出動します。
- 現地に到着したら、班長は直ちに派遣元病院に到着日時、現場の状況を報告します。
- 医療救護班は、派遣先の医療施設管理者の指揮下に入り活動します。
- 医療救護班の事務職員は、派遣先での活動を記録します。

###### (エ) 医療救護班の出動後の病院の対応

- 当該病院は、医療救護班の派遣要請の内容や医療救護班からの報告事項を記録し、医療救護活動記録を作成します。
- 当該病院は、医療救護班のスタッフ、医薬品、物資の要請、重症患者の収容依頼があった場合には、供給・収容等の支援を行います。

## (2) 救急病院・救急診療所

「(1) 災害拠点病院」に準じて、医療救護班（医療スタッフ）の派遣や被災地内からの負傷者の受入などの医療救護活動を可能な限り行います。

## (3) 郡市医師会

被災地外の郡市医師会は、災害の発生を覚知したときは、県医師会等を通じて応援要請が行われることを想定し、可能な限り早く応援体制を整えます。

### \* 災害拠点病院の沿革

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、当該被災地の医療機関、医療関係団体の関係者及び救急医療、建築、機器設備、情報通信の専門家の参加を得て「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」が開催され、報告書が取りまとめられました。

厚生労働省（当時は厚生省）は、同報告書を受け、平成8年5月10日付けで災害拠点病院や広域災害・救急医療情報システムの整備促進等を内容とする健康政策局長通知「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」を各都道府県あてに発出しました。

本県では、同通知に基づき、災害拠点病院の整備等を進めており、これまで3回にわたり、合計17の医療機関を災害拠点病院として指定しています。

※災害拠点病院の機能等については、p 3に記載しています。

### \* 救急病院・救急診療所の沿革

昭和38年、交通事故による外傷患者の増加に伴い、消防法の一部改正が行われ、救急車による交通事故の傷病者の救急搬送が「消防の救急業務」として明記されました。これに伴い、厚生労働省（当時は厚生省）は、救急隊が搬送する医療機関を確保する必要から、「消防法に基づく救急病院等を定める省令」（昭和39年厚生省令第8号）を通知し、都道府県知事は、同省令に基づき、医療機関からの救急業務への協力申出を受けて、一定の要件を満たす医療施設を「救急病院・救急診療所」として認定し、告示することになりました。

その後、昭和61年に消防法が一部改正され、救急業務の対象が事故その他の事由による傷病者にまで拡大され、救急隊は急病人を含む救急患者一般を搬送することになったことから、「救急病院・救急診療所」は、事故による傷病者のみならず、疾病を含め広く救急患者を受け入れることになっています。

※平成19年1月31日現在 148施設（救急病院143 救急診療所5）

## 4 災害時の行政機関

### (1) 福岡県災害対策本部

#### ①県災害対策本部等の設置・配置要員基準（災害対策本部規程第12条の3）

県は、次に掲げる場合には、災害対策本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を設置します。

- (ア)福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局(福岡県災害対策本部運営要綱に定める山間部に設置された雨量観測局を除く)において観測された直近の24時間雨量が250mmを超えるか、かつ、直近の1時間雨量が70mmを超えたとき
- (イ)(ア)に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき
- (ウ)福岡県内に震度5強以上の地震が発生したとき
- (エ)福岡県内に大津波警報が発表されたとき
- (オ)その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めたとき

【表9 大規模地震・津波発生時の県災害対策本部等の設置・配備要員基準】

設置	体制	設置・要員配備基準	配備要員	参考方法
本庁	災害対策本部	県内に震度5強の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	災害対策本部第3配備要員342名のほか、緊急初動班要員70名を配備する	
保健福祉環境事務所	保健福祉環境班	管内に震度5強の地震が発生したとき又は大津波警報が発表されたとき	地方本部第3配備	自主参考
本庁	災害対策本部	県内に震度6弱以上の地震が発生したとき	災害本部第4配備要員(本庁全職員)を配備する	
保健福祉環境事務所	保健福祉環境班	管内に震度6弱以上の地震が発生したとき	地方本部第4配備	

#### ②県災害対策本部の設置場所

県災害対策本部は、原則として県庁内に設置します。

#### ③県災害対策本部医療救護対策窓口

医療指導班(保健福祉部医療指導課) 県庁行政棟2階

TEL 092-643-3275 FAX 092-643-3277

E-Mail [iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp)

#### ④県災害医療情報センター

災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センターとして機能させ、災害医療情報システムを医療救護に関する情報収集及び指令の伝達等に活用します。

県災害医療情報センター(福岡県メディカルセンタービル2階)

TEL 092-471-0099 FAX 092-415-3115

E-Mail [qqcenter@fmc.fukuoka.med.or.jp](mailto:qqcenter@fmc.fukuoka.med.or.jp)

## ⑤災害発生直後の情報収集及び整理・伝達

### (ア)県内医療機関等の情報収集

保健福祉部は、主に災害医療情報システムを活用し、県災害医療情報センター、県保健福祉環境事務所（以下「県保健所」という。）とともに、医療救護活動に必要となる次の情報を収集し、消防機関、災害拠点病院、医師会、市町村等の関係機関へ提供します。

【表10 収集する情報】

収集先	内容
市町村	医療救護所の設置の有無、設置救護所の名称、所在地、医師数、患者数、周辺状況、管内医療機関の被災状況、活動状況
災害拠点病院	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数
救急病院・救急診療所	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数
県医師会	医師等の派遣可能数

※ 災害医療情報システムは、インターネット環境を有する医療機関、消防機関、行政、医師会等が閲覧できます。詳細は「第3 災害時の医療情報の収集・提供」を参照してください。

### (イ)他県等の支援可能情報の収集

保健福祉部は、負傷者の増大に備え、厚生労働省、日本赤十字社、他都道府県災害拠点病院等が、提供可能な本県への支援情報（医療救護班の派遣、重症患者の広域搬送受入等）を収集します。

### (ウ)情報の集約、整理及び伝達

保健福祉部は、(ア)及び(イ)で収集した情報を集約し、支援要請先を検討しやすいように逐次整理するとともに、県災害対策本部総合司令部及び県保健所に伝達します。

### (エ)国への情報伝達

- 国において、迅速・的確に支援準備が行えるよう、全般的な医療救護活動状況のほか、特に、医療救護活動が困難となっている地域の現況情報を速やかに伝達します。
  - ・医療救護活動全般の報告（市町村別の負傷者数、医療救護活動の実施施設数、派遣中の医療救護班数、不足医師数等）
  - ・医療救護活動が困難となっている市町村と困難な理由
  - ・医療救護活動が困難となっている災害拠点病院等と困難な理由
- 情報伝達先は厚生労働省、日本赤十字社などです。

### (オ)医療救護活動に関する広報が必要になった場合

県の医療救護体制について広報が必要になった場合は、県災害対策本部総合司令部及び保健福祉部が報道機関等を通じて広報を行います。

## ⑥市町村等から支援要請を受けた場合の対応

市町村等からの支援要請（医療救護班の派遣、重症患者の搬送、医薬品の供給等）への対応としては、下記の(ア)～(オ)を共通の基本原則とします。

なお、医療救護班の派遣及び重症患者の搬送に係る対応手順は、図13及び図14を、医薬品の供給等に係る対応手順は「第5-2 災害時緊急医薬品等の備蓄体制 図16」を参考してください。

(ア)保健福祉部は、整理した情報を基に、県内の体制による対応の可否を判断します。

- (イ) 県内の体制で対応可能な場合は、支援可能な医療機関等の中から最も支援に適した医療機関等に対し、支援を要請又は指示します。
- (ウ) 県内の体制で対応不可能な場合は、県災害対策本部総合司令部に伝達するとともに、災害対策本部長の指示に基づき、国・他都道府県・日本赤十字社等の県外の機関の中から支援に最も適した機関に対し、県災害対策本部総合司令部を通じて支援を要請します。
- (エ) 支援の要請または指示先から応諾の回答を受けます。なお、応諾の回答を得るまで時間がかかる場合、支援要請元の市町村等に対して回答待ちの状況である旨を適宜伝達します。
- (オ) 支援要請元の市町村等に対し、支援の要請または指示先からの応諾の回答を伝達します。

## (2) 福岡県保健福祉環境事務所

### ① 災害発生直後の情報収集及び整理・伝達

- (ア) 県保健所は、災害医療情報システム等により管轄市町村内の医療機関に関する情報を収集します。ただし、災害医療情報システムにより情報を把握できない場合には、直接当該医療機関へ出向くなどして、情報を収集し、災害医療情報システムへの代行入力を行います。

【表11 収集する情報】

収集先	内容
市町村	医療救護所の設置の有無、設置救護所の名称、所在地、医師数、患者数、周辺状況、管内医療機関の被災状況、活動状況
災害拠点病院	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数
救急病院・救急診療所	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数

(イ) 県保健所は、整理した情報を県災害対策本部及び市町村災害対策本部に対して伝達し、共有化を図ります。この場合、県保健所内の全ての情報がそろわなくても、速報として判明分の情報を伝達し、その後判明した情報は順次追加していきます。

### (ウ) 情報の更新

(ア) 及び(イ)を繰り返し、常に最新の情報に更新します。

### (エ) 医療救護活動に関する広報が必要になった場合

県民等に対する広報は、原則として県災害対策本部が一括して行います。

県保健所管内の県民に対し、医療救護に関する広報が必要になった場合は、県災害対策本部に依頼します。

### ② 県災害対策本部から支援指示を受けた場合の対応

県保健所は、指示の内容に応じて必要な対応を行います。

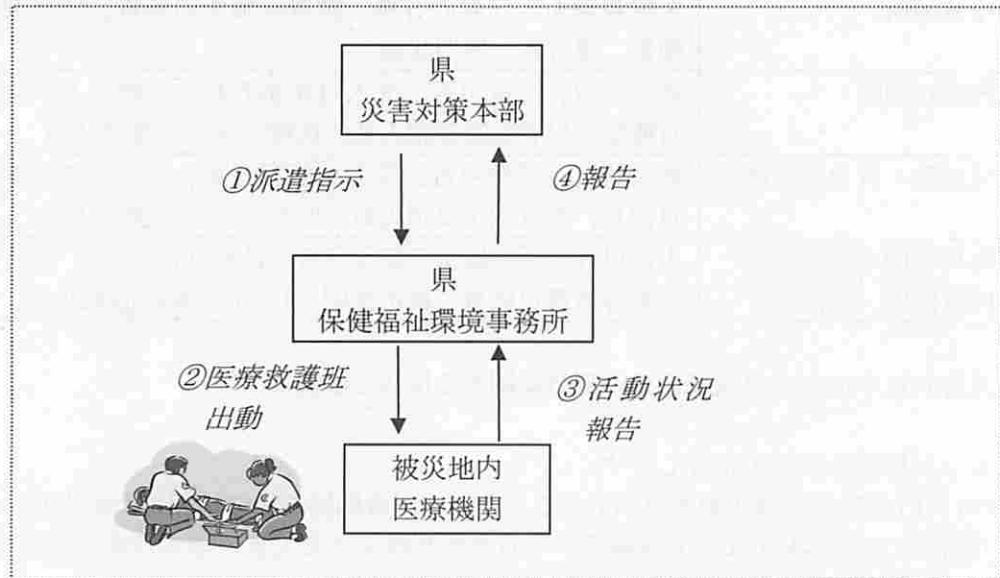
なお、医療救護班派遣指示への対応手順としては、図12を参考としてください。

(ア) 県保健所は、県災害対策本部から医療救護班の派遣指示を受けた場合、その内容を確認するとともに、速やかに準備を整えます。併せて、一連の経過を記録しておきます。

(イ) 派遣された医療救護班は、活動状況等の情報を適宜、県保健所に報告し、県保健所はその内容を県災害対策本部へ報告します。

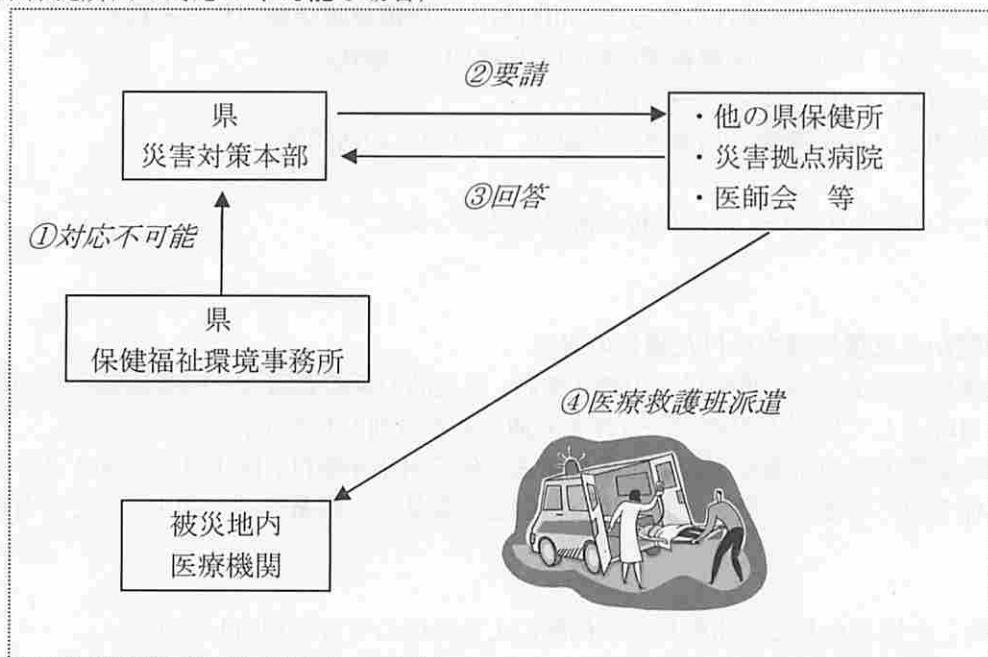
【図12-1 県保健所が医療救護班派遣指示を受けたときの対応手順図】

(県保健所内で対応可能な場合)



【図12-2 県保健所が医療救護班派遣指示を受けたときの対応手順図】

(県保健所内で対応が不可能な場合)



### (3) 市町村災害対策本部

#### ① 災害発生直後の情報収集及び整理・伝達

(ア) 市町村は、災害医療情報システム等により管内の医療機関に関する情報を収集します。

【表12 収集する情報】

収集先	内容
医療救護所	医療救護所の設置の有無、設置救護所の名称、所在地、医師数、患者数、周辺状況
災害拠点病院	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数
救急病院・救急診療所	被災状況、診療可否、受入可能患者数、医療スタッフ提供可能数、患者転送要請人数、医療スタッフ要請人数
市町村管内の関係機関 (医療機関、消防等)	上記以外の医療機関の被災状況、活動状況 医師等派遣可能数(郡市医師会)、消防等の活動状況、

(イ) 県災害対策本部から県及び他の市町村に関する情報を収集します。

(ウ) 収集した情報を集約・整理します。

○市町村内の医療救護活動状況が分かるように、医療機関ごとに情報の集約を行います。

○市町村災害対策本部は、医療機関からの支援要請又は県災害対策本部からの支援要請に備え、支援要請先を検討しやすいように逐次整理します。

○整理した情報の中からそれぞれ必要な情報を、住民、市町村内の医療機関、郡市医師会、消防機関及び県(保健福祉環境事務所、災害対策本部)に伝達し、情報の共有化を図ります。この場合、市町村内のすべての情報がそろわなくても、速報として判明分の情報から伝達し、その後判明した情報は順次追加していきます。

(エ) 住民への情報の伝達

住民が適切な医療が受けられるよう市町村内の医療救護活動の状況を広報します。

○伝達内容：市町村の医療救護活動の実施機関と活動状況

○伝達経路：市町村本部 → 住民

○提供方法：防災無線、広報車、広報誌、マスコミの活用等

(オ) (ア)～(エ)を繰り返し、常に最新の情報に更新します。

#### ② 医療機関から支援要請を受けた場合の対応

医療救護班の派遣要請、重症患者の搬送要請、医薬品の供給要請など医療機関からの様々な支援要請への対応としては、下記の(ア)～(オ)を共通の基本原則とします。

なお、医療救護班の派遣及び重症患者の搬送に係る対応手順は、図13及び図14を、医薬品の供給等に係る対応手順は「第5-2 災害時緊急医薬品等の備蓄体制 図16」を参考として下さい。

(ア) 整理した情報を基に、市町村内の体制による対応の可否を判断します。

(イ) 市町村内の体制で対応可能な場合は、郡市医師会、医療機関、消防機関等に対して支援を要請又は指示します。

(リ) 市町村内の体制で対応不可能な場合は、他の市町村又は県災害対策本部等に支援を要請します。ただし、県災害対策本部に要請を行った場合には、県災害対策本部から被災地外の災害拠点病院や他都道府県等に支援要請が行われるため、その応諾が得られるまでには時間を要

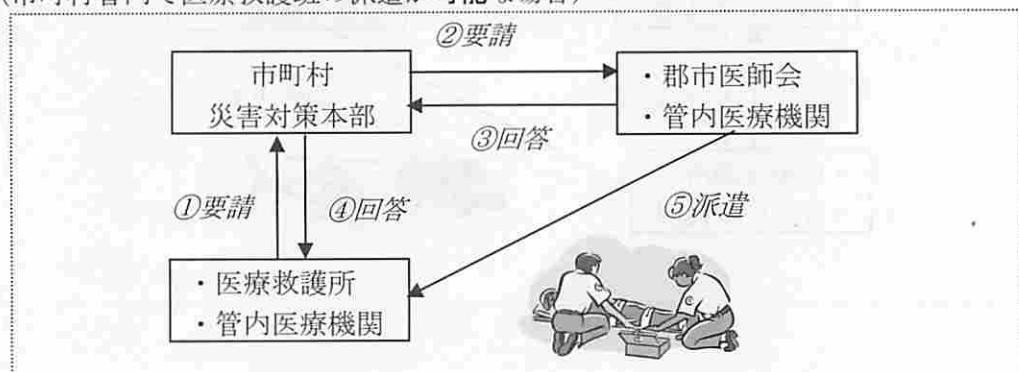
することが予想されます。

(イ) 支援の要請又は指示先から、応諾の回答を取り付けます。

(オ) 支援要請元の医療機関に対して応諾の回答を伝達します。

【図13-1 医療救護班の派遣要請への対応手順図】

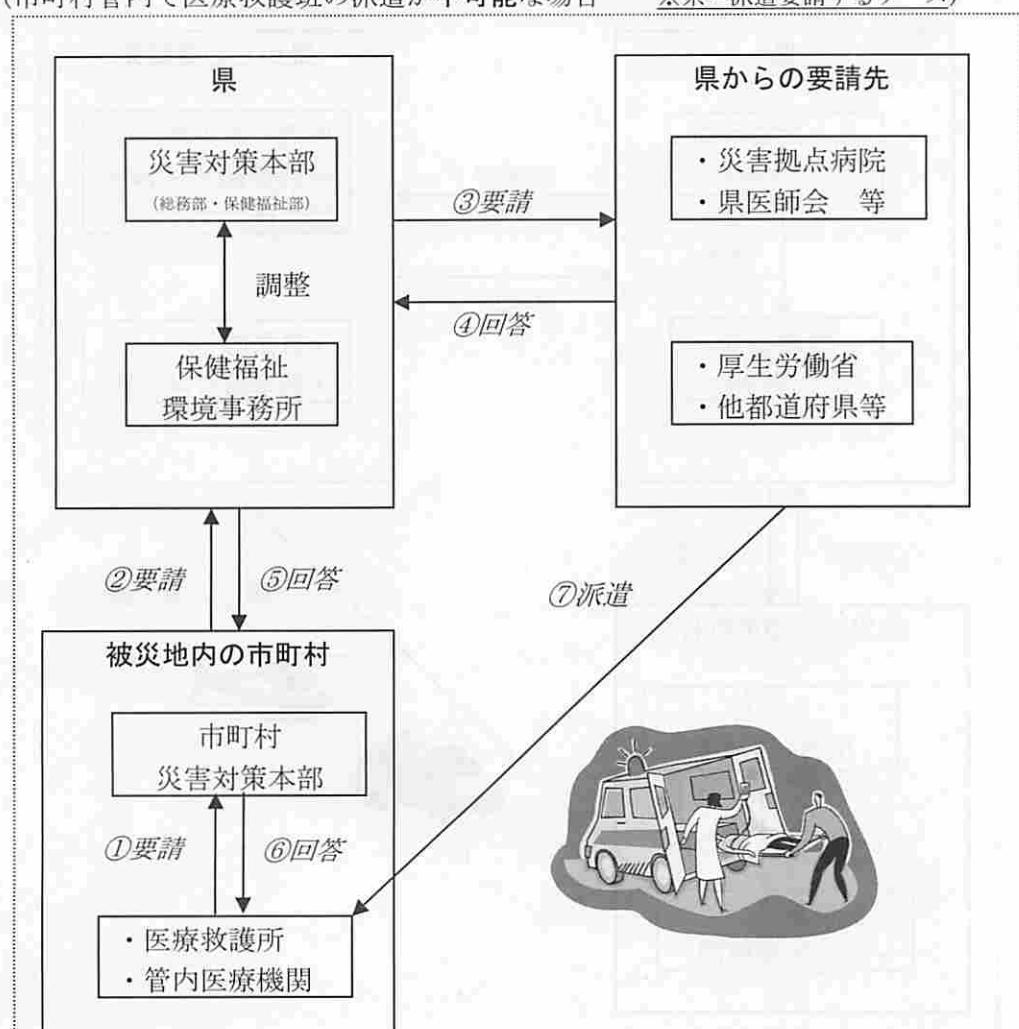
(市町村管内で医療救護班の派遣が可能な場合)



【図13-2 医療救護班の派遣要請への対応手順図】

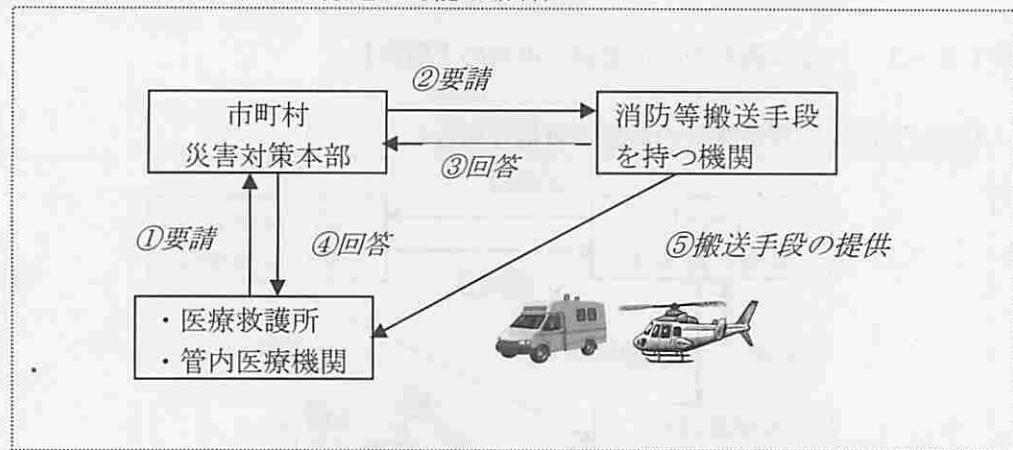
(市町村管内で医療救護班の派遣が不可能な場合)

※県へ派遣要請するケース)



【図14-1 重症患者の搬送要請への対応手順図】

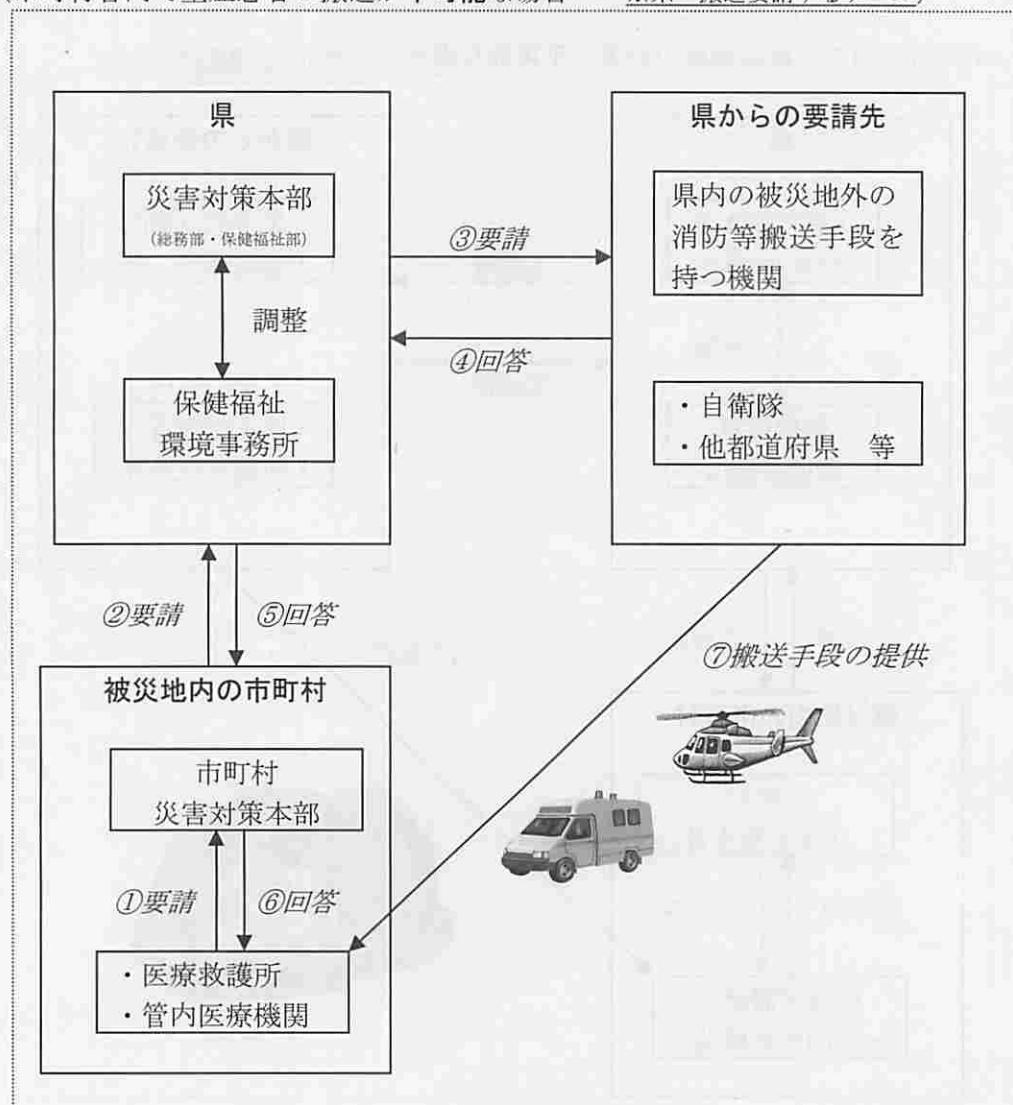
(市町村管内で重症患者の搬送が可能な場合)



【図14-2 重症患者の搬送要請への対応手順図】

(市町村管内で重症患者の搬送が不可能な場合)

※県へ搬送要請するケース)



## \*福岡県西方沖地震の被害状況

平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、福岡市やその周辺部に大きな震度をもたらすとともに、県民の皆さんに大きな衝撃を与えました。

福岡県では、1898年（明治31年）に糸島付近を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生して以来、100年以上も大きな地震を経験することができませんでした。このため、多くの自治体や県民の皆さんの中には、本県は地震の少ない地域であるとの認識が生まれ、この様な大きな地震を体験することは想いもよらなかったのではないかと思われます。

この福岡県西方沖地震や、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の被害の概要は、次のとおりです。

項目	福岡県西方沖地震	新潟県中越地震	阪神・淡路大震災	
発災日時	平成17年3月20日(日) 午前10時53分	平成16年10月23日(土) 午後5時56分	平成7年1月17日(火) 午前5時46分	
地震規模	マグニチュード7.0	マグニチュード6.8	マグニチュード7.2	
最大震度	6弱 (福岡市、前原市、みやき町)	7 (川口町)	7 (神戸市、北淡町他一部)	
被害概要	死者：1人 重軽傷者：1,087人 住家被害：8,997棟	死者：46人 重軽傷者：4,801人 住家被害：117,082棟	死者：6,435人* 重軽傷者：43,792人 住家被害：512,882棟	
人的被害	人	比率	人	
死者	1	0.1%	46	0.9%
重傷者	76	7.0%	627	12.9%
軽傷者	1,011	92.9%	4,174	86.1%
計	1,088	—	4,847	—
			50,227	—

※阪神・淡路大震災の死者には行方不明者3人を含む。

福岡県西方沖を震源とする地震（第34報）：平成17年5月12日・消防庁

平成16年新潟県中越地震（第66報）：平成17年3月18日・消防庁

阪神・淡路大震災について（第105報）：平成12年12月27日・消防庁より抜粋

### 【人的被害の特徴】

#### 阪神・淡路大震災

死者（行方不明者3人を含む）は6,435人。地震発生の時間が週明けの早朝であったため、犠牲者は自宅で被災した方がほとんどで、死亡の原因は、家屋の倒壊や転倒した家具の下敷きによる窒息死や圧死などが多く報告されています。また、地震後に発生した火災による死者も全体の1割程度あったと推定されています。人的被害者数に占める死者の比率は非常に高く12.8%となっています。

#### 新潟県中越地震

死者数は46人。内訳は、地震の揺れにより直接被災された方が29人、長く続いた余震の影響で避難所、病院などで亡くなられた方が17人となっています。

#### 福岡県西方沖地震

死者数は1人。人的被害に占める死者・重傷者の比率は少なく、軽傷者が9割以上を占めています。

## 第5 災害時の医療救護活動の補完体制

### 1 ドクターへリ

#### ①ドクターへリ

ドクターへリとは、医師及び看護師が救急専用の医療機器を装備したヘリコプターに搭乗し、消防機関及び医療機関からの出動要請に基づき、現場で救急医療を開始し、治療を継続しながら高度救急医療機関に搬送するシステムのことです。

このドクターへリの目的は、救急現場に迅速に医師を送り込むことで、速やかに救急医療を開始することにより、重症患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることにあります。

#### ②ドクターへリの概要

ドクターへリは、久留米大学病院高度救命救急センターを基地として運航しています。

(ア)事業主体：学校法人久留米大学（久留米市旭町67番地）

(イ)運航日、時間：毎日、午前8時30分から日没30分前まで

(ウ)出動要請機関：消防機関、医療機関

(エ)出動範囲：福岡県（全域）、佐賀県（全域）、大分県（北西部地域）

(オ)搬送先：久留米大学病院又は現場に近い災害拠点病院等

(カ)気象条件：昼間有視界飛行（機長が飛行可能と判断した場合に限る。途中天候不良となつた場合には、機長の判断で引き返すこともあります。）

(キ)搭乗人員

○操縦スタッフ 操縦士（機長）1名、整備士1名

○医療スタッフ フライト・ドクター1名（状況により2名）、フライト・ナース1名

○搬送可能患者数 一度に最大2名まで

#### ③出動基準

ドクターへリの出動は、消防機関又は医療機関からの要請に限られます。

要請機関	要請基準
消防機関	119番通報受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合
医療機関	患者の生命に関わると疑う理由があり、ドクターへリによる搬送が必要であると医療機関の医師が判断した場合

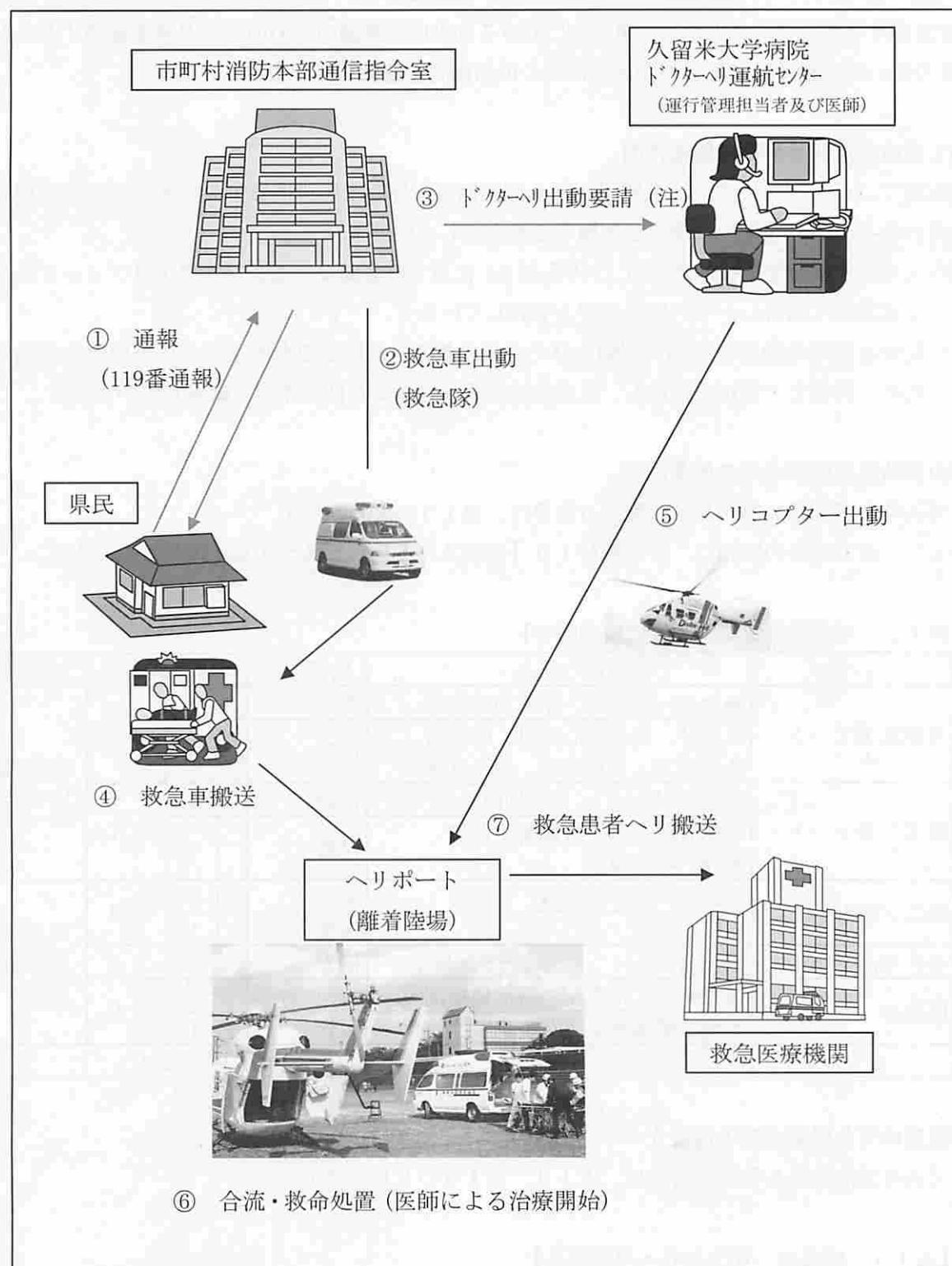
#### ④高速道路上での救命・救急活動

高速道路上において走行車両の衝突事故が発生した場合、重症患者が発生する可能性が高いことから、事故が発生した車線のみならず、必要に応じて反対車線の交通規制等を実施し、一般走行車両と救命・救急活動の従事者の安全を確保したうえで、ドクターへリによる高速道路上での救急医療活動を行います。

#### ⑤災害時の対応

ドクターへリは、平時から救急出動に備え待機しており、災害時においても、出動要請に応じて、医師及び看護師が災害現場に直行し、その場で救急医療を実施するとともに迅速な搬送を確保することができます。

【図15 ドクターへリ現場出動イメージ図】



注) ドクターへリの出動要請は県民からの通報に基づき、直ちに消防本部の通信指令室から出動要請を行なうのを基本としますが、救急隊が現場到着後に患者が重篤であることがわかり、通信指令室を通してドクターへリ出動要請を行なう場合もあります。

\*久留米大学病院ドクターへリ運航要領より抜粋

## 2 災害時緊急医薬品等の備蓄体制

大規模災害時には、負傷者の応急手当等の処置が必要となります。この場合、一度に多量の医薬品や医療資器材等が必要なことから、災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を確保しています。

### ①災害時緊急医薬品等の備蓄体制

本県では、災害時に備え、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会に医薬品及び医療資器材等の備蓄、その保管・管理及び運搬などを委託しています。

(7) 大規模災害発生直後の負傷者（2万人相当）に対する必要な医薬品等を県下4ブロックに分けて両協会に備蓄し、その保管管理を委託しています。

(1) 初動医療時の備蓄医薬品の運搬及びその後の救護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、両協会と協定を締結し、災害時の医薬品等の安定供給体制を確保しています。

### ②災害時緊急医薬品等の備蓄内容

災害時緊急医薬品等の品名、備蓄方法等は、表13のとおりです。

また、備蓄品目の詳細は、参考資料19【備蓄リスト】p82～86に掲載しています。

【表13 災害時緊急医薬品等の備蓄内容】

区分	品名	備蓄方法	品目数	備蓄先
診療創傷セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	6	49 医療機器 協会会員
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血鉗子、鉗子立等	保管	43	
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ等	流通	4	21 医療機器 協会会員
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	17	
衛生材料セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯等	流通	13	24 医薬品 卸業協会 会員
	皮膚用鉛筆、石けん等	保管	11	
事務用品セット	筆記具等	保管	28	28
医薬品	抗生素質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	38	39 医薬品 卸業協会 会員
	乾燥抗破傷風ヒト免疫グロブリン	保管	1	
合計			161	

### ③災害時緊急医薬品等の備蓄先

災害時緊急医薬品等の備蓄先は、表14、表15のとおりです。

【表14 医薬品・衛生材料・事務用品】

ブロック	備蓄先	所在地	TEL
福岡	(株)翔薬	福岡市博多区山王2-3-5	092-471-2308
北九州	(株)アトル北九州 営業部小倉支店	北九州市小倉北区原町2-2-5	093-571-3381
筑豊	(株)ヤクシン飯塚支店	飯塚市有安958-13	0948-82-3251
筑後	(株)アステム久留米支店	久留米市宮ノ陣3-7-60	0942-32-1182

【表15 医療機器】

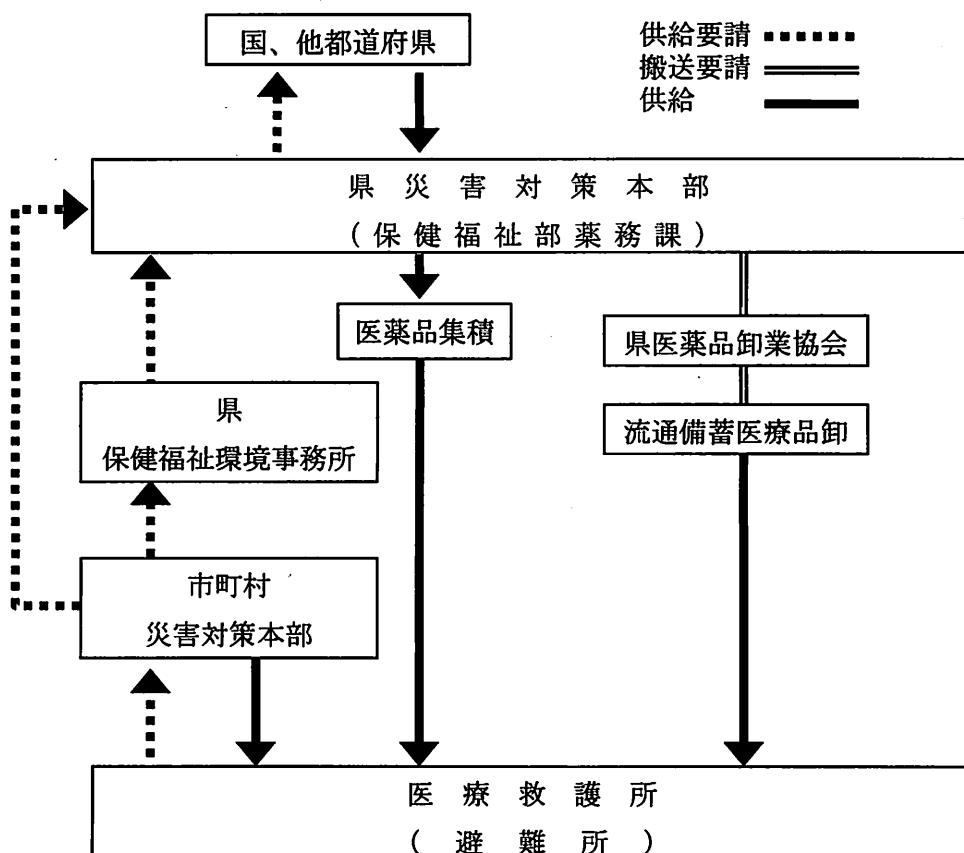
ブロック	備蓄先	所在地	TEL
福岡	井本医科器械（株）SPDセンター	粕屋郡粕屋町大字酒殿 187 毎通運輸内	092-939-6128
北九州	(株) アステムメディカル 北九州支店	北九州市小倉南区下曾根新町 13-1	093-473-8906
筑豊	山下医科器械（株） 筑豊営業所	飯塚市有安 1025-3	0948-82-3311
筑後	(株) 東京ダイヤー器械店	久留米市長門石 2-3-17	0942-33-2727

#### ④災害時緊急医薬品等の供給

災害時緊急医薬品等は、市町村災害対策本部の提供要請を受け、福岡県災害対策本部が福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会に出荷指示を行います。

県内だけでは十分に供給できない場合は、厚生労働省とともに、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、九州・山口各県に医薬品等の応援を要請します。

【図16 医薬品等供給要請と供給の流れ】



※輸血用血液については、赤十字血液センターによる供給となります。

### 3 災害時における透析患者への情報提供

#### ①災害時における透析医療機関の情報提供

透析患者は、週に2ないし3回、1回4～5時間程度の人工透析を受けることによって生命を維持しており、1日に摂取できる水分や塩分、エネルギーの量が激しく制限されますが、この人工透析によって健常者に近い日常生活を営むことができます。

このため、平成18年12月から、災害時における透析医療機関については、福岡県透析医会の協力を得て、福岡県防災情報メール配信システム（通称：防災メール・まもるくん）に登録いただいた透析患者やその家族の方の携帯電話に、透析医療機関の診療可否情報等を、メールで提供するようにしております。

#### ※防災メール・まもるくん

- ・内 容： 災害時の情報等をメールでお知らせします。
- ・登録方法： 消消防防災安全課のホームページから登録可。（メール登録無料）
- ・機 能：
  - ①地震・津波・台風・大雨等の防災気象情報、避難勧告等
  - ②災害時の安否情報通知
  - ③地域の安全に関する情報

#### \*人工透析とは

人工透析とは、体の細胞内に溜まった老廃物（血液中のクレアチニン、尿素、窒素等）を血液が腎臓に運んでも、何らかの疾患で腎臓に働きがなく（腎不全）、血液をきれいにできない状態が続くと尿毒症になりますが、この老廃物で汚れた血液を対外に取り出してきれいにして、再び体内に戻すという、いわば腎臓の働きを人工腎臓（ダイヤライザー）で行う治療法のことをいいます

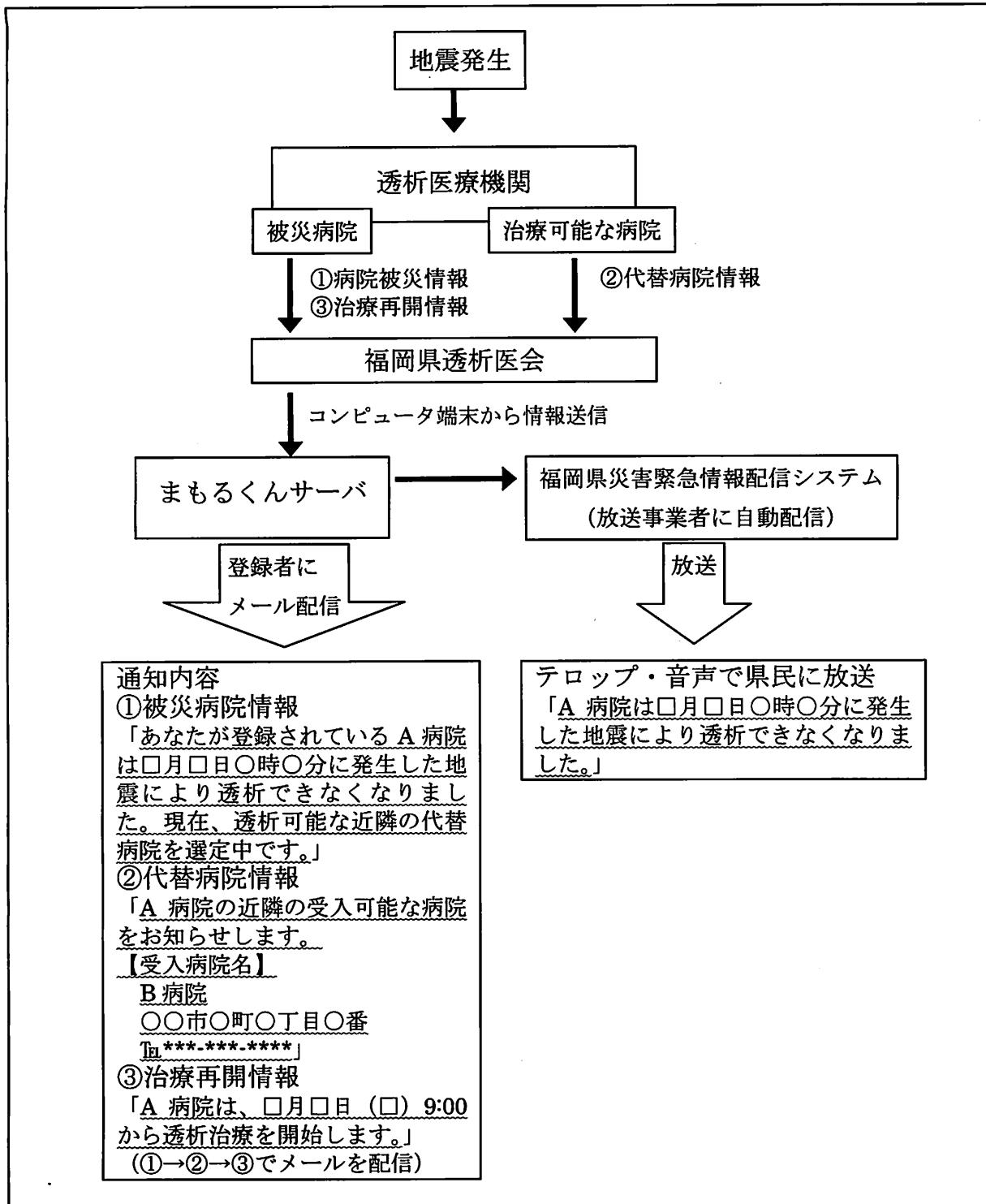
#### \*透析医療機関

人工透析を実施するためには、多量の水、透析液などの医薬品、人工腎臓装置（ダイヤライザー）を稼動させるための電力、透析従事者などが必要となります。

このため、人工透析を行っている医療機関においては、災害時に備えての水、電気、ガス等のライフラインを確保するとともに、人工透析中の患者の避難にも対応できるよう、事前に避難訓練を行うなどの備えが重要となります。

【県内の透析医療機関（福岡県透析医会提供）一覧は、参考資料13 p 58～60に掲載】

【図17 携帯メールによる人工透析患者への災害緊急情報の提供】



#### ○メールの登録について

透析患者は、あらかじめ治療を受けている病院を登録します。

災害情報が発生し、登録した病院が被災した場合に、

- ① 病院被災情報（透析治療を受けている病院が被災し、治療不能となった情報）、
- ② 代替病院情報（被災病院に代わって治療を行う病院の情報）、
- ③ 治療再開情報（透析治療を受けている病院が治療を再開した情報）

が配信されます。

# 参 考 資 料

## (目 次)

### ○連絡先一覧 (平成19年1月31日現在)

1	福岡県	4 1
2	国	4 1
3	日本赤十字社	4 1
4	保健所	4 2
5	市町村（防災担当課）	4 2
6	消防機関	4 8
7	医師会	4 9
8	看護協会	4 9
9	歯科医師会	5 0
10	薬剤師会	5 1
11	災害拠点病院	5 2
12	救急病院・救急診療所	5 4
13	透析医療機関（福岡県透析医会提供）	5 8

### ○福岡県地域防災計画、他県・医療関係団体との応援協定等

1 4	福岡県地域防災計画 震災対策編（平成18年5月修正）	6 1
	～医療救護関連を抜粋～	
1 5	九州・山口9県災害時相互応援協定関係	6 8
1 6	災害時の医療救護活動に関する協定書	7 4
1 7	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	7 7
1 8	災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書	8 0
1 9	備蓄リスト（医薬品、衛生材料、事務用品、医療機器）	8 1
2 0	災害派遣医療チーム（D M A T）について	8 7

## 連絡先一覧

### 1 福岡県

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X番号
総務部消防防災安全課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-641-4734	092-643-3117
保健福祉部医療指導課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3275	092-643-3277
救急医療情報センター (災害医療情報センター)	812-0016	福岡市博多区博多駅南2-9-30 (福岡県メデイカルセンタービル2F)	092-471-0099	092-415-3115

### 2 国

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X番号
厚生労働省医政局指導課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2194	03-3503-8562
厚生労働省社会・援護局総務課	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2614	03-3592-2303
九州厚生局総務課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2361	092-474-2244

### 3 日本赤十字社

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X番号
日本赤十字社救護課	105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	03-3437-7084	03-3435-8509
福岡県支部総務課	815-8503	福岡市南区大楠3-1-1	092-523-1171	092-521-2552

#### 4 保健所

県保健福祉環境事務所（担当課：総務企画課）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号	福岡県防災行政無線
筑 紫	816-0943	大野城市白木原3-5-25	092-513-5581	092-513-5598	821-751
柏 屋	811-2312	柏屋郡柏屋町大字戸原235-7	092-939-1529	092-939-1186	900-70
宗 像	811-3436	宗像市東郷1-2-1	0940-36-2045	0940-36-2592	824-751
朝 倉	838-0068	朝倉市甘木2014-1	0946-22-4185	0946-24-9260	816-751
糸 島	819-1112	前原市浦志2-3-1	092-322-5186	092-322-9252	815-751
遠 賀	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西2-17-7	093-201-4161	093-201-7417	901-70
鞍 手	822-0025	直方市日吉町9-10	0949-22-5691	0949-23-1029	813-741
嘉 穂	820-0004	飯塚市新立岩8-1	0948-21-4876	0948-24-0186	820-211
田 川	825-8577	田川市大字伊田松原通り3292-2	0947-42-9313	0947-44-6112	832-740
久 留 米	839-0861	久留米市合川町1642-1	0942-30-1044	0942-37-1973	904-70
八 女	834-0063	八女市本村深町25	0943-22-6972	0943-23-7044	817-751
山 門	832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1	0944-72-2111	0944-74-3295	903-70
京 築	824-0005	行橋市中央1-2-1	0930-23-2379	0930-23-4880	814-751

#### 政令市等保健所

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
北 九 州 市	803-0077	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8726	093-522-8774
福 岡 市	中 央	810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1	092-761-7381	092-734-1690
	博 多	812-8514 福岡市博多区博多駅前2-19-24	092-419-1089	092-441-0057
	南	815-0032 福岡市南区塩原3-25-3	092-559-5114	092-541-9914
	早 良	814-0006 福岡市早良区百道1-18-18	092-851-6659	092-822-5733
	東	812-8653 福岡市東区箱崎2-54-27	092-645-1076	092-651-3844
	西	819-0005 福岡市西区内浜1-4-7	092-895-7071	092-891-9894
	城 南	814-0103 福岡市城南区鳥飼5-2-25	092-831-4207	092-822-5844
大 牟 田 市	836-0843	大牟田市不知火町1-5-1	0944-41-2668	0944-41-2675

## 5 市町村(防災担当課)

ア 福岡地方本部（福岡農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
福岡市	市民局	092-711-4056	080-1782-2182	78-201-70	<a href="mailto:bousai.CAB@city.fukuoka.jp">bousai.CAB@city.fukuoka.jp</a>
		092-733-5861	092-725-6595 (災害救助司令センター)	1-78-201-75	
筑紫野市	総務課	092-923-1111	092-920-7413	78-217-70	<a href="mailto:soumu@city.chikushino.fukuoka.jp">soumu@city.chikushino.fukuoka.jp</a>
		092-923-5391		1-78-217-75	
春日市	土木管理課	092-584-1111	092-584-1111	78-218-70	<a href="mailto:douro@city.kasuga.fukuoka.jp">douro@city.kasuga.fukuoka.jp</a>
		092-584-1143		1-78-218-75	
大野城市	地域安全課	092-501-2211	同 左	78-219-70	<a href="mailto:kankyoubu@city.onojo.fukuoka.jp">kankyoubu@city.onojo.fukuoka.jp</a>
		092-572-8432		1-78-219-75	
宗像市	総務課	0940-36-5050	0940-36-1121	78-220-70	<a href="mailto:tasi0847@tw.city.munakata.fukuoka.jp">tasi0847@tw.city.munakata.fukuoka.jp</a>
		0940-37-1242		1-78-220-75	
太宰府市	総務課	092-921-2121	同 左	78-221-71	<a href="mailto:soumu@city.dazaifu.fukuoka.jp">soumu@city.dazaifu.fukuoka.jp</a>
		092-921-1601		1-78-221-75	
前原市	総務課	092-323-1111	092-323-1123	78-222-70	<a href="mailto:soumu@city.maebaru.fukuoka.jp">soumu@city.maebaru.fukuoka.jp</a>
		092-324-0239		1-78-222-75	
古賀市	総務課	092-942-1111	092-942-1125	78-223-70	<a href="mailto:soumu@city.koga.fukuoka.jp">soumu@city.koga.fukuoka.jp</a>
		092-942-3758		1-78-223-75	
福津市	生活安全課	0940-43-8107	0940-42-1111	78-362-70	<a href="mailto:anzen@city.fukutsu.lg.jp">anzen@city.fukutsu.lg.jp</a>
		0940-43-3168		1-78-362-75	
那珂川町	環境課	092-953-2211	同 左	78-305-70	<a href="mailto:kankyo@town.nakagawa.fukuoka.jp">kankyo@town.nakagawa.fukuoka.jp</a>
		092-953-0688		1-78-305-75	
宇美町	総務課	092-932-1111	同 左	78-341-70	<a href="mailto:soumu@mail.town.umi.fukuoka.jp">soumu@mail.town.umi.fukuoka.jp</a>
		092-933-7512		1-78-341-75	
篠栗町	総務課	092-947-1111	同 左	78-342-70	<a href="mailto:shoubou@town.sasaguri.lg.jp">shoubou@town.sasaguri.lg.jp</a>
		092-947-7977		1-78-342-75	
志免町	総務課	092-935-1001	同 左	78-343-70	<a href="mailto:soumu@town.shime.lg.jp">soumu@town.shime.lg.jp</a>
		092-935-9459		1-78-343-75	
須恵町	総務課	092-932-1151	同 左	78-344-70	<a href="mailto:sfb@town.sue.fukuoka.jp">sfb@town.sue.fukuoka.jp</a>
		092-933-6579		1-78-344-75	

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
新宮町	総務課	092-963-1730	092-962-0725	78-345-70	<a href="mailto:soumu@town.shingu.fukuoka.jp">soumu@town.shingu.fukuoka.jp</a>
		092-962-2078		1-78-345-75	
久山町	総務課	092-976-1111	同 左	78-348-70	<a href="mailto:bousai@town.hisayama.fukuoka.jp">bousai@town.hisayama.fukuoka.jp</a>
		092-976-2463		1-78-348-75	
柏屋町	総務課	092-938-2311	092-938-5778	78-349-70	<a href="mailto:soumu@town.kasuya.fukuoka.jp">soumu@town.kasuya.fukuoka.jp</a>
		092-938-3150		1-78-349-75	
二丈町	総務課	092-325-1111	同 左	78-462-70	<a href="mailto:soumu@town.nijo.fukuoka.jp">soumu@town.nijo.fukuoka.jp</a>
		092-325-0179		1-78-462-75	
志摩町	総務課	092-327-1111	092-327-2473	78-463-70	<a href="mailto:soumu@town.shima.fukuoka.jp">soumu@town.shima.fukuoka.jp</a>
		092-327-2707		1-78-463-75	

イ 両筑地方本部（朝倉農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
久留米市	建設部防災対策室	0942-30-9074	0942-30-9000	78-203-70	<a href="mailto:bousai@city.kurume.fukuoka.jp">bousai@city.kurume.fukuoka.jp</a>
		0942-30-9712		1-78-203-75	
朝倉市	消防防災課	0946-22-1111	0946-23-0364	78-209-70	<a href="mailto:svoubou@city.asakura.lg.jp">svoubou@city.asakura.lg.jp</a>
		0946-24-8257		1-78-209-75	
小郡市	総務課	0942-72-2111	同 左	78-216-70	<a href="mailto:somu@city.ogori.lg.jp">somu@city.ogori.lg.jp</a>
		0942-73-4466		1-78-216-75	
うきは市	総務課	0943-75-3111	同 左	78-481-70	<a href="mailto:UC000503@city.ukiha.lg.jp">UC000503@city.ukiha.lg.jp</a>
		0943-75-5509		1-78-481-75	
筑前町	まちづくり課	0946-42-6609	同 左	78-444-70	<a href="mailto:machidukuri@town.chikuzen.fukuoka.jp">machidukuri@town.chikuzen.fukuoka.jp</a>
		0946-42-2011		1-78-444-75	
東峰村	総務課	0946-72-2311	同 左	78-446-70	<a href="mailto:somu@vill.toho.fukuoka.jp">somu@vill.toho.fukuoka.jp</a>
		0946-72-2038		1-78-446-75	
大刀洗町	総務課	0942-77-0101	同 左	78-503-70	<a href="mailto:somu@town.tachiarai.fukuoka.jp">somu@town.tachiarai.fukuoka.jp</a>
		0942-77-3063		1-78-503-75	

ウ 北九州地方本部（八幡農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
北九州市	消防局 防災課	093-582-2110	093-582-3823	78-101-71	<a href="mailto:shou-bousai@mail2.city.kitakyushu.jp">shou-bousai@mail2.city.kitakyushu.jp</a>
		093-582-2112		1-78-101-115	

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
中間市	総務課	093-244-1111	093-246-4325	78-215-70	<a href="mailto:soumuka@city.nakama.fukuoka.jp">soumuka@city.nakama.fukuoka.jp</a>
		093-245-5598		1-78-215-75	
芦屋町	総務課	093-223-0881	093-223-5292	78-381-70	<a href="mailto:bousai@town.ashiya.lg.jp">bousai@town.ashiya.lg.jp</a>
		093-223-3927		1-78-381-75	
水巻町	生活環境課	093-201-4321	同 左	78-382-70	<a href="mailto:seikatu@town.mizumaki.lg.jp">seikatu@town.mizumaki.lg.jp</a>
		093-201-4423		1-78-382-75	
岡垣町	総務課	093-282-1211	093-282-1213	78-383-70	<a href="mailto:somu@town.okagaki.fukuoka.jp">somu@town.okagaki.fukuoka.jp</a>
		093-282-4000		1-78-383-75	
遠賀町	総務課	093-293-1234	同 左	78-384-70	<a href="mailto:soumu@town.onga.lg.jp">soumu@town.onga.lg.jp</a>
		093-293-0806		1-78-384-75	

工 筑豊地方本部（飯塚農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
直方市	総務課	0949-25-2222	0949-25-2000	78-204-70	<a href="mailto:n-bousai@city.nogata.fukuoka.jp">n-bousai@city.nogata.fukuoka.jp</a>
		0949-24-3812		1-78-204-75	
飯塚市	総務部	0948-22-5500	同 左	78-205-70	<a href="mailto:y-seo86@city.iizuka.lg.jp">y-seo86@city.iizuka.lg.jp</a>
		0948-21-2066		1-78-205-75	
田川市	総務防災課	0947-44-2000	同 左	78-206-70	<a href="mailto:soumu@city.tagawa.fukuoka.jp">soumu@city.tagawa.fukuoka.jp</a>
		0947-46-0124		1-78-206-75	
宮若市	総務課	0949-32-0511	0949-32-0510	78-403-70	<a href="mailto:bousai@city.miyawaka.lg.jp">bousai@city.miyawaka.lg.jp</a>
		0949-32-9430		1-78-403-75	
嘉麻市	総務課	0948-62-5353	同 左	78-423-70	<a href="mailto:bosay@city.kama.lg.jp">bosay@city.kama.lg.jp</a>
		0948-62-5018		1-78-423-75	
小竹町	総務課	09496-2-1212	09496-2-1282	78-401-70	<a href="mailto:shomu@town.kotake.lg.jp">shomu@town.kotake.lg.jp</a>
		09496-2-1140		1-78-401-75	
鞍手町	総務人権課	0949-42-2111	0949-42-2814	78-402-70	<a href="mailto:soumu-s@town.kurate.lg.jp">soumu-s@town.kurate.lg.jp</a>
		0949-42-5693		1-78-402-75	
桂川町	総務課	0948-65-1100	同 左	78-421-70	<a href="mailto:info@town.keisen.fukuoka.jp">info@town.keisen.fukuoka.jp</a>
		0948-65-3424		1-78-421-75	
香春町	総務課	0947-32-2511	同 左	78-601-70	<a href="mailto:soumu@town.kawara.lg.jp">soumu@town.kawara.lg.jp</a>
		0947-32-4815		1-78-601-75	

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
添田町	総務課	0947-82-1231	同 左	78-602-70	<a href="mailto:soumu@town.soeda.lg.jp">soumu@town.soeda.lg.jp</a>
		0947-82-2869		1-78-602-75	
糸田町	総務課	0947-26-1231	同 左	78-604-70	<a href="mailto:soumu@town.itoda.lg.jp">soumu@town.itoda.lg.jp</a>
		0947-26-1651		1-78-604-75	
川崎町	総務課	0947-72-3000	同 左	78-605-70	<a href="mailto:soumu-bousai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp">soumu-bousai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp</a>
		0947-72-6453		1-78-605-75	
大任町	総務課	0947-63-3000	同 左	78-608-70	<a href="mailto:syoubou@town.oto.fukuoka.jp">syoubou@town.oto.fukuoka.jp</a>
		0947-63-3813		1-78-608-75	
赤村	総務課	0947-62-3000	同 左	78-609-70	<a href="mailto:aka-s.soumu@mb.fcom.ne.jp">aka-s.soumu@mb.fcom.ne.jp</a>
		0947-62-3007		1-78-609-75	
福智町	総務課	0947-22-0555	同 左	78-603-70	<a href="mailto:s.shou-sen@town.fukuchi.lg.jp">s.shou-sen@town.fukuchi.lg.jp</a>
		0947-22-0782		1-78-603-75	

#### 才 筑後地方本部（筑後農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
大牟田市	総務課	0944-41-2894	0944-41-2222	78-202-70	<a href="mailto:soumu01@city.omuta.fukuoka.jp">soumu01@city.omuta.fukuoka.jp</a>
		0944-41-2552		1-78-202-75	
柳川市	総務課	0944-73-8111	同 左	78-207-70	<a href="mailto:soumu@city.yanagawa.lg.jp">soumu@city.yanagawa.lg.jp</a>
		0944-74-1374		1-78-207-75	
八女市	総務課	0943-23-1111	同 左	78-210-70	<a href="mailto:soumu@city.yame.lg.jp">soumu@city.yame.lg.jp</a>
		0943-22-2186		1-78-210-75	
筑後市	総務課	0942-53-4111	同 左	78-664-74	<a href="mailto:soumu@city.chikugo.lg.jp">soumu@city.chikugo.lg.jp</a>
		0942-52-5928		-	
大川市	総務課	0944-87-2101	0944-87-2101	78-212-70	<a href="mailto:okws-soumu-k@city.okawa.lg.jp">okws-soumu-k@city.okawa.lg.jp</a>
		0944-88-1776		1-78-212-75	
みやま市	総務課	0944-63-6111	同 左	78-561-70	<a href="mailto:soumu@city.miayama.lg.jp">soumu@city.miayama.lg.jp</a>
		0944-62-2411		1-78-561-75	
大木町	総務課	0944-32-1013	0944-32-1444	78-522-70	<a href="mailto:soumu@townooki.lg.jp">soumu@townooki.lg.jp</a>
		0944-32-1054		1-78-522-75	
黒木町	総務課	0943-42-1111	同 左	78-541-70	<a href="mailto:soumu@town.kurogi.lg.jp">soumu@town.kurogi.lg.jp</a>
		0943-42-4591		1-78-541-75	

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
立花町	総務課	0943-23-5141	同 左	78-543-70	<a href="mailto:info@town.tachibana.fukuoka.jp">info@town.tachibana.fukuoka.jp</a>
		0943-22-3512		1-78-543-75	
広川町	総務課	0943-32-1111	同 左	78-544-70	<a href="mailto:gousei@town.hirokawa.lg.jp">gousei@town.hirokawa.lg.jp</a>
		0943-32-5164		1-78-544-75	
矢部村	総務課	0943-47-3111	同 左	78-545-70	<a href="mailto:bousai@vill.yabe.fukuoka.jp">bousai@vill.yabe.fukuoka.jp</a>
		0943-47-2855		1-78-545-75	
星野村	総務 グループ	0943-52-3111	0943-52-2005	78-546-71	<a href="mailto:sohmu@vill.hoshino.lg.jp">sohmu@vill.hoshino.lg.jp</a>
		0943-52-3283		1-78-546-75	

力 京築地方本部（行橋農林事務所）管内

市町村名	担当課	上段：電話番号 下段：F A X	緊急時電話番号	上段：防災電話 下段：防災FAX	メールアドレス
行橋市	総務課	0930-25-1111	同 左	78-213-70	<a href="mailto:soumu@city.yukuhashi.lg.jp">soumu@city.yukuhashi.lg.jp</a>
		0930-25-0299		1-78-213-75	
豊前市	総務課	0979-82-1111	0979-83-3100	78-214-70	<a href="mailto:info@city.buzen.fukuoka.jp">info@city.buzen.fukuoka.jp</a>
		0979-83-2560		1-78-214-75	
苅田町	総務課	093-434-0119	090-9586-1313	78-621-70	<a href="mailto:kanda-fs@sweet.ocn.ne.jp">kanda-fs@sweet.ocn.ne.jp</a>
		093-436-5236		1-78-621-75	
みやこ町	総務課	0930-32-2511	同 左	78-623-70	<a href="mailto:soumu@town.miyanokojima.lg.jp">soumu@town.miyanokojima.lg.jp</a>
		0930-32-4563		1-78-623-75	
吉富町	総務課	0979-24-1122	同 左	78-642-70	<a href="mailto:soumu@town.yoshitomi.lg.jp">soumu@town.yoshitomi.lg.jp</a>
		0979-24-3219		1-78-642-75	
上毛町	総務課	0979-72-3111	同 左	78-644-70	<a href="mailto:soumu@vill.koge.lg.jp">soumu@vill.koge.lg.jp</a>
		0979-72-4664		1-78-644-75	
築上町	総務課	0930-56-0300	同 左	78-641-70	<a href="mailto:soumu@town.chikuio.lg.jp">soumu@town.chikuio.lg.jp</a>
		0930-56-1405		1-78-641-75	

## 6 消防機関

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
北九州市消防局	803-8509	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3802	093-592-6898
福岡市消防局	810-8521	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6600	092-725-6605
大牟田市消防本部	836-0844	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
久留米市消防本部	830-0003	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5151	0942-32-4603
直方市消防本部	822-0015	直方市新町2-5-10	0949-25-2300	0949-25-2308
筑後市消防本部	833-0031	筑後市大字山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	831-0028	大川市大字郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	824-0005	行橋市中央1-9-9	0930-25-2323	0930-26-3074
中間市消防本部	809-0034	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	800-0351	京都郡苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	832-0061	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
糸島地区消防厚生施設組合糸島消防本部	819-1113	前原市大字前原1783-1	092-322-4222	092-324-4514
八女消防本部	834-0063	八女市大字本村22-1	0943-24-0119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合消防本部	818-0084	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5034	092-924-3397
飯塚地区消防本部	820-0068	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-28-4363
みやま市消防本部	835-0023	みやま市瀬高町大字小川270	0944-62-5125	0944-62-3234
春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	816-0814	春日市春日2-2-1	092-584-1191	092-584-1194
田川地区消防本部	826-0042	田川市大字川宮1570	0947-44-0650	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	828-0061	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
福岡県南広域消防組合消防本部	839-0815	久留米市山川沓形町3-15	0942-43-8119	0942-43-7317
直方鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	823-0011	宮若市宮田16-1	0949-32-1130	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	838-0065	朝倉市一木18-20	0946-22-0119	0946-24-1334
柏屋南部消防本部	811-2204	柏屋郡志免町大字田富170	092-935-5111	092-935-4882
宗像地区消防本部	811-3431	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
柏屋北部消防本部	811-3131	古賀市今在家167-1	092-944-0131	092-944-0462
遠賀郡消防本部	811-4302	遠賀郡遠賀町広渡1639	093-293-1231	093-293-7140

## 7 医師会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県	812-8551	福岡市博多区博多駅南2-9-30	092-431-4564	092-411-6858
北九州市	802-0077	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-513-3811	093-513-3816
福岡市	814-0001	福岡市早良区百道浜1-6-9	092-852-1500	092-852-1510
大牟田	836-0843	大牟田市不知火町3-104	0944-53-2673	0944-51-1313
久留米	830-0013	久留米市櫛原町34	0942-34-4163	0942-31-1156
直方鞍手	822-0034	直方市大字山部808-13	0949-22-0448	0949-22-0668
大川三瀬	831-0033	大川市大字幡保299	0944-87-2611	0944-87-1153
京都	824-0001	行橋市行事2-21-10	0930-22-0420	0930-26-1210
小郡三井	838-0121	小郡市上岩田1246	0942-72-5534	0942-73-1559
柳川山門	832-0827	柳川市三橋町蒲船津351	0944-72-2714	0944-72-4204
糸島	819-1112	前原市大字浦志532-1	092-322-3638	092-324-4491
八女筑後	834-0063	八女市大字本村656-1	0943-22-4141	0943-25-1017
筑紫	818-0132	太宰府市国分3-13-1	092-923-1331	092-929-4308
飯塚	820-0043	飯塚市西町1-4	0948-22-0165	0948-28-9107
浮羽	839-1321	うきは市吉井町692	0943-75-3379	0943-75-3490
田川	825-0002	田川市大字伊田2735-23 田川メディカルセンター	0947-44-1647	0947-47-1123
豊前築上	828-0021	豊前市大字八屋1522-2	0979-82-2758	0979-84-0616
甘木朝倉	838-0064	朝倉市頓田294-1	0946-22-2454	0946-26-1023
柏屋	811-2501	柏屋郡久山町久原3168-1	092-652-3100	092-652-3101
宗像	811-3431	宗像市大字田熊5-5-5	0940-36-2453	0940-34-2081
遠賀中間	807-0052	遠賀郡水巻町大字下二西2-1-33	093-201-3461	093-203-1090

## 8 看護協会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県	810-0042	福岡市中央区赤坂1-14-5	092-771-2411	092-715-9130

## 9 歯科医師会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県	810-0041	福岡市中央区大名1-12-43	092-771-3531	092-771-2988
門司	801-0851	北九州門司区東本町2-3-10	093-321-6886	093-321-6887
小倉	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-6	093-581-0550	093-582-8783
戸畠	804-0082	北九州市戸畠区新池2-1-39	093-871-5185	093-882-5932
若松	808-0035	北九州市若松区白山1-6-30	093-771-4049	093-771-4116
八幡	805-0069	北九州市八幡東区前田3-3-15	093-681-4131	093-681-4138
福岡市	810-0041	福岡市中央区大名1-12-43	092-781-6321	092-781-6512
大牟田	836-0843	大牟田市不知火町2-149	0944-55-2211	0944-54-3171
久留米	830-0013	久留米市櫛原町5-98	0942-32-7063	0942-32-7052
直方	822-0034	直方市大字山部759-1	0949-22-2408	0949-22-2409
大川三瀬	830-0405	久留米市大木町横溝3346-1	0944-33-2215	0944-33-2231
京都	824-0031	行橋市西宮町5-1-5	0930-24-7777	0930-25-2275
小郡三井	838-0141	小郡市小郡278-9	0942-72-8770	0942-72-8776
柳川山門	832-0815	柳川市三橋町白鳥642-8	0944-74-1333	0944-74-1336
糸島	819-1119	前原市前原東2-7-52	092-324-3220	092-324-3483
八女筑後	834-0031	八女市大字本町774	0943-24-4829	0943-22-5121
筑紫	816-0802	春日市春日原北町1-3-6	092-572-8211	092-572-6242
飯塚	820-0068	飯塚市片島3-11-29	0948-22-2124	0948-22-7554
浮羽	839-1321	うきは市吉井町814-2	0943-75-4563	0943-75-4938
田川	825-0001	田川市伊加利字笹尾1585	0947-42-3095	0947-46-3155
豊前築上	828-0021	豊前市大字八屋2015-1	0979-82-4114	0979-82-2214
朝倉	838-0067	朝倉市牛木293-1	0946-21-0799	0946-21-0832
柏屋	810-0041	福岡市中央区大名1-12-43	092-712-1764	092-741-9977
宗像	811-3434	宗像市大字村山田175-1	0940-36-7160	0940-36-6872
遠賀	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西2-1-10	093-202-1460	093-201-6859

10 薬剤師会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15	092-271-3791	092-281-4104
福岡市	810-0021	福岡市中央区今泉1-1-1	092-714-4416	092-714-4421
宗像	811-3431	宗像市田熊5-5-1	0940-36-7770	0940-36-7772
柏屋	811-2304	柏屋郡柏屋町仲原132-1	092-939-3356	092-939-3527
筑紫	816-0943	大野城市白木原3-5-31	092-571-8116	092-571-8146
糸島	819-1124	前原市大字加布里206-5	092-331-1177	092-331-1178
甘木朝倉	838-0069	甘木市大字来春493-1 病院前薬局	0946-21-8810	0946-21-8810
久留米三井	839-0852	久留米市高良内町2807-5	0942-44-0330	0942-44-0333
八女筑後	833-0041	筑後市大字和泉585-1	0942-54-1648	0942-54-1199
浮羽	839-1233	久留米市田主丸町田主丸997-2 あかね調剤薬局内	0943-73-3547	0943-73-3441
柳川山門	832-0077	柳川市大字筑紫町79-5 筑紫ハイツ1-101	0944-73-8085	0944-73-8077
大川三瀬	830-0113	久留米市三瀬町生岩1219-29	0942-65-0618	0942-65-0618
大牟田	836-0842	大牟田市有明町1-3-3	0944-52-2316	0944-51-2260
遠賀中間	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南1-3-2	093-201-2710	093-201-2789
若松	808-0024	北九州市若松区浜町2-11-16	093-771-2081	093-771-2215
八幡	805-0061	北九州市八幡東区西本町2-10-20	093-661-1166	093-661-1066
戸畠	804-0062	北九州市戸畠区浅生2-6-8	093-882-5589	093-882-5767
小倉	802-0801	北九州市小倉南区富士見2-8-20	093-941-3518	093-941-3506
門司	800-0027	北九州市門司区黄金町2-24 第3マーナハウス202	093-391-3361	093-391-3381
京都	824-0003	行橋市大橋1-6-6 第2Y・0ビル2F	0930-25-3900	0930-25-2911
豊前築上	871-0922	築上郡上毛町東下1577-3 (有)たいへい調剤薬局内	0979-72-1608	0979-84-7519
飯塚	820-0031	飯塚市西徳前398-1	0948-24-4426	0948-24-4997
直方鞍手	822-0015	直方市新町1-6-10	0949-29-7055	0949-29-7056
田川	827-0002	田川郡川崎町池尻667-1 田川薬剤師会薬局内	0947-42-8883	0947-42-8705
北九州市	805-0041	北九州市八幡東区祝町2-13-26	093-651-2255	093-651-4566

## 11 災害拠点病院

(基幹災害医療センター)

対象地域	医療機関名	所在地	上段：電話番号 下段：FAX番号
県下全域	国立病院機構 九州医療センター	〒810-8563 福岡市中央区地行浜1-8-1	代表 092-852-0700 代表（当直） 092-852-0700 救急ホットライン 092-841-9899 庶務 092-847-8802 庶務（当直・要電話確認） 092-847-8802

(地域災害医療センター)

対象地域	医療機関名	所在地	上段：電話番号 下段：FAX番号
福岡・糸島	済生会福岡総合病院	〒810-0001 福岡市中央区天神1-3-46	代表 092-771-8151 代表（当直） 092-771-8151 (総務課) 092-716-0185 (時間外受付) 092-714-5937
	福岡大学病院	〒814-0180 福岡市城南区七隈7-45-1	代表 092-801-1011 代表（当直） 092-801-1011 (庶務課) 092-862-8200 (時間外受付) 092-862-8300
	九州大学病院	〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	総務課 092-642-5005 救急部 092-642-5871 救急隊ホットライン用 090-1879-8329 総務課 092-642-5008 救急部 092-642-5874
	福岡赤十字病院	〒815-8555 福岡市南区大楠3-1-1	代表 092-521-1211 代表（当直） 092-521-1211 総務課 092-522-3066 総務課（要確認電話） 092-522-3066
	福岡和白病院	〒811-0213 福岡市東区和白丘2-2-75	代表 092-608-0001 ERホットラインFAX兼用 092-608-0119 FAX 092-607-3051 ERホットラインFAX兼用 092-608-0119
柏屋	九州大学病院	〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	総務課 092-642-5005 救急部 092-642-5871 救急隊ホットライン用 090-1879-8329 総務課 092-642-5008 救急部 092-642-5874
	福岡和白病院	〒811-0213 福岡市東区和白丘2-2-75	代表 092-608-0001 ERホットラインFAX兼用 092-608-0119 FAX 092-607-3051 ERホットラインFAX兼用 092-608-0119
宗像	産業医科大学病院	〒807-8555 北九州市八幡東区医生ヶ丘1-1	災害優先 093-603-0191 災害優先（時間外） 093-603-0191 病院管理課 093-691-8892 事務当直室 093-691-7395
筑紫	福岡赤十字病院	〒815-8555 福岡市南区大楠3-1-1	代表 092-521-1211 代表（当直） 092-521-1211 総務課 092-522-3066 総務課（要確認電話） 092-522-3066
甘木・朝倉	久留米大学病院	〒830-0011 久留米市旭町67	救命センター 0942-31-7643 救命センター（時間外） 0942-31-7643 救命センター 0942-38-9636 管理課 0942-32-6278 救命センター（時間外） 0942-38-9636
久留米	久留米大学病院	〒830-0011 久留米市旭町67	救命センター 0942-31-7643 救命センター（時間外） 0942-31-7643 救命センター 0942-38-9636 管理課 0942-32-6278 救命センター（時間外） 0942-38-9636
	聖マリア病院	〒830-8543 久留米市津福本町422	総務部 0942-35-3393 代表（当直） 0942-35-3322 総務部 0942-34-3115 救急室（要電話確認） 0942-35-3322
八女・筑後	聖マリア病院	〒830-8543 久留米市津福本町422	総務部 0942-35-3393 代表（当直） 0942-35-3322 総務部 0942-34-3115 救急室（要電話確認） 0942-35-3322

対象地域	医療機関名	所在地	上段：電話番号 下段：FAX番号
有明	大牟田市立総合病院	〒836-8567 大牟田市宝坂町2-19-1	代表 0944-53-1061 代表(当直) 0944-53-1061 総務課 0944-52-4653 総務課(要確認電話) 0944-52-4653
飯塚	飯塚病院	〒820-8505 飯塚市芳雄町3-83	救急外来 0948-29-8003 救急外来(時間外) 0948-29-8003 救急外来 0948-29-8045 救急外来(時間外) 0948-29-8045
直方・鞍手	飯塚病院	〒820-8505 飯塚市芳雄町3-83	救急外来 0948-29-8003 救急外来(時間外) 0948-29-8003 救急外来 0948-29-8045 救急外来(時間外) 0948-29-8045
	九州厚生年金病院	〒806-8501 北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	代表 093-641-5111 代表(時間外) 093-641-5111 庶務課 093-642-1868 防災センター 093-641-6102
田川	田川市立病院	〒825-8567 田川市大字楠1700-2	代表 0947-44-2100 代表(当直) 0947-44-2100 総務係 0947-45-0715 庶務係(当直・要電話確認) 0947-45-0715
北九州	北九州市立八幡病院	〒805-8534 北九州市八幡東区西本町4-18-1	代表 093-662-6565 代表(警備) 093-662-6565 代表 093-662-1796 庶務(要電話確認) 093-662-1796
	産業医科大学病院	〒807-8555 北九州市八幡東区医生ヶ丘1-1	災害優先 093-603-0191 災害優先(時間外) 093-603-0191 病院管理課 093-691-8892 事務当直室 093-691-7395
	北九州総合病院	〒800-0295 北九州市小倉南区湯川5-10-10	代表 093-921-0560 代表(当直) 093-921-0560 救急外来 093-922-7208 救急外来(時間外) 093-922-7208
	北九州市立医療センター	〒802-0077 北九州市小倉北区馬借2-1-1	代表 093-541-1831 代表(当直) 092-541-1831 庶務係 093-533-8693 庶務係(時間外要電話確認) 093-533-8693
	健和会大手町病院	〒803-8543 北九州市小倉北区大手町15-1	病院代表 093-592-5511 救急医療部 093-582-0099 病院代表 093-592-2726 救急医療部 093-583-0578
	九州厚生年金病院	〒806-8501 北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	代表 093-641-5111 代表(時間外) 093-641-5111 庶務課 093-642-1868 防災センター 093-641-6102
京築	北九州総合病院	〒800-0295 北九州市小倉南区湯川5-10-10	代表 093-921-0560 代表(当直) 093-921-0560 救急外来 093-922-7208 救急外来(時間外) 093-922-7208

## 12 救急病院・救急診療所

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
筑紫	福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551
	福岡大学筑紫病院	筑紫野市大字俗明院1-1-1	092-921-1011
	(医)徳洲会福岡德州会病院	春日市須玖北4-5	092-573-6622
	(医)春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86	092-572-0343
	(医)文祐会原病院	大野城市白木原5-1-15	092-581-1631
	秦病院	大野城市筒井1-3-1	092-501-1111
	(医)正明会諸岡整形外科病院	筑紫郡那珂川町大字片縄3-81	092-952-8888
	こう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	092-951-5219
柏屋	福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331
	(医)社団廣徳会岡部病院	柏屋郡宇美町明神坂1-2-1	092-932-0025
	(医)みなみ柏屋南病院	柏屋郡宇美町大字宇美10-87	092-933-7171
	(医)井上会篠栗病院	柏屋郡篠栗町大字尾仲94	092-947-0711
	沢江堂三野原病院	柏屋郡篠栗町大字金出3553	092-947-0040
	社会保険仲原病院	柏屋郡志免町御手洗6	092-621-2802
	上野外科胃腸科病院	柏屋郡志免町大字志免2-10-20	092-935-0316
	栄光病院	柏屋郡志免町大字別府723	092-935-0147
	片井整形外科病院	柏屋郡柏屋町大字大隈132-1	092-938-4860
	福岡青洲会病院	柏屋郡柏屋町大字長者原800-1	092-939-0010
宗像	(医)社団三誠会ひまわり病院	柏屋郡柏屋町大字仲原88-1	092-938-1311
	宗像医師会病院	宗像市大字田熊5-5-3	0940-37-1188
	蜂須賀病院	宗像市大字野坂2650	0940-36-3636
朝倉	宗像水光会総合病院	福津市上西郷341-1	0940-34-3111
	朝倉病院	朝倉市来春422	0946-22-6111
	(医)かつき会香月病院	朝倉市下浦715	0946-22-6121
	甘木中央病院	朝倉市甘木667	0946-22-5550
	甘木朝倉医師会病院	朝倉市三奈木2466-1	0946-23-0033
糸島	(医)社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	0946-22-5511
	糸島医師会病院	前原市大字浦志532-1	092-322-3631
	(医)有田病院	前原市前原西4-5-28	092-322-2061
	井上病院	前原市大字波多江699-1	092-322-3437
	(医)恵眞会渡辺整形外科病院	前原市大字前原1811-1	092-323-0013
遠賀	友田外科医院	前原市大字浦志2-1-37	092-322-3363
	町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	093-222-2931
	福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1	093-203-2220
	遠賀中間医師会病院	遠賀郡岡垣町大字手野145	093-282-0181
鞍手	(医)健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	093-293-7090
	健康保険直方中央病院	直方市大字感田523-5	0949-26-2311

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
鞍 手	(医)一寿会西尾病院	直方市津田町9-38	0949-22-0054
	鞍手町病院事業 鞍手町立病院	鞍手郡鞍手町大字中山2437-1	0949-42-1231
	小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191	0949-62-0282
	医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	0949-32-3000
嘉 槐	飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800
	明治記念病院	飯塚市川津360-3	0948-25-2345
	飯塚市立穎田病院	飯塚市口原1061-1	09496-2-2131
	筑豊労災病院	飯塚市弁分633	0948-22-2980
	三宅脳神経外科病院	飯塚市楽市243-11	0948-25-5050
	(医)ユーアイ西野病院	嘉麻市鴨生532	0948-42-1114
	筑前山田赤十字病院	嘉麻市山田1237	0948-52-0861
田 川	田川市立病院	田川市大字櫛1700-2	0947-44-2100
	社会保険田川病院	田川市上本町10-18	0947-44-0460
	糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187	0947-26-0111
	(医)療社会松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	0947-73-2138
	川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430-1	0947-73-2171
久 留 米	(医)吉村病院	久留米市田主丸町田主丸520-1	09437-2-3131
	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	09437-2-2460
	聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
	(医)楠病院	久留米市日吉町115	0942-35-2725
	弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12	0942-33-3152
	神代病院	久留米市北野町八重龜382-1	0942-78-3177
	(医)松風海内藤病院	久留米市西町1164-1	0942-32-1212
	(医)天神会新古賀病院	久留米市天神町120	0942-38-2222
	富田病院	久留米市城島町四郎丸261	0942-62-3121
	安本病院	久留米市三瀬町玉満2371	0942-64-2032
	鳴田病院	小郡市小郡217-1	0942-72-2236
	(医)社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141-11	0944-87-0001
	(医)白髭会足達消化器科整形外科医院	大川市大字榎津332-2	0944-88-2688
	(医)福田病院	大川市大字向島1717-3	0944-87-5757
八 女	柳病院	八女市大字吉田9-10	0943-23-2176
	公立八女総合病院	八女市大字高塚540-2	0943-23-4131
	(医)社団慶仁会川崎病院	八女市大字津江538	0943-23-3005
	筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511
	馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	0943-32-3511
	八女中央病院	八女郡広川町大字新代2316	0943-32-3611
山 門	(医)正寿会鎌田外科病院	柳川市三橋町大字高畠263-1	0944-72-7171
	長田病院	柳川市下宮永町523-1	0944-72-3501

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
山門	福岡県立柳川病院	柳川市筑紫町29	0944-72-6171
	(医)弘恵会ヨコクラ病院	みやま市高田町大字濃施394	0944-22-5811
京築	新行橋病院	行橋市道場寺1411	0930-24-8899
	小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	0930-24-5211
北九州市	門司労災病院	北九州市門司区東港町3-1	093-331-3461
	小文字病院	北九州市小倉北区大畠1-7-25	093-531-2233
	国家公務員共済組合連合会新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	093-571-1031
	三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野1-12-18	093-931-7931
	社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町1-1	093-921-2231
	健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511
	北九州総合病院	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560
	九州労災病院	北九州市小倉南区葛原高松1-3-1	093-471-1121
	東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	093-962-1008
	国立病院機構小倉病院	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093-921-8881
	新日鐵八幡記念病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	093-672-3176
	福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	093-662-5211
	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565
	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611
	九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111
	医療法人正和中央病院	北九州市八幡西区八枝3-13-1	093-602-1151
	(医)医和基会牧山中央病院	北九州市戸畠区初音町13-13	093-871-2760
	戸畠共立病院	北九州市戸畠区明治町1-25	093-871-5421
福岡市	福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151
	溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4-6-25	092-721-5252
	(医)社団広仁会広瀬病院	福岡市中央区渡辺通1-12-12	092-731-2345
	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27	092-721-0831
	秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	092-771-6361
	国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700
	(医)佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通2-4-28	092-781-6381
	福岡城南病院	福岡市中央区薬院4-6-9	092-531-7031
	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1	092-713-3111
博多区	伊藤整形外科医院	福岡市博多区三筑1-2-8	092-501-2161
	成田整形外科病院	福岡市博多区住吉4-30-42	092-431-0306
	友田病院	福岡市博多区諸岡4-28-24	092-591-8088
	木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	092-641-1966
	千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	092-641-2761
	さく病院	福岡市博多区竹下4-6-25	092-471-1139
	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	092-632-1111
	(医)原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	092-291-3434

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
福岡市	那珂川病院	福岡市南区向新町2-17-17	092-565-3531
	国立病院機構九州がんセンター	福岡市南区野多目3-1-1	092-541-3231
	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211
	公立学校共済組合 九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	092-541-4936
	(医)恵光会原病院	福岡市南区若久2-6-1	092-551-2431
	安永病院	福岡市南区大橋1-18-18	092-553-2211
	福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731
	吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27	092-841-0835
	福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7	092-831-1211
	川浪病院	福岡市早良区野芥1-2-36	092-861-2780
	貝塚病院	福岡市東区箱崎7-7-27	092-632-3333
	福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001
西区	福岡輝栄会病院	福岡市東区千早5-11-5	092-681-3115
	八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	092-651-0022
	九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151
	福岡山田病院	福岡市東区箱崎3-9-26	092-641-1100
	(医)西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	092-881-1331
	(医)白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1	092-891-2511
城南区	(医)社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1	092-807-8811
	(医)南川整形外科病院	福岡市西区姪浜4-14-17	092-891-1234
	村上華林堂病院	福岡市西区戸切2-14-45	092-811-3331
大牟田市	聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	092-883-2525
	(医)和浩会安藤病院	福岡市城南区別府1-2-1	092-831-6911
	福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6-8-5	092-831-6031
	さくら病院	福岡市城南区片江4-16-15	092-864-1212
	落合脳神経外科医院	大牟田市大字吉野2013-1	0944-41-3711
	(医)恒生会永田整形外科病院	大牟田市大字原山町1-1	0944-53-3879
	米の山病院	大牟田市大字今山2324-1	0944-51-3311
	福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810	0944-53-2488
	杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1	0944-56-1119
	大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841	0944-53-5071
	大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100	0944-54-8482
	南大牟田病院	大牟田市臼井町23-1	0944-57-2000
	大牟田市立総合病院	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061

### 13 透析医療機関(福岡県透析医会提供)

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
筑紫	高山病院	筑紫野市針摺中央2-11-10	092-921-4511
	済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551
	島松内科医院	筑紫野市二日市中央5-5-16	092-922-2052
	本村内科医院	大野城市白木原1-11-16	092-587-1055
柏屋	加野病院	古賀市花見南1-2-15	092-944-1212
	福岡青洲会病院	柏屋郡柏屋町長者原沼ノ内800-1	092-939-0010
	篠栗病院	柏屋郡篠栗町大字尾仲94	092-947-0711
	上野外科胃腸科病院	柏屋郡志免町志免2-10-20	092-935-0316
	岡部病院	柏屋郡宇美町明神坂1-2-1	092-932-0025
宗像	宗像水光会総合病院	福津市上西郷341-1	0940-34-3111
	宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	0940-37-1188
朝倉	森山内科医院	朝倉市杷木池田789-5	0946-62-0111
糸島	宮内内科循環器科	前原市前原北2-12-33	092-322-0123
遠賀	水巻クリニック	遠賀郡水巻町頃末南3-13-5	093-201-8500
	やまがたクリニック	遠賀郡岡垣町公園通り3-1-37	093-281-5152
	海老津クリニック	遠賀郡岡垣町東山田2-3-19	093-281-3301
	岡垣記念病院	遠賀郡岡垣町中央台3-22-1	093-283-3741
鞍手	筑豊病院	直方市大字山部765-1	0949-22-1215
	高橋内科クリニック	直方市大字頓野字西ヶ崎3803-1	0949-25-0020
	鞍手町立病院	鞍手郡鞍手町大字中山2437-1	0949-42-1231
嘉穂	鯰田診療所	飯塚市鯰田593	0948-22-5647
	おおやぶクリニック	飯塚市川津208-2	0948-25-3331
	西野病院	嘉麻市鴨生532	0948-42-1114
	飯塚腎クリニック	飯塚市片島2-197-1	0948-21-8877
田川	木村クリニック川宮医院	田川市大字川宮535-1	0947-42-2342
	百武医院	田川市大字伊加利2195-26	0947-42-9100
	田川市立病院	田川市大字楠1700-2	0947-44-2100
久留米	聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
	久留米第一病院	久留米市櫛原町21	0942-33-1211
	花畠病院	久留米市西町914	0942-32-4565
	古賀病院21	久留米市宮の陣3-3-8	0942-38-3333
	吉武泌尿器科医院	久留米市野中町866-16	0942-31-0011
	松尾内科医院	久留米市国分町1944-5	0942-22-0148
	今立内科クリニック	久留米市西町178-1	0942-21-3331
	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	09437-2-2460
	久留米大学病院(腎センター)	久留米市旭町67	0942-35-3311
	安本病院	久留米市三瀬町玉満2371	0942-64-2032
	丸山病院	小郡市山隈273-11	0942-73-0011
	山下泌尿器科医院	小郡市小郡1590-6	0942-73-5301
	高木病院	大川市大字酒見141-11	0944-87-0001

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号	
八女	チクゴ医院	筑後市大字尾島685	0942-53-4350	
	中村クリニック	筑後市大字野町665-1	0942-52-7311	
	公立八女総合病院	八女市高塚540-2	0943-23-4131	
山門	ヨコクラ病院	みやま市高田町大字濃施394	0944-22-5811	
	大熊泌尿器科皮膚科医院	柳川市大字本町131-4	0944-72-5147	
	村石循環器科・内科	柳川市三橋町蒲船津370-1	0944-73-0099	
	長田病院	柳川市大字下宮永町523-1	0944-72-3501	
京築	行橋クリニック	行橋市西宮1-7-19	0930-24-5677	
北九州市	日本海員掖済会 門司病院	北九州市門司区清滝1-3-1	093-321-0984	
	門司港腎クリニック	北九州市門司区東本町2-1-6	093-322-3551	
	門司クリニック	北九州市門司区柳町1-3-30-203	093-391-8895	
	かわい泌尿器科クリニック	北九州市小倉北区馬借3-3-34	093-551-9900	
	小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町1-1	093-921-2231	
	遠藤外科医院	北九州市小倉北区高坊2-8-33	093-921-5010	
	小倉第一病院	北九州市小倉北区真鶴2-5-12	093-582-7730	
	船場クリニック	北九州市小倉北区船場町5-5	093-522-1577	
	東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	093-962-1008	
	北九州総合病院 人工臓器科	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560	
	城野クリニック	北九州市小倉南区城野4-5-58	093-922-6262	
	阿部クリニック	北九州市小倉南区田原新町2-3-8	093-475-4939	
	聖和クリニック	北九州市小倉南区守恒本町1-12-6	093-963-5789	
	芳野病院	北九州市若松区本町2-15-6	093-751-2606	
	済生会 八幡総合病院	北九州市八幡東区春の町5-9-27	093-662-5211	
	松島クリニック	北九州市八幡東区茶屋町2-8	093-652-0001	
	八幡クリニック	北九州市八幡東区尾倉3-6-1	093-671-1111	
	新日鐵八幡記念病院	北九州市八幡東区春の町1-1-1	093-672-3176	
	王子病院	北九州市八幡西区東王子町4-17	093-641-1239	
	医生ヶ丘クリニック	北九州市八幡西区力丸町11-22	093-601-5555	
	折尾クリニック	北九州市八幡西区折尾4-9-9	093-601-4321	
	今村クリニック	北九州市八幡西区茶屋の原2-3-4	093-618-3377	
	レメディ北九州ネフロクリニック	北九州市八幡西区則松2-8-21	093-692-6665	
	吉祥寺クリニック	北九州市八幡西区椋枝2-10-15	093-618-9255	
	産業医科大学(腎センター)	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	
	天神クリニック	北九州市戸畠区天神1-9-7	093-871-7871	
福岡市	中央区	浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27	092-721-0831
		福岡腎臓内科クリニック	福岡市中央区渡辺通4-6-20	092-761-4936
		後藤クリニック	福岡市中央区舞鶴3-6-17	092-714-3250
		三光クリニック	福岡市中央区六本松4-9-3	092-713-0468
		平尾クリニック	福岡市中央区那の川2-5-9	092-521-9120
		済生会 福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151
	博多区	福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	092-632-1111
		原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	092-291-3434

管轄保健所	医療機関名	所在地	電話番号
福岡市	博腎会病院	福岡市博多区住吉2-21-21	092-272-0565
	木村こうけん医院	福岡市博多区吉塚3-28-29	092-621-0043
	くま腎クリニック	福岡市博多区銀天町2-2-3	092-575-3112
	千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	092-641-2761
	有吉クリニック	福岡市博多区吉塚5-7-9	092-612-0101
	こもたクリニック	福岡市博多区博多駅東2-13-19	092-472-5851
	古原医院	福岡市博多区比恵町18-1	092-431-5622
	原三信病院附属 呉服町腎クリニック	福岡市博多区中呉服町1-25	092-262-2828
南区	福岡赤十字病院（腎センター）	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211
	佐田内科循環器科病医院	福岡市南区大橋2-27-23	092-512-5225
	三井島内科クリニック	福岡市南区大橋4-25-30	092-562-8871
	やなせ内科医院	福岡市南区高宮5-18-4	092-554-5180
	大里腎クリニック	福岡市南区横手2-18-15	092-502-7714
早良区	重松クリニック	福岡市早良区百道1-1-4	092-843-3800
	川浪病院	福岡市早良区野芥1-2-36	092-861-2780
	西新クリニック	福岡市早良区西新5-15-20	092-822-8998
東区	木山内科	福岡市東区香椎駅前2-9-2	092-674-2190
	ふくみつ病院	福岡市東区香椎浜4-10-1	092-681-3331
	九州大学病院（九大医学部腎疾患治療部）	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151
	はこざき公園内科医院	福岡市東区原田4-34-26	092-624-3531
	貝塚病院	福岡市東区箱崎7-7-27	092-632-3333
西区	西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	092-881-1331
西区	信愛クリニック	福岡市西区今宿町50-4	092-807-5558
	松口胃腸科外科医院	福岡市西区野方1-26-12	092-812-2212
	白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1	092-891-2511
	よしとみ内科クリニック	福岡市西区姪浜駅南3-17-17	092-892-1533
	三愛クリニック	福岡市西区周船寺2-12-39	092-806-1020
城南区	福岡大学病院（血液浄化療法センター）	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011
	長尾病院	福岡市城南区樋井3-47-1	092-541-2035
	むらやま泌尿器科クリニック	福岡市城南区七隈7-2-1	092-874-0020
大牟田市	春日医院	大牟田市一浦町6-3	0944-56-5432
	飯田泌尿器科医院	大牟田市淨真町44	0944-53-4871
	米の山病院	大牟田市大字今山2324-1	0944-51-3311
	杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1	0944-56-1119
	むとう内科クリニック	大牟田市大字岬1063-1	0944-41-9610
	大牟田市立総合病院	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061

※上記名簿は福岡県透析医会から提供を受けたものであり、上記以外の透析医療機関もありますので、ご留意ください。

## 14 福岡県地域防災計画 震災対策編（平成18年5月修正）

～第2編(災害予防計画)第4章第10節より抜粋～

### 第10節 医療救護体制の整備

#### 《方針》

県、市町村及び関係機関は、災害により医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する体制を整備する。

#### 〈主な実施機関〉

県（保健福祉部）、市町村、国立病院機構等、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社及び災害拠点病院等

#### 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・薬務課・保健福祉課、市町村、関係機関）

県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「医療救護」に示す活動方法・内容に習熟する。

#### 第2 医療救護体制の整備（医療指導課、市町村、医療機関）

##### 1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 県、市町村及び医療機関は、発災時における救急、医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 災害発生初期の的確な医療被害情報収集と迅速な医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化する。

ア 災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、市町村、保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。

イ 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化を図る。

ウ 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化を図る。

エ 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等の情報収集を図るため、広域災害・救急医療情報システムを拡充強化する。

オ 報道機関を活用した、県民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

##### 2 医療救護班の整備

災害時における医療救護は、一次的には市町村が実施するため、市町村長は、地区医師会等と協議調整し、あらかじめ救護班を編成する。

県知事は、広域的に市町村の活動を応援・補完する立場から医療関係機関・団体と協議調整のうえ、協定を締結し、あらかじめ救護班を編成する。

##### (1) 編成対象機関

市町村（市町村立医療機関等、地区医師会）

県（県立病院、保健福祉環境事務所）国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他国関係病院）

県医師会、県歯科医師会、災害拠点病院、日本赤十字社

## （2）編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

## 3 医療救護用資機材・医薬品等の整備

（1）市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両の、県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

（2）日本赤十字社、県（薬務課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

## 4 拠点医療施設の選定

医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者について、適切な災害時後方医療施設に搬送して収容、治療を行うため、地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備するとともに、災害時における増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急医療施設を広く活用できる体制を整備するものとする。

### （1）災害拠点病院

救命救急センターなど救急医療を担っている医療機関を地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に1箇所以上整備する。

ただし、災害時拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。

#### ア 機能

- (ア) 被災重傷者の受け入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (イ) 初動救護班の派遣
- (ウ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等
- (エ) 災害医療統率者の設置

#### イ 選定基準

国立災害医療センター、救命救急センター及び大学病院以外にあっては、別に定める要件を満たす病院又は今後要件整備が見込まれる病院から選定する。

#### ウ 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- (ア) 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- (イ) 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (ウ) 後方病院としての患者受け入れ等のためのヘリポートや簡易ベット等の装備
- (エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食糧の備蓄

## (2) 基幹災害拠点病院

災害拠点病院のうち県内1カ所を基幹災害拠点病院として選定し、災害拠点病院の機能に加え、災害医療統率者等要員への訓練・研修及び緊急用医薬品の備蓄強化を行う。

## (3) 災害時救急病院

現行の救急医療体制を活用し、災害時の迅速な被災重傷者等の傷病内容に応じた受入れを行うため、災害時救急病院を、次のア又はイの要件を満たし、かつウの要件を満たす医療施設から選定し、あらかじめ配置する。

ア 外科系の救急告示病院又は2次輪番病院

イ 中毒、人工透析、助産に対応可能施設

ウ 災害時救急医療情報ネットワーク参加施設

## (4) 県及び市町村は、災害拠点病院や災害時救急病院の近隣の公園やグランド等を災害時における臨時ヘリポートとして選定しておくとともに、災害拠点病院に緊急離発着場の整備促進を図る。

## 5 研修・訓練

### (1) 大規模災害時の指揮連絡系統マニュアルを整備するとともに県防災訓練において実践訓練を実施する。

### (2) 基幹災害拠点病院による災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施する。

## 6 医療機関の災害対策

モデルマニュアルを参考とし、各病院での災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、病院レベルでの災害対策を講じる。

## 7 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、市町村は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

## 8 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療施設の耐震性の強化に努めることとする。また、医療機能を維持するために必要な水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくものとする。

## 第9節 医療救護

### 第1 医療情報の収集・提供

- 第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復
- 第3 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣等
- 第4 後方医療活動
- 第5 医薬品等の調達
- 第6 搬送
- 第7 災害救助法に基づく措置

### 《方針》

県及び市町村等は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

### 〈主な実施機関〉

県（保健福祉部、総合指令部）、市町村、国立病院機構等、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社及び災害拠点病院等

### 第1 医療情報の収集・提供

#### 1 情報の収集（医療指導課・薬務課・保健福祉課）

保健福祉部は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとし、県災害対策本部総合指令部と連携して、医療救護活動に必要な情報を収集する。

収集する情報は概ね以下のものである。

- ア 医療機関の被災状況、医療従事者の確保状況、診療応需状況
- イ 負傷者の発生状況
- ウ 転送が必要な入院患者数、診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数
- エ 被災地及び近隣地域における診療可能医療機関の状況・空床状況
- オ 近隣県における受入れ可能医療機関（名称、位置、診療科目等）
- カ ライフラインの機能状況、道路交通状況
- キ 搬送用ヘリコプターの運航計画
- ク 医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量
- ケ 避難所、医療救護所及び医薬品集積所の開設状況及び開設計画

#### 2 情報の提供（医療指導課・薬務課・保健福祉課・消防防災安全課）

県は、1で収集した情報を整理し、放送局等の報道機関と協力して、医療機関、市町村、消防機関県民及び人工透析患者等への情報提供を行う。

### 第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復（消防防災安全課・水道整備室・医療指導課）

県は、市町村と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の

安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧を関係事業者に要請する。

### 第3 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣等

#### 1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、地震により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、避難所あるいは避難所の近く等に医療救護所を設置する。

#### 2 医療救護班の派遣等（医療指導課、市町村）

市町村長及び県知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、避難所等に派遣する。

##### （1）医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

##### （2）医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び市町村長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

##### （3）連絡指令方式

ア 市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

イ 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。

ウ 県知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

##### （4）医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、市町村長又は委任を受けた被災地医師会が設置した医療救護所（避難場所、避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施するとともに次の業務を行う。

ア 傷病度合によるトリアージ（トリアージタッグを使用）等

イ 医療救護

ウ 助産救護

エ 死亡確認

オ 死体検案

### 第4 後方医療活動

医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者について、適切な災害時後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

#### 1 基幹拠点病院及び災害拠点病院

ア 被災重傷者の受け入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施

イ 初動救護班の派遣

ウ ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

## エ 災害医療統率者の設置

ただし、災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により対応する。

## 2 災害時救急病院

災害時の迅速な被災重傷者等の傷病内容に応じた受入れを行う。

## 第5 医薬品等の供給（薬務課、市町村）

大規模災害の医薬品等の供給の基本方針は以下のとおりとする。

- 1 市町村は、医療救護所等で使用する医薬品を確保する。
- 2 県は、市町村で供給が困難な場合、もしくは県が必要と認める場合に、供給をあっせんすることとする。また、県内の医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図ることとする。
- 3 県は、医薬品等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、（社）福岡県薬剤師会の協力を得て実施することとする。
- 4 県は、供給に困難が生じる場合は、他県や厚生省に協力を要請することとする。

## 第6 搬送

### 1 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡回船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

### 2 災害拠点病院等への患者搬送（消防防災安全課・医療指導課、市町村）

被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、市町村（消防機関）が行う。被災地域外災害拠点病院等への搬送は県又は市町村が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行うものとする。

### 3 医薬品等の搬送・保管等（薬務課）

### 4 ヘリコプターによる広域搬送

県及び市町村は、災害拠点病院や災害時救急病院の近隣に選定された臨時ヘリポート、緊急離発着場を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。

また、自衛隊、大阪航空局等緊急搬送関係機関と協議し、複数のヘリコプター搬送依頼ルートの設定を行う。

## 第7 災害救助法に基づく措置（保健福祉課、関係機関）

### 1 医療救助の対象

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- (2) 応急的に医療を施す必要がある者

### 2 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

### 3 医療救助の範囲

(1) 診療

(2) 薬剤、又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 看護

#### 4 医療救助の期間

災害発生の日から 14 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

#### 5 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者

#### 6 助産救助の範囲

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

#### 7 助産救助の期間

分娩の日から 7 日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

#### 8 実施方法

##### (1) 医療救助

ア 原則として医療救護班が実施する。

イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。

##### (2) 助産救助

ア 医療救護班によって実施するが、急を用するときは助産師による助産を実施する。

イ アより難い場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

## 15 九州・山口9県災害時相互応援協定関係

### 九州・山口9県災害時相互応援協定

#### (趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

#### (応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のための必要な事項

#### (協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

#### (応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときには、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況

にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
  - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
  - 三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
  - 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。
- 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
	山口県知事

## 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

### (幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

### (各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条6号に定める事項を併せて担当することとする。

### (応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各項（第3項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手續等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2号から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的な内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的な内容

### (経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額  
イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

- 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
- 五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
- 2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成18年度	長崎県	大分県
平成19年度	熊本県	宮崎県
平成20年度	大分県	鹿児島県
平成21年度	宮崎県	沖縄県
平成22年度	鹿児島県	山口県
平成23年度	沖縄県	福岡県
平成24年度	山口県	佐賀県
平成25年度	福岡県	長崎県
平成26年度	佐賀県	熊本県

（注）平成27年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	防災危機管理監	危機管理防災課
熊本県	総務部	危機管理・防災消防総室
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理室
鹿児島県	総務部	消防防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

## 九州・山口9県災害時相互応援協定に係る 医療支援に関する実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「応援協定」という。）第2条第五号に規定する医療支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護活動に係る要員の派遣
- (2) 被災患者の受け入れ
- (3) 医薬品等の提供

### (派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1号に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班とする。

2 前項に定める班の一班当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別の編成を行うことができる。

- (1) 医療救護班 医師1名、看護師2名、その他2名
- (2) 保健指導班 保健師2名、その他1名
- (3) 薬剤管理班 薬剤師2名

### (派遣の班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班、薬剤管理班の派遣班数の基準は、各県の実状により、それぞれ1～3班とする。ただし、各県は災害の規模その他の事情により、本文基準に拘らず派遣することができるものとする。

### (応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

### (派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

### (医薬品の提供)

第7条 各県は、初動期（被災後48時間以内をいう。以下同じ。）の医療救護等のために医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を被災県が予め定める集積所まで、各県（被災県をのぞく。）が行うものとする。

### (マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

(支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2月以内の期間とするが、引き続いて被災県の要請があるときは、各県（被災県を除く。）は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合において、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

第10条 応援協定第3条第5項に基づき求める医療支援の担当部局は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受け入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し、別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

(1) 一般病床100床以上の病院

(2) ICU、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その他団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

(適用)

第14条 この実施細目は、平成7年11月8日から適用する。

別表第1（10条関係）

各 県 の 担 当 部 局

区 分	医務に関するもの	薬務に関するもの
福岡県保健福祉部	医療指導課	薬務課
佐賀県健康福祉本部	医務課	薬務課
長崎県福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊本県健康福祉部	医療政策総室	薬務課
大分県福祉保健部	医務課	薬務室
宮崎県福祉保健部	医療薬務課	医療薬務課
鹿児島県保健福祉部	医務課	薬務課
沖縄県福祉保健部	医務・国保課	薬務衛生課
山口県健康福祉部	医務保険課	薬務課

## 16 災害時の医療救護活動に関する協定書

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

#### （医療救護班の派遣）

第2条 甲は、福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

#### （災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- (1) 乙内部の医療救護組織及び指揮命令系統
- (2) 各医療救護組織の業務
- (3) 医療救護活動の実施方法
  - ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式
  - イ 応援医療救護班を含めた医療救護班の現地指揮者
  - ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容
  - エ 医療救護班の輸送体制
  - オ 訓練計画
  - カ その他必要な事項

- 2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

#### （医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

- 2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。
- 3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者の選別（トリアージ）
  - (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (3) 傷病者に対する医療救護及び助産救護
  - (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。  
2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（研修及び訓練）

第9条 乙は、医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設置の損傷についての実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町村及び郡市区医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が、この協定に準じて郡市区医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年2月18日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事

乙 社団法人福岡県医師会

代表者 福岡県医師会長

## 17 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

### 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

#### （医療救護班の派遣）

第2条 甲は、福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

#### （災害医療救護計画）

第3条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（1）乙内部の歯科医療救護組織及び指揮命令系統

（2）各歯科医療救護組織の業務

（3）歯科医療救護活動の実施方法

ア 歯科診療所等の被災状況の把握、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式

イ 応援歯科医療救護班を含めた歯科医療救護班の現地指揮者

ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容

エ 歯科医療救護班の輸送体制

オ 訓練計画

カ その他必要な事項

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

#### （歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するものほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第9条 乙は、歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の実施中に、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に必要な費用
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第 11 条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する歯科医療救護活動が、この協定に準じて郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。

ただし、この協定の満了日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 9 月 18 日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事

乙 社団法人福岡県歯科医師会

代表者 福岡県歯科医師会長

## 18 災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書

### 災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書

災害救助法（昭和22年法律118号。以下「法」という。）による救助又はその応援の実施の委託について福岡県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社福岡県支部長（以下「乙」という。）とは次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、法第32条の規定に基づき、災害に際して行なう救助のうち、次の各号に掲げる救助又はその応援の実施（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### 1 医 療

- (1) 診 療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 助 産

#### 2 助 産

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### 3 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等との処置
- (2) 検 案

第2条 乙は、甲の要請に基づいて業務を行うものとし、その期間は、前条第1号に掲げるものにあっては災害発生の日から14日以内、同条第2号に掲げるものにあっては分べんの日から7日以内、同条第3号に掲げるものにあっては災害発生の日から10日以内とする。

第3条 業務は、日本赤十字社救護員又は乙の編成する救護班若しくは現地医療班により行なうものとする。

第4条 甲は、業務を実施するため乙が支弁した費用について、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、別表に定めるところにより補償する。

第5条 前条により甲が補償する費用は、当該業務の終了後、乙の請求により甲が支払うものとする。

第6条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらず、自ら業務を行なうことができる。

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第8条 この契約の有効期間は、契約の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙のいずれか一方から本契約の改正の意思表示がなされないとときは、有効期間満了の際、この契約と同一の条件をもって更に契約をなしたものとみなす。

この契約を証するため契約書2通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

平成元年12月

甲 福岡県知事名

乙 日本赤十字社  
福岡県支部長名

## 19 備蓄リスト(医薬品) \*印は冷所保存

医薬品卸売協会で備蓄

成分名	製品名	規格	備考	包装単位	備蓄数量	1箇所の備蓄数量	移行年度			
							17	18	19	20
合成抗菌剤	タリビッド錠									
セフェム系	フロモックス	100mg	タリビッドまたは左記のセフェム系抗生物質から選択	100錠	20箱	5箱	流通備蓄			
	バナン	100mg								
	セフゾン	100mg								
オフロキサシン	タリビット点眼液	0.3% 5ml			10 A	20箱	5箱			
ペニシリン系	ペントシリン注	1g			10 V	20箱	5箱			
ニトログリセリン錠	ニトロベン	0.3mg			100錠	20箱	5箱			
ジクロフェナク	ボルタレン錠	25mg								
ロキソプロフェン	ロキソニン錠	60mg	左記2製品から選択	100錠	20箱	5箱	流通備蓄			
ジクロフェナク(*)	ボルタレンサポ	25mg								
アズレンスルホン酸Na	マーズレン顆粒	0.5g	左記2製品のうちから選択	1050包	20箱	5箱	流通備蓄			
テブレノン	セルベックスカプセル	50mg								
デキサメタゾン	デカドロン注	3.3mg			10 A	20箱	5箱			
滅菌精製水	滅菌精製水	500ml			1本	800本	200本			
塩酸アドレナリン	ボスミン注	0.1% 1ml			10 A	20箱	5箱			
逆性石鹼10%	逆性石鹼10%	500ml			1本	60本	12本			
ペンタゾシン	ソセゴン注	15mg	左記2製品から選択	10 A	20箱	5箱	流通備蓄			
	ペンタジン注	15mg								
臭化チルスコボラミン	ブスコパン注	2% 1ml	左記2製品のうちから選択	50 A	20箱	5箱	流通備蓄			
	チルバッサン注	2% 1ml								
硫酸アトロピン	硫酸アトロピン注	0.05% 1ml			10 A	20箱	5箱			
アミノフィリン	ネオフィリン注	2.5% 10ml			30 A	20箱	5箱			
ボビドンヨード	イソジン液	250ml			1本	80本	20本			
硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン軟膏	1mg 10g			10本	20箱	5箱			
塩酸リドカイン	キシロカインゼリー	2% 30ml			5 A	20箱	5箱			
フェノバルビタール	10%フェノバル注	1ml			10 A	20箱	5箱			
ジアゼバム	セルシン錠	2mg	ジアゼバム錠であれば製品名問わず	100錠	20箱	5箱	流通備蓄			
	ホリゾン錠	2mg								
トラネキサム酸	トランサミン注	5% 5ml			10 A	20箱	5箱			
塩酸リドカイン	1%キシロカインホリアン	10ml			10 A	20箱	5箱			
ケトプロフェン	ミルタックス	6枚/袋	左記3製品から選択	40袋	20箱	5箱	流通備蓄			
	モーラス	6枚/袋								
インドメタシン	カトレップ	5枚/袋								
塩酸ドバミン注	イノバン注	100mg 5ml	塩酸ドバミンであれば製品名問わず	10 A	20箱	5箱	流通備蓄			
セフェム系	セファメジンα注射用	1g								
	オーツカCEZ		左記3製品から選択	10 V	20箱	5箱	流通備蓄			
	パンスポリン									
ブドウ糖	5%ブドウ糖注射液(袋)	500ml			10袋	20箱	5箱			
炭酸水素ナトリウム	メイロン注	20ml			50 A	20箱	5箱			
グルコン酸クロルヘキシジン	5%ヒビテン液	500ml			1本	20本	5本			
リン酸ヒドロコルチゾンNa	水溶性ハイドロコートン注	500mg 10ml	左記2製品のうちから選択	5 V	20箱	5箱	流通備蓄			
ブレドニドロン	ソルメドロール500	500mg								
カルバゾクロムスルホン酸Na	アドナ注	10mg 2ml			10 A	20箱	5箱			
アミノグリコシド系	ゲンタシン注	40mg	左記2製品から選択	10 A	20箱	5箱	流通備蓄			
	イセバシン注	200mg								
生理食塩水	生理食塩水	20ml			50 A	20箱	5箱			
乳酸リンゲル	ラクテック注(袋)	500ml			20袋	4箱	1箱			
生理食塩水	生理食塩水	100ml			10 A	20箱	5箱			
ジアゼバム	セルシン注	10mg	ジアゼバム注であれば製品名問わず	10 A	20箱	5箱	流通備蓄			
	ホリゾン注	10mg								
消毒エタノール	消毒エタノール	500ml			1本	80本	20本			
スルビリン注	25%メチロン注	1ml			50 A	40箱	10箱			
フロセミド	ラシックス注	20mg			50 A	20箱	5箱			
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン(*)	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン(*)	250IU	購入備蓄		1 V	20箱	5箱	保管	保管	

## 19 備蓄リスト(衛生材料、事務用品)

医薬品卸売協会で備蓄

区分	品名	規格	備蓄単位	総備蓄数量	1箇所の備蓄数量	備蓄形態	移行年度			
							17	18	19	20
衛生材料	注射器	ディスポ1cc、23G針付	50本/組	20組	5組	新規	流通備蓄	保管備蓄	保管備蓄 (点検結果により流通備蓄へ移行)	
	輸液セット	輸液セット(点滴量:15滴、びん針:針型、静脈針無し、通気針:1、コネクタ-形状:Y型管、中間チューブ付)	50個/組	20組	5組	流通				
	輸液セット(針)	翼付静注針(21G,19mm)	50個/組	20組	5組	流通				
	滅菌ガーゼ	7.5cm×7.5cm 12枚重ね (1枚袋×100枚)/箱	2箱/組	20組	5組	流通				
	注射器	ディスポ5cc、22G針付	100本/組	20組	5組	流通				
	注射器	ディスポ10cc、21G針付	10本/組	20組	5組	流通				
	注射針	21G(A-4-4用)	10本/組	20組	5組	流通				
	注射筒	ディスポ20cc	50本/組	20組	5組	流通				
	絆創膏	紙テープ9mm×10m	20個/組	20組	5組	流通				
	絆創膏	布テープ50mm×5m	6個/組	20組	5組	流通				
	カット綿	80×160 mm	200g/組	20組	5組	流通				
	伸縮包帯	7.5 cm×9m	20個/組	20組	5組	流通				
	弾性包帯	7.5 cm×4.5 m	20個/組	20組	5組	流通				
	投薬瓶	ボリ製 200cc	3個/組	20組	5組	保管				
	皮膚用鉛筆	赤・黒 各3	各3本/組	20組	5組	保管				
	紙コップ	200cc(検尿)	100個/組	20組	5組	保管				
	石鹼	薬用(90g)	2個/組	20組	5組	保管				
	軽便ガムソリ		5本/組	20組	5組	保管				
	裁縫セット	鋸1、糸(白、黒)各1、針24本、カラーソフトクリアケース入	1セット	20セット	5組	保管				
事務用品	ビニール袋	20×12cm 200枚、30×20cm 50枚	50枚/組	20組	5組	保管				
	マッチ	大箱入	1箱	20箱	5組	保管				
	ローソク	直径3cm×31cm 2本入	2個/組	20組	5組	保管				
	懐中電灯	単一電池2本、予備電球付 赤(防水)	3個/組	20組	5組	保管				
	ホリ容器	18L	3個/組	20組	5組	保管				
	上質紙	B4 55K	50枚/組	20組	5組	保管				
	封筒	角2クラフト 85g/m <sup>2</sup>	20枚/組	20組	5組	保管				
	ボールペン	油性、黒・赤 各2本	各2本/組	20組	5組	保管				
	鉛筆	青・赤 2B 各1本	各1本/組	20組	5組	保管				
	マジック(太)	油性 φ15mm、黒・赤 各1本	各1本/組	20組	5組	保管				
	マジック(細)	油性 φ10mm、黒・赤 各1本	各1本/組	20組	5組	保管				
	セロハンテープ	18mm×35m	5個/組	20組	5組	保管				
	二重画鉛	130 本入	1箱	20箱	5組	保管				
	スタンプ台	106 × 67 × 15 mm 青・赤 各1個	各1個/組	20組	5組	保管				
	朱肉	モルト朱肉 64 mm	1個	20個	5組	保管				
	ホチキス	マックスHD-10D	1個	20個	5組	保管				
	ホチキス針	マックスNo10.5×8.4mm、1000本入	1個	20個	5組	保管				
	用箋鉄	B4判用	2枚/組	20組	5組	保管				
	クリップ	大(30mm) 100 本入 プラケース入	1個	20個	5組	保管				
	荷札	12cm×6cm 赤枠、シールタイプ 白色	100枚/組	20組	5組	保管				
	タフローフ	ホリエチレン 50mm×400m 白色	1個	20個	5組	保管				
	色ビニールテープ	赤・黄・緑 各1巻 幅19mm×長さ10m	各1巻/組	20組	5組	保管				
	カムテープ	幅50mm×長さ25m(布タイプ)	1個	20個	5組	保管				
	ノート	A4 40枚	1冊	20冊	5組	保管				
	計算機	ソーラー12桁	1個	20個	5組	保管				
	事務用はさみ	刃渡り寸法81mm 170×62mm 58g ステンレス製	1個	20個	5組	保管				
	ビニール水桶	蓋付きバケツ、5L	1個	20個	5組	保管				
	ペンチ	ピカタ- 175 mm	1個	20個	5組	保管				
	ナイフ	宗近中 2つ折タイプ	1個	20個	5組	保管				
	安全ピン	10×57mm 10本入 台紙付き	10個/組	20組	5組	保管				
	輪ゴム	100g入り箱入り、44.5mm×70mm×1mm	1箱	20箱	5組	保管				
	直線定規	36cm アクリル製 目盛付	1本	20本	5組	保管				
	電池	単一電池4本、単三電池4本 アルカリ	各4個/組	20組	5組	保管				

## 19 備蓄リスト(医療機器)

医療機器協会で備蓄

品名	規格	備蓄単位	総備蓄数量	1箇所の備蓄数量	備蓄形態	移行年度			
						17	18	19	20
気管切開チューブ	ホーテックス カフ付、1穴あき 内径6mm	2本/組	20組	5組	流通	流通備蓄	流通備蓄	流通備蓄	流通備蓄
気管切開チューブ	ホーテックス カフ付、1穴あき 内径8mm	2本/組	20組	5組	流通				
気管切開チューブ	ホーテックス カフ無、1穴あき 内径4mm	2本/組	20組	5組	流通				
気管吸引チューブ	吸引カテーテル Fr.10(チューブ長 550mm・側孔数2・弁付コネクター)	2本/組	20組	5組	流通				
気管吸引チューブ	吸引カテーテル Fr.12(チューブ長 550mm・側孔数2・弁付コネクター)	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ付)	テルモマキルタイプ 内径7.0mm外形9.3mmサイズ28	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ付)	テルモマキルタイプ 内径8.0mm外形10.7mmサイズ32	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ付)	テルモマキルタイプ 内径6.0mm外形8.0mmサイズ24	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ無)	テルモマキルタイプ 内径2.5mm外形3.3mmサイズ10	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ無)	テルモマキルタイプ 内径3.5mm外形4.7mmサイズ14	2本/組	20組	5組	流通				
気管内チューブ(カフ無)	テルモマキルタイプ 内径4.5mm外形6.0mmサイズ18	2本/組	20組	5組	流通	保管備蓄	保管備蓄	保管備蓄	保管備蓄
針付縫合糸	強弯角針17mm、黒シルクブレード、3-0、50cm(10本入)	各10個/組	20組	5組	流通				
替刃メス	フタバ(12枚入)No11	12枚/組	20組	5組	流通				
替刃メス	フタバ(12枚入)No15	12枚/組	20組	5組	流通				
口腔吸引チューブ	ネラトンカテーテル4号(2穴型)	1本/組	20組	5組	流通				
口腔吸引チューブ	ネラトンカテーテル6号(2穴型)	1本/組	20組	5組	流通				
口腔吸引チューブ	ネラトンカテーテル8号(2穴型)	1本/組	20組	5組	流通				
縫合糸	黒シルクブレード(10本入) 40cm、No6-0	10本/組	20組	5組	流通				
縫合糸	黒シルクブレード(10本入) 40cm、No3-0	10本/組	20組	5組	流通				
縫合糸	黒シルクブレード(10本入) 40cm、No5-0	10本/組	20組	5組	流通				
手術用手袋	No7.5、滅菌済、曲指	4双/組	20組	5組	流通	保管備蓄 (点検結果により 流通備蓄に移行)	保管備蓄 (点検結果により 流通備蓄に移行)	保管備蓄 (点検結果により 流通備蓄に移行)	保管備蓄 (点検結果により 流通備蓄に移行)
手術用手袋	No6.5、滅菌済、曲指	4双/組	20組	5組	流通				
手術用手袋	No7、滅菌済、曲指	4双/組	20組	5組	流通				
眼帯	クールハット付(眼帯1個、当てハット2個、清拭綿5個)	10箱/組	20組	5組	流通				
縫合針	No1強湾角針(10本入)	1箱/組	20組	5組	流通				
縫合針	No1弱湾角針(10本入)	1箱/組	20組	5組	流通				
縫合針	No5強湾角針(10本入)	1箱/組	20組	5組	流通				
縫合針	No5弱湾角針(10本入)	1個/組	20組	5組	流通				
縫合針	No3強弯丸針(10本入)	1個/組	20組	5組	流通				

品名	規格	備蓄単位	総備蓄数量	1箇所の備蓄数量	備蓄形態	移行年度			
						17	18	19	20
聴診器	リットマン型、ケース付	1個/組	20組	5組	保管	保管備蓄			
血圧計	タイコス型(アネロイト)、ケース付ベルクロカフ付	1個/組	20組	5組	保管				
携帯型心電計	単三電池8本	1個/組	20組	5組	保管				
外科消息子	18cm、黄銅製クロムメッキ	1本/組	20組	5組	保管				
三角巾	綿布製 105 cm×105 cm×150 cm	1枚/組	20組	5組	保管				
駆血帶	井の内式 金具ゴム付	2個/組	20組	5組	保管				
陰圧式固定具マジックキーブスセット	3個1組、ポンプ付、ケース(鍵付)付	1個/組	20組	5組	保管				
(手動式蘇生器)レシガ	シリコン製 成人用(換気バッグ、マスク大小各1、バルブ、リサーバーバルブ、リサーバーバッグ)	1個/組	20組	5組	保管				
(手動式蘇生器)レシシ	シリコン製 新生児用(換気バッグ、マスク大中小各1、バルブ、リサーバーバルブ、リサーバーバッグ)	1個/組	20組	5組	保管				
マスク	シリコン製 成人用 大	1個/組	20組	5組	保管				
マスク	シリコン製 成人用 中	1個/組	20組	5組	保管				
マスク	シリコン製 新生児用 大	1個/組	20組	5組	保管				
マスク	シリコン製 新生児用 中	1個/組	20組	5組	保管				
マスク	シリコン製 新生児用 小	1個/組	20組	5組	保管				
エアウエイ	成人用 大	1個/組	20組	5組	保管				
エアウエイ	成人用 中	1個/組	20組	5組	保管				
エアウエイ	成人用 小	1個/組	20組	5組	保管				
エアウエイ	新生児用 中	1個/組	20組	5組	保管				
エアウエイ	新生児用 小	1個/組	20組	5組	保管				
スタイレット	気管チューブ挿入用 黄銅製 大	1本/組	20組	5組	保管				
スタイレット	気管チューブ挿入用 黄銅製 小	1本/組	20組	5組	保管				
開口器	エスマルヒ	1個	20組	5組	保管				
手動引金式人工蘇生器「エルダーレサシセット」	1.エルダーバルブ 2.フェスマスク3.ビニールマスク4.減圧弁(ヨーケ取り付け型)5.バルブ式流量計6.酸素ボンベ(アルミ2L)7.酸素駆動式吸引器8.手動式吸引器9.開口器10.バイオティックエスマルヒ11.ベンラート12.口対口蘇生チューブ13.ケトルエアウエイ(経口)14.ネーサルエアウエイ(経鼻)15.加湿器16.吸引器用ホース(2m)17.加湿器用接続チューブ18.収納ケース寸法:200×650×170mm材質:合板、エンボス加工、アルミ張り)	1組	20組	5組	保管				

品名	規格	備蓄単位	総備蓄数量	1箇所の備蓄数量	備蓄形態	移行年度			
						17	18	19	20
捲綿子	咽用(ハルトマン)210mm	2本/組	20組	5組	保管	保管備蓄			
捲綿子	耳鼻用(ルーチェ)115mm	3本/組	20組	5組	保管				
洗顔瓶(アイカップ)	70×55×150 mm 本体(スチロール)、キャップ(ポリエチレン)	1個/組	20組	5組	保管				
洗眼受水器	小(真鍮ニッケルメッキ)半田付仕上	1個/組	20組	5組	保管				
開瞼器	河本式、大(左右1組)	1組	20組	5組	保管				
開瞼器	河本式、小(左右1組)	1組	20組	5組	保管				
尋常ピンセット	ステンレス 11.5cm、無鈎(眼科用直)	1本/組	20組	5組	保管				
尋常ピンセット	ステンレス 11.5cm、有鈎(眼科用直)	1本/組	20組	5組	保管				
固定ピンセット	眼球固定鑑子(直)ステンレス11cm	1本/組	20組	5組	保管				
異物針	片柄 柄より先端までの長さ30mm	1本/組	20組	5組	保管				
点眼瓶	ボリ製ケース付、5ml、茶褐色	5本/組	20組	5組	保管				
点眼棒	ガラス製13cm、色分け	3本/組	20組	5組	保管				
咽頭捲綿子	ハルトマン式咽喉用、ステンレス22cm	1本/組	20組	5組	保管				
耳鼻用ピンセット	ステンレス、鼻用無鈎、ルーチェ160mm	1本/組	20組	5組	保管				
耳用捲綿子	ステンレス、耳用、ルーチェ式115mm	1本/組	20組	5組	保管				
舌圧子	フレンケル氏式、真中製	2本/組	20組	5組	保管				
鼻鏡	和辻式、大	1個/組	20組	5組	保管				
鼻鏡	和辻式、中	1個/組	20組	5組	保管				
鼻用捲綿子	ステンレス、鼻用、ルーチェ式145mm	5本/組	20組	5組	保管				
持針器	マッчуー17cm	1本/組	20組	5組	保管				
止血鉗子	コッヘル有鈎直14cm	2本/組	20組	5組	保管				
止血鉗子	ヘアン無鈎直14cm	2本/組	20組	5組	保管				
止血鉗子	ハルステット・モスキート、12.5cm、有鈎直	2本/組	20組	5組	保管				
止血鉗子	ハルステット・モスキート、12.5cm、無鈎直	2本/組	20組	5組	保管				
外科剪刀	両鈍反14.5cm	1本/組	20組	5組	保管				
外科剪刀	片尖直14.5cm	2本/組	20組	5組	保管				
ピンセット	有鈎13cm	2本/組	20組	5組	保管				
ピンセット	無鈎13cm	2本/組	20組	5組	保管				
メスホルダー	フタバ No3	2個/組	20組	5組	保管				
止血鉗子	ヘアン 14cm 直	2個/組	20組	5組	保管				

品名	規格	備蓄単位	総備蓄数量	1箇所の備蓄数量	備蓄形態	移行年度			
						17	18	19	20
ピットナイフ	20Gフルハンドル、ステンレス	1本/組	20組	5組	保管	保管備蓄			
酸素吸鼻孔カニューラ	中	5個/組	20組	5組	保管				
注腸カテーテル	バルーン付、33(小児用)	1本/組	20組	5組	保管				
注腸カテーテル	バルーン付、42(大人用)	1本/組	20組	5組	保管				
打診器	針・ハケ付、大貫式 全長190mm	1個/個	20組	5組	保管				
体温計	平型、プラスチックケース付	5個/組	20組	5組	保管				
メジャー	2m自動式、ビニル製、ストッパー付	1個/組	20組	5組	保管				
直像鏡	検眼・耳鼻鏡セット ウエルチ・アリン社製	1組	20組	5組	保管				
額帶付反射鏡	鏡Φ80mm	2組	20組	5組	保管				
両頭鋭匙	ホルクマン氏、0-00	1本	20組	5組	保管				
両頭鋭匙	ホルクマン氏、1-2	1本	20組	5組	保管				
匙状有溝消息子	ローゼル氏、直、黄銅製ニッケルメッキ 150mm	1本	20組	5組	保管				
気管偏平鉤	単鋭鉤(コヘル)22cm	1本	20組	5組	保管				
気管偏平鉤	両頭鉤(マチュ) 両頭一方向き 鈍 16cm	1本	20組	5組	保管				
タル鉗子	バックハウス、ステンレス13cm	2本/組	20組	5組	保管				
消毒盆(A)	ステンレス27cm×21cm×4cm、フタ付	1個	20組	5組	保管				
消毒盆(B)	ステンレス24cm×18cm×4cm、フタ付	1個	20組	5組	保管				
煮沸消毒器	ステンレス27cm×12cm×6.5cm 热源部なし	1個	20組	5組	保管				
膾盆	ステンレス21cm	2個/組	20組	5組	保管				
鉗子立	ステンレスΦ7.5cm×11.5cm手なし	1個	20組	5組	保管				
シャーレ	ステンレスΦ9cm×2cm	2個/組	20組	5組	保管				
鼻鏡	ハルトマン 中	1個	20組	5組	保管				
吸引器(足踏式)	吸引圧:300mmHg、吸引量:毎分25L、寸法19×10×17cm	1組	20組	5組	保管				
マッキントッシュ喉頭鏡セット	喉頭鏡プレート・電球付、成人、小児、新生児用、喉頭鏡ハンドル 電池付 ケース	1組	20組	5組	保管				
舌鉗子	コラン氏 マイスコ 165mm ステンレス	1個	20組	5組	保管				
舌圧子	フレンケル 長さ165×曲部110×先幅17mm 真鍮製	3個/組	20組	5組	保管				
バイトブロック	大 75mm(成人用)	1個/組	20組	5組	保管				
バイトブロック	小 55mm(新生児用)	1個/組	20組	5組	保管				
サクションコネクター	ストレート型、(チューブ内径範囲:2.5~6mm)10個入り	2袋/組	20組	5組	保管				
緊急剪刀	18.5cm 直鈍	1本	20組	5組	保管				

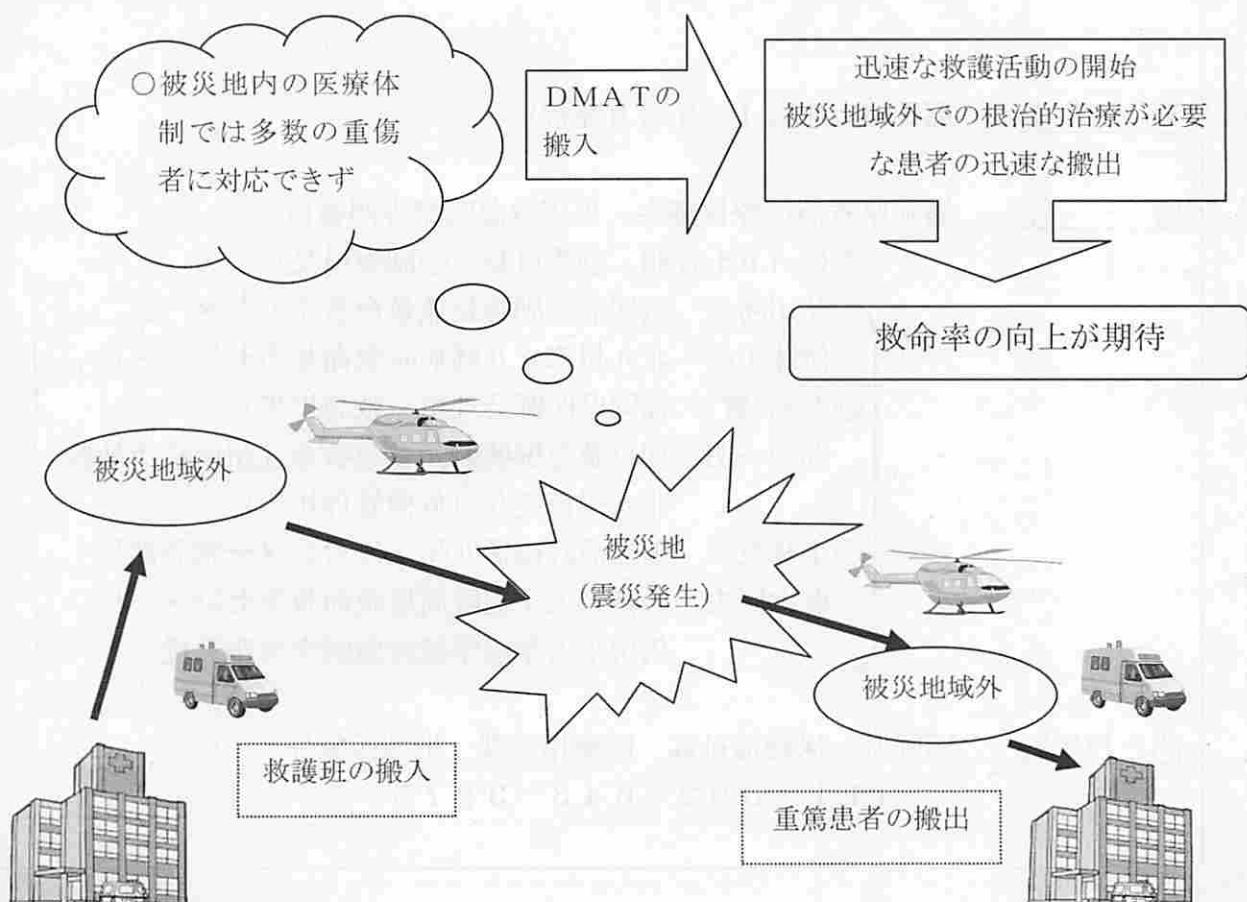
## 20 災害派遣医療チーム（DMA T）について

～日本DMA T活動要領について（厚生労働省医政局指導課長通知）より抜粋～

- 災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）とは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。
- 阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「避けられた災害時」が大きな問題として取り上げされました。
- 自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されます。
- このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待されます。
- 災害時の医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネージメントに関する知見が必要となります。
- この活動を担うべく、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けたDMA Tを日本DMA Tといいます。
- 災害対策基本法に基づく国の防災基本計画には、「国が災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMA T）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進する」旨が記載されています。

\* DMA TとはDisaster Medical Assistance Teamの略

【DMA T活動イメージ図】



## 福岡県災害時医療救護マニュアル

発行者 福岡県（平成19年3月発行）

監修 福岡県救急医療協議会 災害救急医療専門委員会

委員（五十音順 ◎委員長 ○副委員長）

鮎川勝彦 飯塚病院副院長兼救命救急センター長

伊藤重彦 北九州市立八幡病院救命救急センター長

◎大木 實 福岡県医師会理事（救急担当）

郡山一明 (財)救急振興財団救急救命九州研修所教授  
北九州市参与（危機管理担当）

○小林良三 国立病院機構九州医療センター救急部長

坂本照夫 久留米大学病院高度救命救急センター長  
久留米大学医学部救急医学講座教授

問合わせ先 福岡県 保健福祉部 医療指導課 地域医療係

TEL 092-643-3275